

令和2年9月定例会

環境生活建設委員会

予算決算委員会（環境生活建設分科会）

会 議 録

長 崎 県 議 会

目 次

(委員間討議)

1、開催日時・場所	1
2、出席者	1
3、経過	
委員会	
審査内容等に関する委員間討議(協議)	1

(第1日目)

1、開催日時・場所	3
2、出席者	3
3、審査事件	3
4、付託事件	3
5、経過	

(土木部)

分科会

土木部長予算議案説明	5
監理課長補足説明	5
建設企画課長補足説明	6
予算議案に対する質疑	6
予算議案に対する討論	15

委員会

土木部長総括説明	15
住宅課企画監補足説明	17
都市政策課長補足説明	17
建設企画課長補足説明	19
港湾課長補足説明	20
議案に対する質疑	21
議案に対する討論	22
陳情審査	23
知事専決事項報告に対する質問	25
長崎県総合計画(仮)素案に対する質問	28
議案外所管事項に対する質問	32
意見書審査	40

(第2日目)

1、開催日時・場所	43
2、出席者	43
3、経過	

(文化観光国際部)

分科会

文化観光国際部長予算議案等説明	44
文化振興課長補足説明	45
世界遺産課長補足説明	48
観光振興課長補足説明	48

国際観光振興室長補足説明	5 0
物産ブランド推進課長補足説明	5 1
スポーツ振興課長補足説明	5 2
予算議案等に対する質疑	5 3
予算議案に対する討論	7 8
委員会	
文化観光国際部長総括説明	7 8
議案に対する討論	8 1
陳 情 審 査	8 1
経営状況説明書に対する質問	8 3
長崎県総合計画（仮）素案に対する質問	8 3
議案外所管事項に対する質問	8 6

（第3日目）

1、開催日時・場所	9 5
2、出席者	9 5
3、経過	

（県民生活環境部）

分科会	
県民生活環境部長予算議案説明	9 5
人権・同和対策課長補足説明	9 6
予算議案に対する質疑	9 6
予算議案に対する討論	1 0 2
委員会	
県民生活環境部長所管事項説明	1 0 3
県民生活環境課長補足説明	1 0 4
男女参画・女性活躍推進室長補足説明	1 0 5
陳 情 審 査	1 0 6
知事専決事項報告及び経営状況説明書に対する質問	1 0 7
長崎総合計画（仮）素案等に対する質問	1 0 7
議案外所管事項に対する質問.....	1 1 4

（交 通 局）

委員会	
交通局長所管事項説明	1 2 2
陳 情 審 査	1 2 4
経営状況説明書に対する質問	1 2 4
議案外所管事項に対する質問	1 2 5
委員間協議	1 2 9

(配付資料)

- ・分科会関係議案説明資料（土木部）
- ・委員会関係議案説明資料（土木部）
- ・委員会関係議案説明資料（追加1：土木部）
- ・分科会関係議案説明資料（文化観光国際部）
- ・委員会関係議案説明資料（文化観光国際部）
- ・委員会関係議案説明資料（追加1：文化観光国際部）
- ・委員会関係議案説明資料（追加2：文化観光国際部）
- ・分科会関係議案説明資料（県民生活環境部）
- ・委員会関係議案説明資料（県民生活環境部）
- ・委員会関係議案説明資料（交通局）

委員間討議

1、開催年月日時刻及び場所

令和2年9月10日

自 午前11時00分
至 午前11時08分
於 委員会室3

2、出席委員の氏名

委員	長	山本 由夫 君
副委員	長	久保田将誠 君
委員		田中 愛国 君
		溝口芙美雄 君
		徳永 達也 君
		山田 朋子 君
		ごうまなみ 君
		宅島 寿一 君
		宮島 大典 君
		宮本 法広 君
		中村 泰輔 君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、審査の経過次のとおり

午前11時00分 開会

【山本(由)委員長】ただいまから、環境生活建設委員会を開会いたします。

これより議事に入ります。

まず会議録署名委員を、慣例によりまして、私から指名させていただきます。

会議録署名委員は、溝口委員、ごう委員の2人をお願いいたします。

次に、審査の方法について、お諮りいたします。

本日の委員会は、令和2年9月定例会における本委員会の審査内容等を決定するための委員間討議であります。

それでは、審査方法等について、お諮りいたします。

審査の方法については、委員会を協議会に切り替えて行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議ないようですので、そのように進めることにいたします。

それでは、ただいまから、委員会を協議会に切り替えます。

しばらく休憩いたします。

午前11時02分 休憩

午前11時07分 再開

【山本(由)委員長】委員会を再開いたします。

それでは、本日協議いたしました委員会の審査内容については、原案のとおり決定されましたので、この後、理事者に正式に通知することといたします。

ほかにご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほかにないようですので、本日の環境生活建設委員会を終了いたします。

お疲れ様でした。

午前11時08分 散会

第 1 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和2年9月25日

自 午前10時 0分
至 午後 2時44分
於 委員会室 3

都市政策課長	植村 公彦 君
道路建設課長	馬場 一孝 君
道路維持課長	馬場 幸治 君
港湾課長	平岡 昌樹 君
港湾課企画監	松永 裕樹 君
河川課長(参事監)	浦瀬 俊郎 君
河川課企画監	松本 憲明 君
砂防課長	鈴田 健 君
建築課長	三原 真治 君
営繕課長	平松 彰 君
住宅課長	高屋 誠 君
住宅課企画監	小山 俊一 君
用地課長	佐々木健二 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	山本 由夫 君
副委員長(副会長)	久保田将誠 君
委 員	田中 愛国 君
”	溝口芙美雄 君
”	徳永 達也 君
”	山田 朋子 君
”	ごうまなみ 君
”	宅島 寿一 君
”	宮島 大典 君
”	宮本 法広 君
”	中村 泰輔 君

6、審査事件の件名

○予算決算委員会（環境生活建設分科会）

第110号議案

令和2年度長崎県一般会計補正予算（第7号）
（関係分）

第111号議案

令和2年度長崎県港湾施設整備特別会計補正
予算（第2号）

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

土 木 部 長	奥田 秀樹 君
土 木 部 技 監	有吉 正敏 君
土 木 部 次 長	天野 俊男 君
土木部参事監 (まちづくり推進担当)	村上 真祥 君
監 理 課 長	田中 庄司 君
建設企画課長	川添 正寿 君
建設企画課企画監	中村 泰博 君
新幹線事業対策室長 (参事監)	大塚 正道 君

7、付託事件の件名

○環境生活建設委員会

(1) 議 案

第117号議案

訴えの提起について

第118号議案

公の施設の指定管理者の指定について

第119号議案

本明川ボート練習場センターブイ整備事業に
対する諫早市の負担金について

(2) 請 願

な し

（3）陳情

- ・要望書（五島市）
- ・要望書（西海市）
- ・要望書（長崎市）
- ・令和3年度離島振興の推進に関する要望書
- ・要望書（平戸市）
- ・諫早市 政策要望
- ・要望書（島原市）
- ・令和2年度 長崎県への施策に関する要望・提案書（雲仙市）
- ・令和2年度 長崎県の施策に関する要望・提案書（南島原市）
- ・要望書 令和2年度一般国道202号の整備推進ならびに（仮称）福田バイパスの早期事業化について
- ・要望書 令和2年度長崎外環状線の早期完成について
- ・要望書 令和2年度一般国道499号の整備促進について
- ・要望書 令和2年度一般国道34号の整備促進について
- ・要望書 地域高規格道路「西彼杵道路」の建設促進について
- ・要望書 地域高規格道路「長崎南北幹線道路」の早期事業化について
- ・要望書（伝統工法で残された古民家再生の安全と安心へ）
- ・要望書（長与町）
- ・要望書（国道205号佐世保市～東彼杵町（東彼杵道路）の早期整備を求める要望）
- ・要望書 主要地方道「佐世保日野松浦線」及び一般県道「佐世保世知原線」の整備促進について
- ・西九州自動車道の建設促進に関する要望書
- ・印通寺港整備に関する要望について

- ・要望書（大村市）
- ・大雨被害に関する緊急要望書（大村市）
- ・身体障害者福祉の充実に関する要望書

8、審査の経過次のとおり

午前10時 0分 開会

【山本(由)委員長】 おはようございます。

ただいまから環境生活建設委員会及び予算決算委員会環境生活建設分科会を開会いたします。それでは、これより議事に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、第117号議案「訴えの提起について」ほか2件であります。そのほか、陳情24件の送付を受けております。

なお、予算議案につきましては、予算決算委員会に付託されました予算議案の関係部分を、環境生活建設分科会において審査することになっておりますので、本分科会として審査いたします案件は、第110号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分ほか1件であります。

次に、審査方法についてお諮りいたします。

審査は従来どおり、分科会審査、委員会審査の順に行うこととし、各部局ごとに、お手元にお配りしております審査順序のとおり行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)委員長】 ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

なお、開会日の委員会におきまして、議案外の審査に関して説明いたしましたとおり、法定報告や計画案件を除く一般的な議案外に関する質問につきましては、事前通告に基づき質問を行うことといたします。

また、一般的な議案外の質問につきまして、各委員の質問時間は、答弁時間を含めて5分以内とし、質問の回数は1部局の審査につき1回となっております。

委員会日程は3日間と決定していることから、委員会運営について、皆様のご協力をお願いいたします。

これより、土木部関係の審査を行います。

【山本(由)分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

土木部長より、予算議案の説明を求めます。

【奥田土木部長】 土木部関係の議案についてご説明いたします。

予算決算委員会 環境生活建設分科会関係議案説明資料の土木部をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第110号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算(第7号)」のうち関係部分、第111号議案「令和2年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算(第2号)」であります。

このうち、第110号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算(第7号)」のうち土木部関係の歳入・歳出予算は記載のとおりであります。

2ページをご覧ください。

補正予算の内容としましては、本年7月の豪雨による被災施設の復旧等に要する経費として、公共事業53億2,562万円の増、単独事業2億4,500万円の増、また、建設工事等リモート化導入事業に要する経費として、624万2,000円の増を計上いたしております。

このほか、繰越明許費及び債務負担行為については、記載のとおりであります。

また、第111号議案「令和2年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算(第2号)」について

は、記載のとおりであります。

以上をもちまして、土木部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【山本(由)分科会長】 次に、監理課長より補足説明を求めます。

【田中監理課長】 お手元の環境生活建設分科会課長補足説明資料の1ページをご覧ください。

繰越明許費理由別調書でございます。繰越明許費につきまして、補足してご説明いたします。

表の一番下の土木部合計の欄をご覧ください。今回お願いいたしておりますのは、合計で215件、141億3,125万1,000円であります。

今年度は、9月定例会において繰越明許費を計上いたしております。これは、建設業の働き方改革の推進や生産性の向上、災害時の緊急対応強化等のため、いわゆる担い手3法と呼ばれる「公共工事の品質確保の促進に関する法律」、「建設業法」、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」が、昨年6月に一体的に改正されたことを受け、発注者側として必要な対応をとろうとするものでございます。

具体的には、担い手3法のうち、品確法では、適正な工期の設定や施工時期の平準化が発注者の責務として新たに位置づけられております。

また、建設業法では、令和2年10月1日から、著しく短い工期による請負契約の締結の禁止の規定が施行されます。このため、現時点で地元調整の遅れ等により、やむを得ず発注時期がずれ込むなど、年度内で工期を確保できない工事等について、あらかじめ繰越のご承認をいただき、翌年度にまたがる適正な工期を確保した上で発注につなげようとするものでございます。

これにより、受注者側は、あらかじめ適正な

工期の中で、人材や資機材のやりくりが行えるようになり、公共工事の品質確保や入札の不調・不発防止につながることに加え、建設業の就労環境改善やイメージアップなどが図られることにより、若者の入職促進なども期待されるところでございます。

今回計上した一般会計及び特別会計の繰越明許費の件数及び金額の内訳につきましては、道路橋りょう費50件、34億3,235万円、河川海岸費62件、38億7,514万1,000円、港湾空港費13件、11億4,856万円、都市計画費5件、5億9,220万円、公共土木施設災害復旧費84件、50億2,500万円、港湾費1件、5,800万円となっております。

なお、繰越の縮減につきましては、個別の案件ごとに年間の執行計画を作成し、早期発注に向けた発注計画を立てるとともに、本庁各課及び各地方機関に繰越縮減のための推進員を置き、毎月の進捗状況や課題等の把握を行うなど、部の重点目標に掲げ、鋭意取り組んでいるところでございますが、今後とも、安易な繰越を計上することがないように、計画的、効率的な事業執行に努めてまいります。

以上で説明を終わります。

【山本(由)分科会長】 次に、建設企画課長より補足説明を求めます。

【川添建設企画課長】 第110号議案「令和2年度補正予算」について、補足してご説明いたします。

課長補足説明資料の2ページ、補正予算「建設工事等リモート化事業について」をご覧ください。

【山本(由)分科会長】 しばらく休憩します。

午前10時 8分 休憩

午前10時 8分 再開

【山本(由)分科会長】 分科会を再開します。

【川添建設企画課長】 国では、今年3月28日に決定した、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針において、職場等における感染拡大を防止するため、在宅勤務やテレビ会議の利用等を強力に呼びかけるなどをしております。

土木部では、この対処方針を踏まえ、今年4月の補正予算で、外部とのテレビ会議用として、新たに10回線を確保し、検査等に活用しているところでございます。

そういった中、土木部では、公共工事は事業継続という方針のもと、コロナ禍の想定以上の長丁場に備え、さらなるリモート化の推進を検討してまいりました。

その結果として、9月定例会において、ウェアラブルカメラを5台導入する費用として624万2,000円を計上し、現場と事務所とを専用カメラ等でリモート化して、接触の機会を極力減らすとともに、業務の効率化につなげたいと考えております。

事業の概要といたしましては、県が購入するウェアラブルカメラを現場と施工業者に貸し出し、地方機関の専用端末にて段階確認、材料確認や、高所や足場が悪い場所でのハンズフリー現場確認などを行うなどをとするもので、遠隔地にある現場が多い本土地区の大規模な工事、年間10工事程度を実施する予定にしております。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【山本(由)分科会長】 ありがとうございます。

以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【宮本委員】 それでは、質問をさせていただきます。

まず、部長から説明いただきました資料の中で、本年7月の豪雨による被災施設の復旧等にかかる費用ということで、歳出予算が総額約55億8,000万円ありました。いただいた資料の中で、公共工事の一覧がありまして、この事業だけ確認をさせていただければと思うんですが、佐世保市の牧の地地区です。これは6億3,000万円になっていますが、規模としては結構大きいのかなと思っています。

この現状はどうなっているのか、まず確認をさせてください。

【鈴田砂防課長】 今年7月の豪雨で被災を受けた牧の地地区の災害関連緊急地すべり対策事業に関するお尋ねでございます。

7月8日に牧の地地区で地すべりの現場の変状が見られまして、その後、7月10日に大規模な地すべりが発生いたしました。その後、7月に降り続いた雨で、7月24日に地すべりを起こした土砂が下流の方に流れ下るといような被害の増大が見られました。

これに対しまして、県の方で緊急的に調査に入り、また、国の方からも調査に入ってください、まずは、応急の対策として、普通河川が流れておりまして、その川の水が被災した土砂の中に入り込まないように、応急的に水路をつくるべきだということで、仮水路、排水管の設置に取りかかりまして、今、それが完成したところでございます。

それと併せて、国の土木研究所のご意見を踏まえまして、地下水の排除も応急的にするべきだということで、地下水排除のボーリング工事を2カ所いたしまして、これについても、先週完了したところでございます。

今後は、今回上げさせていただいております6億3,000万円の補正予算を使いまして、応急的に水を抜いたりしましたけれども、まだまだ足りませんので、地下水があることが地すべりの要因となりますので、地下の水を抜く、あとは、滑った土塊を止めるということで、擁壁とかアンカー工事を進めていきたいと考えているところでございます。

【宮本委員】 ありがとうございます。地下水が原因ということで、地下水をまず排除ということで確認いたしました。

これは、完全に復旧するまでどのくらいの工期を予想されているのか、かかるのかというのを確認させてください。

【鈴田砂防課長】 この牧の地地区の緊急地すべり工事につきましては、事業としては、先行して国との協議が整いまして、国の事業の採択は受けたところですが、これから地質調査、ボーリング調査とか詳細な設計が入りまして、それを受け、国と工法の協議をさせていただき、詳細な対策工法を決めますので、地すべりのボーリング調査とかを含めまして、やはり半年近くはかかるかなと。その協議が整ったところで工事ということですので、来年いっぱいから来年度末を目標にというような形になってくると思います。

【宮本委員】 わかりました。結構大規模ですので、一刻も早くということですね。再度、要望させていただきます。

恐らく、まだ避難されている方がいらっしゃいますので、その方々たちの不安を取り除くためにも、一日も早い復旧工事をお願いしたいと思っております。

もう一点、これについて、これは全額国費、県費とかというのは一部入っているんでしょう

か。そこを確認させてください。

【鈴木砂防課長】これは通常の地すべり対策事業と同じような地すべりの対策事業でございます。通常でありますと、地すべり事業は2分の1が国の負担、2分の1が県の負担となっております。

ただ、この牧の地地区につきましては、普通河川に地すべりが及ぼしているということですので、河川に悪さをしているような地すべりについては、国が3分の2を負担して、県が3分の1というふうになっておりますので、そういう負担割合で事業を進めていくこととなります。

【宮本委員】ありがとうございました。一刻も早い災害の復旧を改めて要望いたします。

それと、今回の災害についてということで約55億7,000万円計上、歳出予算ですけれど、災害がないことが一番なんです。こういった災害が起こった時には、どうしても早期復旧工事となります。

別の角度からの確認なんです。このような形で歳出予算が計上されました。今後、このような形で工事が出てきますね。これが県内の建設業の方々にどのような影響、どのような波及効果があるのか、及ぼすのか、そここのところの確認をさせていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

【田中監理課長】今回の災害関係の工事の発注先ということでお答えしたいと思いますが、基本的には県内の建設関係の企業に発注することになるかと思っております。

【宮本委員】ありがとうございました。こういった形で災害がないのが一番なんですけれども、やっぱり頻繁に、年々増えてきているかと思えます。しっかりと県内の建設業の方々とも、いろんな形で意見交換をしていただいて、スムー

ズに工事が発注、そしてまた、進捗できるように、県としても指示をしていただければと思います。

もう一点だけ、先ほど説明がありました繰越明許費についてです。いただいた資料をいろいろ確認したんですが、「新・担い手3法」というのがありまして、なかなか理解しにくいところがあるんですが、9月定例会における繰越明許費の計上についてと、説明がありました。適正な工期を確保する、そしてまた、平準化をということが言われていたんですが、今までずっとゼロ県債というのを発行して、平準化には努めていたかと思えます。この9月定例会において繰越明許費を計上することによって、さらに平準化が進むという理解でよろしいのでしょうか。その確認をまずさせていただければと思います。

【川添建設企画課長】これまでとちょっと違う動きといたしまして、先ほど課長補足説明でありましたように、昨年6月、法改正がっております。その中で、発注者が必ず実施しなければならないということの中に、平準化と適正な工期設定というのがございます。

これまで県では、今から始まる第3四半期の分については、標準工期というか、適正な工期がなかなかとれない工事を結構発注していた実態がございます。それが不調不落とか、どうしてもそういう事象を招くようなことがありまして、今、全国的に、特に今年度から、この9月定例会でこういった繰越を上げるというような動きは、動いております。それは、先ほど申しましたように、6月の法改正を受けて、こういった手続をとって、きちんとした標準工期をとりなさいということで動きがございます。

そういったのが背景にあって、これまでと違う形で、今回計上するというようなことにして

おります。

【宮本委員】わかりました。全国的な流れということですね。令和元年6月の新・担い手3法の一部改正によりということで、全国的な流れでこうなっていくんですよということを一定理解いたしました。

説明でもありましたとおり、安易な繰越が生じないように注意していただきたいと思うのと同時に、平準化については、県内を分けて、県北、県央、県南、果たしてそれぞれの地域別で見た時に、今現在、平準化がとれているのかどうかというのは、ちょっと疑問に思うところはあるんですけど、偏りがいいのかどうかというのを確認したいんですが、こういった形で9月定例会において繰越明許費を計上することによって、それが今あるかどうか、それも確認をしたいんですけども、今の中で県北、県央、県南、この地域別で見た時に、平準化がちょっと下がったりとかする部分があるのかどうか。そしてまた、今回こういったことをすることによって、それがさらにフラットになるのかどうか、その確認をさせてください。

【川添建設企画課長】今、全国的な平準化というものの指標として、平準化率というのがあります。平準化率というのは、年間を通して手持ちの工事量に対して、特に年度当初の4月、5月、6月が非常に少なくなるというようなことで、その3カ月間の平均が、年間の平均に対してどのくらいなのかというところが大きな指標になります。

そうした中で、今、地方機関ごとにどうかかというご質問でしたが、例えば島原等は約95%と、非常に平準化がやられているというような状況がございますが、今ご質問がありました県北は64%と、あまりいい結果ではございま

せん、全てとしましてですね。ただ、例えば長崎でも、長崎振興局は8割を超える平準化率があるんですけども、港湾系になりますと5割とか、やっぱり業種によって、あるいは年度によってこの辺は違ってくるので、一概にどこの地区が低いとか高いとかという状況は言い切ることにはできないんですけども、長崎県もこういった平準化率を上げることが非常に大事だと思っているので、今回、こういう提案をさせていただいて、そこら辺に努めていきたいと思っています。

【宮本委員】わかりました。そうですね、県北は64%というのがありますが、業種によってばらつきはあるということもあります。

そうですね、いろいろお声をお聞きいたすところではあるんですけど、できる限りその平準化率というものを鑑みていただいて、こういったことをすることによって、地域別の格差をなくすというか、それぞれ万遍なく発注ができてくればというふうに思っていますので、今後ともしっかりと、私自身も見ていきたいと思えますから、よろしくお願いたします。

【山本(由)分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【宅島委員】課長補足説明の令和2年度9月補正、建設工事等リモート化導入事業費なんですけれども、これで見ますと、導入予定数は5台で624万2,000円ということで、1台当たりにしてみたら100万円ぐらいかかるので、高いかなと思うんですけども、実際、これを導入することによって、県庁の職員の方たちが現場に行く回数が少なくなって、仕事の効率化が図れるということでの試行的な導入という認識をするんですけども、仮に、これが本当にうまくいきはじめるのであれば、それぞれの建設会社さ

んたちにも協力をしていただきながら、例えば各社にウェアラブルカメラを購入していただいて、きちんと県と連携をするとかという考えはあるんでしょうか。

【川添建設企画課長】まさに今、宅島委員がご質問されたことが、6月定例会で山下議員のほうからご質問がございました。

今回は、県が買って、それを業者に貸し出すというような仕組みなんですけれども、やはり将来的には、これが、例えば会社で購入をされるということになると、現場と会社の本社というか、事務所とつないで、それによって、ある意味分業化というか、今、現場の技術者が、昼間の仕事が終わって事務所に戻って、それを整理すると、そういったので長時間労働なんかを招いているところがございます。

そういったことが、現場と事務所がリアルタイムでつながるということであれば、いろんな資料等の整理がそこで終わると、昼間の段階で終わるということになれば、そういった長時間労働問題の解決にもつながりますし、さらには、若者、あるいは女性といった人たちの、現場じゃなくても、活用の仕方が新たに生まれるというようなことも将来的には見込んでおりまして、まずは、今回の補正でこういったのを導入して、こういったことを図っていきたいということで考えております。

【宅島委員】ありがとうございます。今の課長の説明のとおりいけば、大変すばらしい政策じゃないかと思っておりますので、しっかり検証していただいて、今後、働き方改革や、また、各振興局の技術職員の皆様方の仕事の軽減とか、本庁の方たちもそうですけれども、しっかりネットワーク、建設業もよくなるし、自治体もよくなるということで期待をしておりますので、しっ

かり取り組んでいただきたいと思います。

ありがとうございます。

【山本(由)分科会長】ほかに、予算に関する質疑はありませんか。

【田中委員】今回の補正で、予算総額は1,154億円という話になっているんだけど、例年に比べて事業の規模感はどんな感じですかね。土木部予算1,154億円、例年の流れからすると、ちょっと教えてください。

【田中監理課長】公共工事の推移という形でのご回答になりますが、平成23年が、公共工事が非常に減ってきたという経緯がございまして、当時の最終予算でいきますと515億円という状況でございます。これが平成26年ぐらいから少しずつ上昇に転じてきておりまして、現在が、9月補正後で、公共事業ベースで809億4,300万円という状況でございまして、先ほど申し上げました平成23年度の減少時と比較いたしますと、157%というような状況になっております。

【田中委員】少しずつ増えているという認識はいいわけね。

県下の建設業界の動向をちょっと知りたいんだけど、増えているという感覚があるのかな、建設業界にね。どうも衰退業界みたいなイメージがあるのが残念なんだけど、建設業界そのものがね。

それはそれとして、どうですか、1,154億円、実事業費は809億円と言ったかな。もう上半期が大体終わりそうですね、9月で上半期がね。10月から下半期になるので。発注率はどんな感じですか、土木部は。

4月にはコロナが発生しているのが、大体動きとしてはあったよね。4月にはコロナがね。だから、今年はこの年だから、早めに発注してやらなきゃいかんというような話があっ

たのかどうか。上半期の発注率はどんな感じですか。

【田中監理課長】現在の発注状況は64%という状況でございます。

【田中委員】県下で64%ね。

監理課長の肌で感じて、64%発注しているけれども、実際工事が始まっているのがどのくらいだと思いますか。64%発注しているから、工事が始まっているのが64%というのは、ちょっと無理だな。私の感覚でも、ある事業なんかは6月末に発注していて、9月末になってもまだ全然、何も見えない、現場。3カ月たっても、何の形跡もない。

そういう感じであるならば、やっぱり業界の平準化というのはわかるけれども、あなたたちは若干無理してでも、上半期に発注できるような体制をとるべきだ。そうせんと、1年間の予算がもったいない。発注時期だけでも早めてね。やろうと思えばできるんだから、発注を早める。そうすると、業界が平準化で先延ばしするなんていう話じゃなくても、発注さえ先にしていると、業界でやりますよ。

発注の時期が例年に比べてどうなのか。コロナだから、発注を早めにやってやらなきゃいかんというような体制ができていたのかどうか、土木部は。現場の体制は、どうですか。

【川添建設企画課長】昨年と比べまして、今の手持ちの工事量等は、昨年を上回る規模で発注はしております。

先ほど委員ご指摘の、委員の近くの工事には該当するかどうかわかりませんが、昨年から、要は働き方改革の一環として、余裕工期制度というのを設けているんです。それは60日間ぐらい与えて、工事のスタートを、いろいろ準備期間等がありますから、どこからでもいいですよ

というような制度を設けています。

今、3,500万円ぐらいの道路工事を想定しますと、まず、入札手続で30日、余裕期間で60日、そして、実際の工期が200日ぐらいあって、大体10カ月ぐらい、3,500万円の工事でも10カ月ぐらいかかるというような状況の中で、今回提案をしているんですけども、今、業界の感触としては、特段我々の方に、仕事が例年よりも少ないとか、そういう話は入っておりませんし、現場の方も、そこそこの稼働は見られるというような認識をこちらとしてはしておるといような状況でございます。

【田中委員】あくまでも体制がどうなのかという感じがするんだよね。

今の感じで言うと、3月末には、もう完了できないような体制になっているわけね、6月に発注して。6カ月ぐらいの工事期間を設けるといことになると、来年の3月まで発注は。最初から、年度内に収めるような体制になってないという話だね。そうでしょう、今の話だと。そうなるだろう。最初から1年内に収めるという感覚になってない。

平準化というのは、そういう意味じゃないんだよ。業界に対しての平準化というのはわかるけれども、仕事がアンバランスだからね。しかし、役所体制としてはできるんだ、1年内に収めることは、できるだけ。そうしないと、せっかく予算がついたよと言っても、それは半年ぐらい先から始まって、下半期の発注になると、それこそ最初から無理でしょう。もう6カ月ぐらいは、間違いなく繰越になる。最初からの繰越だな。そういう体制になっているとすれば、予算の年度の関係で言うと、やっぱり問題があるな。あくまでも繰越は繰越だよ。

昔の繰越は、出納閉鎖までの繰越が多かった

んだよ。今は完全に最初の計画から、半年ぐらいいは先に。だから、今年度予算が今年度に使われているという感覚が、最近の工事ではしなくなったね。あれっ、これはどこの予算でやっているんだと、いや、去年の予算が繰越ましてという話だね。1年くらい先でこう、そういう感覚が若干あるんでね。

もう一回原点に戻って、できるだけ早めに、皆さん方は大変だろうけれども、発注を早めれば、ある程度スムーズにいくと思うんだけどね。そうしないと、予算はもったいないよ。どのくらい契約時に業者に出しているのか知らないけれども。

長崎県が、今だって、1日に利息だけで1,700万円くらい使っているんだよ。1日の利息だけで、県が払っている利息、1,700万円くらい。毎日、毎日、1,700万円くらいの金利を払っているんだよ。そういう感じで予算が執行されている。やっぱりできるだけ予算がついた、仕事を早めにやる、完了はできるだけやってもら、そういう流れをつくっていかないと、少し安易になっている感じがするんで、あえて。ということです。

【有吉土木部技監】今、委員ご指摘のとおり、昔というか、私も経験する中では、やはりできるだけ早く発注して、業者の方に仕事を持ってもらって、できるだけ早く終わってもら。今年度中の予算は今年度中に執行していただくということに重きを置いてやっていましたが、先ほどから建設企画課長も説明しているように、やはり働き方改革という考え方の中で、適正な工期、余裕工期等を設定して、やはり業者さんが1年間を通じて万遍なくといいますか、波があまりなく仕事量があって、業者さんの能力を最大限発揮できるような発注の仕方ということ

を、今求められているところがありますので、委員ご指摘のこととバランスをとりながら、可能な限り予算は年度内に消化するということも踏まえつつ、適正な工期、働き方改革ということも進めていきたいと思って、今進めています。

今後もそういう観点でやっていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。（「発注を早めればいいんだ」と呼ぶ者あり）

【山本(由)分科会長】ほかに、予算に関する質疑はございませんか。

【溝口委員】先ほど宮本委員が聞きましたけれども、繰越明許費の方です。工期の適正化と平準化ということでやっていく、その繰越明許費だということですが、いつもは11月と2月にやっていたと思うんですが、それで、今回9月に上がったということは、繰越明許費は、今までとしたらものすごく多くなってくるんじゃないかという気がするわけですが、大体どのくらい繰越明許費が、現在までとしたら増えていくのかどうか、そこら辺についてお尋ねしたいと思います。

【田中監理課長】今回、計上させていただいてます繰越明許費につきましては、現時点で把握できるものを繰越明許費として計上させていただいているところでございます。

今後、このように制度が若干変わる中で、今年度に限って比べてみますと、やはり増加する傾向にはあるのかなというふうには考えております。

ただ、それは具体的にどの程度増えるかということにつきましては、個々のケースを十分検討していく必要があるということで考えておまして、現時点では、その数字というものはなかなか明確にできる状況ではございません。

来年度以降につきましては、当初予算におき

まして、既に明らかに翌年度に工期がわたるといことがわかっているような状況になれば、繰越明許費ということではなくて、債務負担行為をとらせていただくというような方法もあるかと考えておりますので、そのあたりは検討してまいりたいと思っております。

【溝口委員】 今回の繰越明許費は9月からということですが、働き方改革でそのようになってきたのだということですが、やはり私たちとしては、繰越明許費をなるべく抑えて、できるだけ発注していただきたいというのが今までの考えでしたので、その辺については、やはり私たちも、今後は考えを改めていかないといけない部分があるんですけれども、今回の新しいやり方の中で、そうしたら、平準化ということであれば、年間を通してある程度仕事が発注できていくということ考えていいわけですかね。

【川添建設企画課長】 長崎県は、今、平準化率というのが、九州でもワースト2の状態でございます。去年から、全国でも平準化が悪いところについては、「見える化」といって、国の方が直接ヒアリングをされる。去年は、長崎市の方がされております。

平準化をすることによって、いろんな労働環境も、今までは発注量がない時には仕事がなくなったりして、逆に仕事が忙しい時には、週休2日も、今、我々はやろうとしていますけれども、休めない、残業も多い、そういった一面がございます。

さらに、資機材も、閑散期とピーク時では、閑散期には重機も動かない。しかし、忙しい時には、そういうのが逆に足りない。そういった意味から言うと、この平準化というのが、建設業界にとってはすごく大事なことだというふ

うに思っています。今回、こういった繰越を、11月を9月に前倒しすることによって、そういった平準化が多少図られると。

先ほど田中委員の方からご指摘がありました、今回の設定をすることによって、今まで発注していたものを後ろ倒しに持っていくというような発想ではなくて、我々としては、執行計画というので、9月までにどのくらい発注するかという目標を立てていまして、それは従来どおり変わらないんです。今回出そうとしているのは、第3四半期に発注する以降については適正な工期がとれないと。その分については、今回、繰越手続をきちんととった上で、適正な工期で発注をしたいと。発注できるものに関しては、今までどおり早期に発注をやりませう。

そういった意味から言うと、我々の方が、今回の設定をすることによって、工事を安易に遅らせたり、そういうことをするようなことではないというふうに思っております。

【溝口委員】 わかりました。ただ、工期の適正化ということになると、それを設計の段階でちゃんと決めていくと思うんですけれども、その辺についての適正な工期というのをどのように定めていこうとしているのか、そこら辺についてお尋ねしたいと思います。

【川添建設企画課長】 適正な工期というのは、我々の方は標準工期というのを国の方から示されていていまして、それは工種ごと違うんですけれども、それをもとに、それプラス、先ほど言ったような余裕工期とか、そういうの見込んだ発注の仕方をします。

ただ、これまでが、そこを逆に繰越とか手続をとってない中で、とりあえず3月まで発注を、工期をかけて。その後、どうしても3カ月足りないので繰越で延ばしていましたと。そういった

たのが、今回是正がされるというふうに考えております。

【溝口委員】わかりました。建設業界とこちら、発注する方が、それがうまくいけば、1年間きれいに回っていくということでございますので、ぜひその辺については、また今後とも研究しながらやっていただきたいと思っております。

それと、今回の補正で55億7,600万円組んでいるんですけども、特に7月の豪雨とか、9月、10月の台風によって、土木部に対する被害、それが件数でどのくらいあっているのか、その辺についてお尋ねしたいと思います。

【浦瀬河川課長】今年度の7月の豪雨におきまず被害につきましては、今回、補正予算を計上させてもらっていますけど、道路で約7億9,000万円、河川で25億円、砂防施設で約3億7,000万円ということで、ほとんどの道路、河川関係については、この7月豪雨での災害、被害が多くございました。その中で浸水被害等についても、郡川、佐奈河内川を含めて、特に大村市周辺で浸水被害等が発生しております。

また、その後の台風におきましては、河川、道路関係では、被害額とすれば少のうございまして、今回の補正予算につきましては、7月の豪雨においての不足分を計上させてもらっているという状況でございます。

そのほか、港湾とか漁港については、台風被害が別にあっております。

【平岡港湾課長】台風9号・10号についての被害でございますけれども、後ほどの委員会の方で、課長補足説明で説明させていただこうというふうに考えております。

現在のところ、箇所数としましては、台風9号に関しましては30カ所で、被害額が約10億7,000万円、台風10号に関しましては23カ所で、

約6億8,000万円となっております。

【溝口委員】なるだけ安全・安心に暮らしていくためには、やはり災害をなくすような取組をしていかなければいけないと思っておりますので、特に災害があったところは、すぐに予算化して対策をしていただくように、今申しておきたいと思っております。

よろしく願いいたします。（「訂正をさせて」と呼ぶ者あり）

【田中委員】さっき私が、長崎県の1日の金利払いが1,700万円と言ったけど、正確には2,750万円の間違いだからね。1日2,750万円、長崎県は毎日金利を払っているのよ。だから、お金をもうちょっと大事にしてくれ。

【徳永委員】先ほど建設企画課長から説明があった平準化の問題ですけど、そもそも早めに発注をするということが、この工期の設定と、年度内に終わるといえるべき姿だと思うんですけど、ただ、これは、土木部長は国から来ていますけれども、単独事業と違い公共事業は、やはり国の予算が決定をしなければ、県としても発注ができないと、そこがやっぱり非常に大きなリスクというか、問題点があったと。だから、本当は国が早く予算を決定していただくといいんですけども、しかしながら、これは当然、国の問題でありますから、その予算をいただいて執行するというのが県の仕事であります。そういう中で、今回、この平準化と繰越をずらすということ、これは国の方針ということで、我々もそれは評価します。

そういう中で、ただ、繰越をするだけではなく、私は、現在の働き方改革の中でもう一つ考えなければいけないのは、早く発注ができなければ、工事の中の設計の問題です。従来どおりの設計でいいのか、今の時代に合った設計、工

法のやり方をするのか、こういうところも考えていかなければ、当然、人手不足は言われておりますし、もっと近代的ないろんな工法を研究しながらやるということもあると思いますけれども、そういうところはどうなんですか。

【川添建設企画課長】まさに今、徳永委員が指摘されたようなことが、特に、建設業界は担い手不足という中で、人手不足という中で、いかに工期内に仕事を効率的に進めるかというのが、ここ数年、国の方でも重要な課題となっております。

そのため、ICT、最先端の技術を使いながら、できるだけ人力を減らして工事を進める。あるいは、コンクリートも、生コンで現場を打つんじゃなくて二次製品化を進めると。そういったことで、いかに省人力化、さらには、時間も短縮して行くと。そういったことに、今現在、世の中は動いておりますので、長崎県もそこにはきちんと対応しながらやっていこうというふうな取組をやっていきます。

【徳永委員】そこは、課長からやっているということで、評価をいたします。

今後、繰越が、そういう働き方改革でよしというような、そういう考えになれば、これはまた、あまりよくはないですから、なるべくそういったものを研究しながら、まずは、とにかく平準化、早めに発注をして、そして年度内に終わるといった仕事。それには、先ほど何回も言いますように、予算の問題、いろいろありますけれども、やはり私は、先ほど述べたように、いろんな研究をしていくことも大事だと思いますので、そういうところもしっかり部内で研究しながらやっていただきたいと思います。

【山本(由)分科会長】ほかに、予算に関する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第110号議案のうち関係部分及び第111号議案については、原案のとおり、それぞれ可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は、原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定されました。

しばらく休憩します。

午前10時51分 休憩

午前11時 0分 再開

【山本(由)委員長】委員会を再開します。

次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたしますが、所管事項等についても併せて説明を求めます。

まず、土木部より総括説明を求めます。

【奥田土木部長】土木部関係の議案について、ご説明いたします。

環境生活建設委員会関係議案説明資料 土木部をお開きください。また、これに加え追加1をお配りしておりますので、そちらも併せてご覧ください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第117号議案「訴えの提起について」であり、その内容は記載のとおりであります。

なお、補足説明資料を配付させていただいております。

続きまして、議案外の報告事項について、ご説明いたします。

（和解及び損害賠償の額の決定について）

令和元年及び令和2年に発生した県の管理瑕疵による事故の和解及び損害賠償の額の決定7件を、専決処分させていただいたものであり、内容は記載のとおりであります。

（起訴前の和解について）

県営住宅の明渡し及び滞納家賃の支払いにつき、起訴前の和解の申し立て2件を専決処分させていただいたものであり、内容は記載のとおりであります。

（公共用地の取得状況について）

令和2年5月1日から令和2年7月31日までの土木部所管の公共用地の取得状況については、諫早市における一般県道諫早外環状線道路改良工事（諫早インター工区）ほか5件であります。

続きまして、土木部関係の主な所管事項について、ご説明いたします。

（令和2年7月豪雨災害について）

去る7月6日から7日にかけて、活発化した梅雨前線の影響により全国的に広い範囲で大雨が降り続き、県内においても、6日夕方には、警戒レベル5相当の大雨特別警報が発表されるなど各地で記録的な豪雨となりました。この大雨により、県央、県北、長崎を中心に災害が発生し、土木部関係の公共土木施設の被災状況は、8月5日時点で県管理施設は85カ所で被害額は約40億円、市町管理施設は227カ所で被害額は約44.7億円に上っております。

特に、大村市においては、線状降水帯の通り道となり、二級河川郡川水系の支川佐奈河内川では、越水及び破堤により流域の家屋115戸が

浸水の被害を受けました。

その他の地域においても、7月8日に佐世保市小川内町で発生した地すべりが、10日、24日に範囲が拡大し、13世帯42名の方が避難を余儀なくされたほか、主要地方道平戸生月線においては、7月24日朝方の大雨により斜面が崩壊し、前面通行止めとなるなど県内各地に被害をもたらしました。

なお、今回の豪雨災害で熊本県球磨川流域に甚大な被害が発生しましたが、本県としても、7月28日から球磨村へ土木技術職員2名を派遣し、道路、河川等の早期復旧に向けた災害査定業務等の支援を行っております。

引き続き、関係市町等との連携を図りながら被災した県内公共土木施設の本復旧に全力を注ぐとともに、県外被災地の復旧・復興に向けた支援も行ってまいります。

（台風9号及び10号による公共土木施設被害について）

去る9月2日から3日にかけて本県に最接近した台風9号、また9月6日から7日にかけて県内全域を暴風域に巻き込んだ台風10号は、県内各地において港湾施設等の公共土木施設に被害をもたらしました。

被災箇所については、速やかに応急対策を実施するとともに、関係市町等との連携を図りつつ、早期復旧に全力を注いでまいります。

このほか、今回ご説明いたしますのは、石木ダムの推進について、新型コロナウイルス感染症にかかる公共工事への影響について、九州新幹線西九州ルート建設促進について、長崎市中心部における交通結節の強化について、長崎県総合計画チャレンジ2020の数値目標の進捗状況について、新たな総合計画の策定について、公共事業の再評価、事後評価について、一般競

争入札において入札参加者が1者のみの場合の取扱いについてであり、その内容は記載のとおりであります。

なお、長崎市中心部における交通結節の強化について、一般競争入札において入札参加者が1者のみの場合の取扱いについて、台風9号及び10号による公共土木施設被害については、補足説明資料を配付させていただいており、内容は記載のとおりであります。

以上をもちまして、土木部関係の説明を終わります。

何とぞ、よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【山本(由)委員長】次に、住宅課企画監より補足説明を求めます。

【小山住宅課企画監】第117号議案「訴えの提起について」、補足してご説明いたします。

お手元の課長補足説明資料1ページをお開きください。

本件は、県営住宅の明渡し請求及び家賃相当損害金の支払いを求めて訴えを提起しようとするものであります。

この方は、もともとの名義人である父親と二人で県営住宅に入居しておられましたが、平成30年11月に父親がお亡くなりになり、翌月12月に県庁にお見えになられた同人に対し、承継入居基準を満たしていないため、平成31年3月までに退居するよう求めました。

しかしながら、その後も入居を継続され、家賃相当分の支払いも2回行われただけで滞りましたので、催告書を送付するなど連絡を試みましたが、応答がない状態が続きました。

そのため、催告及び契約解除通知書を令和2年3月に、訴訟を前提とした県営住宅明渡し請求書を令和2年6月に送付いたしましたが、現在も

入居を続けており、家賃相当分のお支払いもなく、連絡も全くいただけない状況でございます。

正規入居者に対する滞納家賃についての訴えの提起は、地方自治法第180条第1項に定める専決事項として対応させていただいているところでございますが、本件は、県営住宅の不正入居者に対し建物の明渡しと家賃相当損害金の支払いを求めるものですので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の承認をお願いするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【山本(由)委員長】次に、都市政策課長より補足説明を求めます。

【植村都市政策課長】長崎市中心部における交通結節の強化につきまして、去る7月31日に検討会議を開催し、基本計画を取りまとめましたので、補足して説明いたします。

課長補足説明資料の2ページをご覧ください。

長崎駅周辺における鉄道と路面電車・バスとの乗り継ぎ利便性の確保や、松が枝埠頭への公共交通機関でのアクセス向上などを図りますため、昨年8月に「長崎市中心部の交通結節等検討会議」を立ち上げました。これまでに検討会議を3回、実務レベルの幹事会を5回開催しましたほか、交通機関利用者等へのアンケート調査も実施し、課題の抽出から基本方針の設定、対策案の検討を行ってまいりました。

3ページをご覧ください。

検討会議は、実効性のある計画を策定するため、国・県・長崎市・学識経験者に加え、鉄道・路面電車・バス等の交通事業者や地元の経済団体にもご参画いただき、様々な立場から意見を交わしてきたところであります。

4ページ以降が、今回取りまとめた基本計画

でございます。

5ページ、6ページは、長崎市を取り巻く情勢についてまとめたものでございまして、人口減少とともに公共交通機関の利用者も減っておりますが、その一方で、クルーズを含む観光客の増加や、相次ぐ都市開発プロジェクトの進行など、まちの活性化につながる要素もございます。

7ページ、8ページには、計画策定の背景を記載しており、各プロジェクトを有機的に結びつけ、地域活力の向上を実現するため、都市再生に関する事業を推進しておりますが、拠点間の連携・回遊に不可欠な交通結節機能につきましては、具体的な取組が進んでいなかったことから、改めて計画を定め、強化を図る必要がある旨を述べております。

9ページには、各地区における交通結節上の課題を記載しており、長崎駅周辺では、駅舎の移転によって、バスや路面電車との乗り継ぎが不便になること、バス停が分散していてわかりにくいこと、電停がバリアフリーに対応していないことなど、また、松が枝周辺につきましては、クルーズ船と公共交通機関とのアクセスが不十分であること、仮に路面電車を延伸したとしても、長崎駅方面への直通運行ができないことなどを挙げております。

10ページには、これらの課題を踏まえた交通結節機能強化の基本方針を記載しておりますが、11ページ以降に具体的な整備イメージをお示ししておりますので、そちらで説明させていただきます。

まず、11ページの長崎駅周辺地区についてですが、交通局が進めておりました新駅舎北側へのバスターミナルの移転計画を見直し、大黒町側に新たなバスターミナルを整備しますとともに、その前面の国道上に路線バスの停留所を北

向き・南向きそれぞれに集約いたします。また、バスターミナルと駅側とを動く歩道のついた歩行者デッキで結び、デッキと電停・バス停との間の昇降設備としてエレベーター及びエスカレーターを設置いたします。これにより、各交通機関の乗り場がわかりやすくなることに加え、乗り場間をスムーズに移動できるようになり、鉄道や高速バスと路面電車・路線バスとの乗り継ぎの利便性が大幅に向上するものと考えております。

ただし、これが実現するまでには相当な時間を要しますので、新幹線開業時には、暫定的な対策を講じることが必要でございまして、その内容を12ページにお示ししております。

具体的には、駅前交通広場に一定数の路線バスを引き込むことに加え、既設の歩道橋にエレベーターを設置して、電停のバリアフリー化を図り、最低限の利便性を確保いたします。

13ページは、松が枝周辺地区などの整備イメージでございます。松が枝周辺地区については、クルーズ岸壁の背後に複合交通ターミナルを整備し、路面電車の軌道をそこまで延伸しますとともに、新地中華街付近の分岐部の改良や出島、メディカルセンター間への短絡軌道の新設によって、長崎駅方面への直通運行の実現を図ります。これにより、大量のクルーズ客が市内、県内各地へ自由に周遊できる可能性が高まり、インバウンド効果が広く波及することが期待されます。

また、大波止周辺地区につきましては、長崎港ターミナルと長崎駅とのアクセス強化を図るため、バスルート及び歩行者動線を整備いたしますこと、まちなかについては、出島などの観光交流拠点への高速バスでのアクセスや観光周遊バスとの乗り継ぎの利便性を確保するため、

県庁舎跡地にバスベイと待合所の設置を検討することを掲げております。

14ページは、以上の取組と併せて実施すべき幹線道路の整備に関するイメージでございます。長崎駅前を通っております国道の交通量を減らさなければ、駅周辺の整備を行う際の大きな制約となりますので、並行する都市計画道路浦上川線の交差点改良や立体化を検討し、交通量の転換を図ってまいります。将来的には、長崎南北幹線道路の北伸区間・南伸区間を整備することによって、さらに駅前の通過交通を削減し、駅側へ路面電車を引き込むことなどについても、可能性を検討していきたいと考えております。

2ページに戻っていただきまして、今後の進め方を説明いたします。

長崎駅周辺地区につきましては、今年度から来年度にかけて、具体的な施設内容や規模、整備手法などについて検討を行う予定でございます。併せて、地元関係者の意向把握や意見交換を進めて、事業着手に向けた合意形成を図ってまいります。

松が枝周辺地区につきましては、平成29年度から県と長崎市で再開発構想の検討に取り組んでいるところでありまして、今後、港湾機能の配置計画や土地利用計画の検討と併せて、電車軌道の具体的な延伸ルートなども検討していく予定でございます。

説明は、以上でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

【山本(由)委員長】次に、建設企画課長より補足説明を求めます。

【川添建設企画課長】一般競争入札において入札参加者が1者のみの場合の取扱いについて、補足して説明いたします。

課長補足説明資料の15ページをお開きくだ

さい。

まずは、これまでの経緯でございます。

今回の発端は、平成19年9月県議会土木委員会に提出した契約締結案件についての審議となります。

平成19年10月5日の定例会において、土木委員会の審査結果並びに経過の概要について下記の報告がなされ、付帯決議がなされております。

このときの入札の概要ですが、契約案件は、鷹島肥前大橋の橋桁架設工であり、1企業体のみ応募、99%の高落札率の結果となったものです。

これに対する委員会報告を掲載しておりますが、アンダーラインの部分で報告の趣旨を説明いたしますと、「慎重に審査いたしました結果、議案につきましては、いずれも異議なく、原案のとおり可決、認定すべきものと決定」されております。

本案件である第125号議案「契約の締結について」に関し、「入札に1共同企業体しか参加せず、結果として、落札率が99%となったことは、常識では考えにくく、不自然さをぬぐいきれない。」、「今後、入札の透明性をより高めるため、「郵便入札や電子入札に限定した入札」、「2者以上の参加がなければ入札を実施しない」及び「工場製作と架設を一体として発注する」の3点について検討したい」との意見がございました。

これを受け、17ページにございます付帯決議が決議されております。

委員会報告の3つの検討事項について、入札事務をどのように改善したかについて、説明いたします。

つ目、「2者以上の参加がなければ入札を実施しない」については、一般競争入札におい

て、公告文に、「入札参加者が1者の場合は、当該入札は取りやめます。」と記載するなど、平成19年10月より運用しております。

つ目、「郵便入札や電子入札に限定した入札」にするという件に対しましては、一般競争入札は平成20年4月から、その他競争入札につきましては平成24年1月から電子入札を本格導入いたしております。これらの対応により、他の入札参加者を知り得る機会が減少し、談合に対する抑止効果があったものと考えております。

つ目、「工場製作と架設を一体として発注する」という件に対しましては、委員会報告以降、県発注の工事は全て一体発注しております。

これらのうち、つ目で説明いたしました2者以上の参加がなければ入札を実施しないという点が、本日の説明内容になります。

この運用につきましては、令和2年3月に入札監視委員会よりご意見をいただいております。委員会といたしましては、「1者のみであっても、入札時点では他者との競争を想定することで競争性はある」との考えであり、さらには、「3つのポツのような懸案事項が見受けられるため、再度検討を行うこと」との意見が提出されております。

こうしたことも踏まえ、県では、改めて制度運用の問題点、そして、今回見直しの理由についてまとめ、それを19ページの表で示しております。

問題点としましては、入札取りやめ後、再入札を行っても1者入札となる場合が見受けられ、競争性が大幅に改善されるわけではないということ。逆に、再度入札の手続により、事業の遅延が起これば支障が生じているという点が挙げられます。

見直しの理由については3点、1つ目、平成19

年当時と比較して、電子入札等の実施により競争性が改善されていること、2つ目、全国の都道府県の8割近くが1者入札を認めていること、3つ目、入札取りやめを行うと、再入札で応札額が引き上げられるリスクや、事業進捗に遅れが生じるリスクがあるため、これを排除したいこと等が理由でございます。

以上のことから、今後は一般競争入札において入札参加者が1者のみの場合の応札を認めることとしたい考えでございます。

説明は、以上でございます。

【山本(由)委員長】次に、港湾課長より補足説明を求めます。

【平岡港湾課長】台風9号及び10号は、県内各地の公共土木施設に被害をもたらしましたが、その中でも特に被害が大きかった港湾施設の被災及び対応状況について、ご報告いたします。

お配りしております、課長補足説明資料の追加1をご覧ください。

9月16日9時時点の台風9号及び10号に関わる港湾施設災害についてまとめたものになります。

今回の台風は、9月2日から3日の台風9号と、9月6日から7日の台風10号が連続して来襲し、県内全域を暴風域に巻き込んで、九州の西海上を北上したため、長崎、県北、五島管内を中心に災害が発生しております。

港湾関係の被災状況は、台風9号に関しては30カ所で、被害額は約10億7,000万円、台風10号に関しては23カ所で、被害額は約6億8,000万円となっております。

主立ったものは、台風9号での池島港南防波堤の倒壊と、台風10号での早岐港ハウステンボスのマリーナ桟橋破損が挙げられております。

本土と離島を結びます定期航路等につきましては、浮桟橋の連絡橋などを事前に固定して台

風来襲に備えておりましたが、今回の台風の規模が大きく、高島港や福江港などで風波により連絡橋等が被災しております。

定期船の運航に支障が生じましたが、応急工事を1日程度で完了させ、影響は最小限となっております。

港湾課といたしましては、旅客施設など人の移動に影響のあるものや、漁業活動に支障を来すものにつきまして、応急的な復旧を行っており、今後、国の査定を受け、その他の被災施設を含め、本復旧を実施してまいります。

以上で説明を終了いたします。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【山本(由)委員長】 以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。第117号議案に対する質疑はありませんか。

【山田(朋)委員】 第117号議案について伺いたいと思います。

県の承継基準を満たさないということですが、これは高齢者住宅なのか、どういった住宅なのかをまず教えていただきたいと思います。

【小山住宅課企画監】 一般の住宅でございます。

【山田(朋)委員】 一般の住宅けれども、条件を満たさないということですが、これは所得スライド型の普通の、一般的な県営住宅であるという理解でよろしいですか。どういったことで満たさないのかを教えていただきたいと思います。

【小山住宅課企画監】 現在の県営住宅の承継入居基準でございますけれど、まず、1年以上居住している3親等内の親族で、一定の条件を満たす者になっておりまして、その一定の条件と

障害者・精神障害者等の各障害者がいる世帯、二十歳未満の子どもを扶養する母子世帯、未就学児を扶養する者、18歳未満の子を3人以上扶養する者のいわゆる子育て世帯、それから、生活保護を受給されている世帯などが対象となっておりますが、今回の場合、いずれの条件も満たしていないということでございます。

【山田(朋)委員】 であれば、例えば60歳以下の方で、今言われたような条件を満たしていないということで退居を求めたが、このような形に今なっているようでありますが、今後どのような形、強制的に退居をいただくのか、こういった事例があるのかどうか、今後のタイムスケジュールというか、考え方というのを教えていただきたいと思います。

【小山住宅課企画監】 まずは、協議の場においていただくことが大事だと思っておりますので、まず、訴訟を提起した上で、裁判所にお越しいただき、その中で本人さんとお会いして協議をすることになるかと思っております。

その中で、本人さんが自主退去をされるということであれば、その後は、現在の家賃相当分の支払いについて、分割払いなどの協議をさせていただくということになりますが、過去におきましては、同様に、判決をいただいた後も退居されなかった方については、最終的には、やむを得ず強制執行ということで、建物明渡強制執行を実施した事例もございます。

【山田(朋)委員】 年齢的なことは、この要件はクリアしてないようですが、健康状態が悪いとか、働いていないとか、そういったこともない方という理解ですよね。いろんな条件を、この人の環境を見た中でこういった判断をされているというふうに理解をしています。

過去にそのような事例もあったようでありま

すが、できるだけテーブルにまず着いていただいて、自主的に退居いただくように、引き続き担当課としてしっかり動いていただきたいということをご要望申し上げ、終わります。

【山本(由)委員長】ほかに、議案に関する質疑はございませんか。

第117号に関する質疑はよろしいでしょうか。

【溝口委員】退居命令ということで、一応することになると思うんですけど、大体金額として、今までの滞納はどのくらいあるんですか。

【小山住宅課企画監】令和2年8月末現在で77万5,100円でございます。

【溝口委員】2回だけ払ったということですが、その後はずっと請求しても払わないということで、払う能力がないということで退居ということになっているんですかね。

年齢的には何歳ぐらいの方が、その辺は聞いてはだめなんですか。

【小山住宅課企画監】年齢については52歳でございます。お仕事はされているとお聞きしています。

【溝口委員】仕事はされているということであれば、本当は、今まで何年間もおって、77万5,000円の滞納ということになっているわけですが、その辺について、ある程度話し合いはできなかつたんですか、それまで。本人との直接話し合いを何回かしたのかどうか、お尋ねしたいと思います。

【小山住宅課企画監】まず、先ほど申し上げましたとおり、12月に過去の家賃を一旦そこで全部清算をされております。そのときにお話し合いをさせていただいて、3月末までに退居していただきたいということでお話しをさせていただきましたけれども、その後は、徴収員も団地におりますので、定期的に訪問はするんですけ

ど、なかなかお会いできない。それから、電話をかけてもお出にならないし、折り返しの着信もないということで、また、文書で呼び出しをかけるんですけども、それにも応答がないという状況で、なかなか話し合いのテーブルに着いていただけなかったということでございます。

【溝口委員】働いている人だということですが、なかなか家の方にはつながらないということですから、働いている場所に行くことはできないんですか。

【小山住宅課企画監】勤務先が判明したのが、つい最近でございます。それまで不明でございましたので。ただ、働いているということはわかっていたんですけども、どこで働いているかという場所がつかめてなかったので。つい最近、それが、いろいろ情報収集してわかったんですけども、本人さんから聞いたわけではないので、今はまだ職場の方には訪問していません。

【溝口委員】できるだけ払っていただいて、裁判とか何とかならないように努力していただきたいと思います。要望しておきます。

【山本(由)委員長】ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)委員長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)委員長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第117号議案については、原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、議案は、原案のとおり、可決すべきものと決定されました。

次に、陳情審査を行います。

事前に配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

対象の陳情番号は、47番、48番、50番、51番、53番、55番から57番、59番から71番、75番、76番になります。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

【中村(泰)委員】 陳情書50番、8番の「長崎の夜景」の魅力向上を図る県の取組の推進について」でございます。

港湾課になるんですけれども、長崎市の方が県に来られて陳情をいただきました。稲佐山からの夜景が、最近光が少なくなっているということで、岸壁にある、海に当てているライトを上に向けてほしいというご意見をいただきました。

海に当てる目的があるので海に当てているんでしょうけれども、海と山の方と両方とも当てられるような二重式のライトに変えていただければ、その問題が解決するんじゃないかなと思うんですけれども、そういったご検討をいただけないか、ご回答いただけませんか。

【平岡港湾課長】 すみません、山に当てるといのは、目的としては、山を照らすという形での照明ということになるんでしょうか。

【中村(泰)委員】 山に向けるというのは、かなり雑な言い方なんですけれども、要は、上を向けることで、山から見ても光が入ると。岸壁のライトがそろうので、すごくきれいだと思うんですね。

長崎市としては、そのライトを上に向けてほしいということで県にお願いをしているということだったんです。そういうことです。

【平岡港湾課長】 岸壁の照明になりますけれども、船が夜間に接岸したり、離岸したりする際に、船を操船する方の目に入るといいますか、支障になる可能性がございまして、かなり角度とかそういう部分で危なくなることがあるということでお伺いしているところございまして、安全性の観点から、どこまでのことを要望されておるのかということもお聞きしていかなくてはいけないと思うんですけれども、できる部分とできない部分と出てくることになるかと考えております。

【中村(泰)委員】 ありがとうございます。当然、安全に支障が出る場合はそんなことは絶対できませんので、もし上にも向けられるような箇所にライトがついている場合は、積極的にそういったことを考えていただいて、可能であれば、上と下を向けられるような、両方とも照らせるライトに変えていただければ、すごく夜景の魅力も向上するんじゃないかと思っておりますので、長崎市と連携をしながら、ご検討いただければありがたいです。

【平岡港湾課長】 長崎地区につきましては、デザイン上のいろいろな制限もあるものですから、そこらを含めまして、長崎市と話をさせていただきたいと思っております。

【山本(由)委員長】 ほかに、陳情に関してありませんか。

【ごう委員】 陳情番号の65番について確認をさせていただきたいと思っております。

「地域高規格道路「長崎南北幹線道路」の早期事業化について」ということで、この要望については、度々出されているものでございませ

て、これまでの進捗の中におきましても、この道路の重要性や必要性については、県としても十分に理解をしている、確認をしている。そして、また、ルート選定委員会からの提言に基づいて、詳細なルートの設定や費用対効果等の検証を進めていると、これまでご回答をいただいていたかと思いますが、その後、この南北幹線道路につきまして、スケジュールについて、今現段階でどのようになっているのか、着工の見通し等についてお聞かせいただきたいと思いません。

【植村都市政策課長】長崎南北幹線道路の事業化に向けた検討の進捗状況について、ご説明申し上げます。

昨年度の末に、ルート選定委員会での提言をいただきまして、その中で、一定の幅を持ったルート帯、こちらがいいんじゃないかということをご提言いただきまして、それをベースにして、その幅の中で具体的にどこに道路を通していくのか、インターチェンジの構造や形式はどうするのか、そういったことを現在検討しているところでございます。

その技術的な検討作業ですとか、あるいは関係機関との調整が非常にスムーズにいけば、令和2年度中に都市計画決定をして、早ければ令和3年度にも新規事業化ができるのではないかとこのように考えておりましたので、国の令和3年度の概算要望にもエントリーしておりましたけれども、実は、検討作業が少し難航しておりまして、現時点でまだ都市計画決定のための詳細なルート案確定までに至っておりません。

現状の見通しとしましては、令和2年度中の都市計画決定、令和3年度の新規事業化ということは難しいと見込まれますので、現実的な今後のスケジュールとしては、令和4年度の事業

化を目指して都市計画の手続を進めていくということになるかと考えております。

【ごう委員】ルートの選定とかで検討してきたけれども難航をしているということで、令和3年が令和4年に、1年後ずさりするような感じだということでございます。

難航しているその理由について、お聞かせください。

【植村都市政策課長】すみません。難航していると申しましたが、時間を少し要しているということでございます。

その理由といたしましては、通過するルートの中に、平和公園のスポーツ施設が立地しているエリア、松山運動公園と呼ばれているところでございますけれども、こちらを想定しておりまして、支障となる運動施設の代替をどうするのか、あるいは、工事期間中、利用者の方の利便性をどうやって確保するのかということの検討、調整ですとか、また、インターチェンジを起点の茂里町と終点の時津、それと中間の滑石、この3カ所に設置するというのをルート選定委員会でご判断いただきまして、そのインターチェンジの形式及び構造について詳細検討しておりますが、特に茂里町、滑石、この両地区につきましては、非常に沿道にたくさんの建物があつたり、滑石については、インターチェンジの予定地の結構近くまで山が迫っているような地形の状況もございますので、そういう難しい周辺環境の中でどういうふうにインターチェンジをつくるのが一番周りに悪影響を与えずに事業効果を発揮できるかというところを慎重に検討している状況でございます。

また、新型コロナウイルスの影響によりまして、コンサルタントに技術的な検討作業を委託しておりますけれども、そちらの作業の方もコ

ロナの影響で、通常より少し時間がかかっているというような状況もございまして、そういったもろもろの理由によって、少し時間が想定よりもかかっているということでございます。

【ごう委員】今、時間がかかっていることについての詳細なご説明をいただきました。理由はそのようなことであるということは、一定理解をいたしますけれども、しかしながら、この南北幹線道路につきましては、渋滞の緩和のためには非常に重要な道路でありますし、また、県庁所在地で唯一シングルネットワークしかないということで、この災害の多い中におきましては、本当に一日も早い実現というものを市民、県民の皆様は望んでおられると思います。

ぜひ、松山の運動公園の問題等も、長崎市との協議を早急に進めていただきまして、関係市町としっかりと連携を取りながら、遅れることは仕方がないかもしれませんが、少しでも早まるようにご努力いただければと思います。よろしくお願いたします。

【山本(由)委員長】ほかに、陳情に関する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)委員長】ほかに質問がないようですので、その他の陳情につきましては、承っておくことといたします。

それでは、午前中の会議につきましては、これにてとどめ、しばらく休憩いたします。

午後は、13時30分から委員会を再開いたします。

午前 11時44分 休憩

午後 1時30分 再開

【山本(由)委員長】午前中に続き、委員会を再開します。

次に、「知事専決事項報告（地方自治法第180条）」関係について、提出資料に対する質問を行います。

この知事専決事項報告について、何か質問はありませんか。

【宮島委員】報告事項にあります、「和解及び損害賠償の額の決定について」でお尋ねをいたします。

今回、7件の和解及び損害賠償に関わる処分がなされておりますけれども、簡単に結構ですので、この内容についてお聞かせをいただければなと思います。

【馬場道路維持課長】道路維持課では、7件のうちの6件がございまして、

まず、一番上の方からご説明いたします。

まず、長崎県長崎市、個人の分でございます。

これにつきましては、発生日時が、令和元年8月28日、202号の長崎市樺島町、大波止バス停前で発生した案件でございます。

車道にポットホールができておりまして、スクーターがタイヤをとられて転倒したものでございます。人的被害としまして打撲、捻挫、物的被害としましてバイクの損傷ということでございます。

このポットホールにつきましては、すぐその後、補修をして直したところでございます。

2番目、これも長崎県長崎市、個人の分でございます。

これにつきましては、令和元年10月5日、国道206号の長崎市中園町、住吉バス停付近でございます。そこでの事故でございます。

車道の左側車線の中央部に隆起が生じており、舗装が浮き上がった状態でございます。それにバイクがタイヤをとられまして転倒したという事故でございます。これにつきましては、人

的被害としまして、擦り傷及び打撲ほかということでございます。物的被害としましては、大型スクーターが全損ということでございます。

これにつきましても、事故後すぐ舗装の補修をしたところでございます。

次に、案件3番、長崎県長崎市、個人の分です。

発生日時が令和2年1月16日、これは県道野母崎宿線の長崎市北浦町で発生した案件でございます。

事故の概要としましては、通勤途中、道路上に転石がございまして、それに気づかずに衝突して、車が損傷した案件でございます。人的被害としましては、自動車のバンパー、ラジエーターほかの損傷があったところでございます。

これにつきましても、付近のパトロールをして、ほかにないか、現地の状況を確認して取り除いたところでございます。

次に、上から4番目、これは長崎県長崎市、個人です。

令和2年5月9日、県道の田結久山線、これは諫早市久山町で発生しているところでございます。

これにつきましては、走行中、前を走る箱型の大型車両が樹木に接触しまして、その折れた破片がボンネット及びフロントガラスを損傷した案件でございます。これにつきましては、人的被害はございませんが、物的被害としまして、車両のフロントガラス、ボンネットの損傷がございました。

これにつきましては、その樹木が覆いかぶさっているところでございましたので、これにつきましては、後日伐採をしたところでございます。

次、5番目でございます。長崎県南島原市、個人でございます。

これは令和2年6月3日、国道251号の南島原市布津町で発生したところでございます。

これにつきましては、国道の斜面より生育している樹木、竹が家屋を損傷させたという案件でございます。物的被害としましては、家屋のスレート軒の損傷をしたところでございます。

これにつきましても、道路の斜面はコンクリートで吹き付けを行って処置をしたところでございます。

6番目は港湾課の案件です。

最後の7番目になりますが、長崎県長崎市、法人でございます。

これは令和2年6月19日、国道206号の長崎市滑石の方で発生した案件でございます。

これにつきましては、走行中に側溝蓋、グレーチングに車両が乗り上げて側溝蓋が跳ね上がって、車両の下部にぶつかって損傷した案件でございます。これにつきましては、人的被害はございませんが、物的被害としまして車のマフラー部が損傷したところでございます。

これにつきましても、固定されてなかったグレーチングにつきましては、後日修繕をしたところでございます。

以上、道路維持関係の7件でございます。

【松永港湾課企画監】上から6番目の長崎県雲仙市、個人の3万7,120円の案件でございます。

本年の6月15日に、軽車両を運転していた人が、このグレーチングのところにはまって、車両の底部が損傷したという案件でございます。

損害賠償額としては3万7,120円でございますが、一応保険の方で、県の方で過失が2割分、被害者の方が8割ということで、全体の修理費の18万5,000円のうちの3万7,120円が保険負担

ということになっております。

このグレーチングにつきましても、その後補修を行い、併せて、他のところも点検した結果、支障がなかったという報告を受けております。

【宮島委員】ありがとうございます。それぞれなかなか事前に発見するというのは難しい部分もあるのかもしれませんが、こうした事故に対して未然に防止をするためにどういう措置をとったらいいのか、あるいは転石などで考えると、そういう危険な箇所というものがある程度事前に把握されていたものなのか、そういうことも含めてご説明をいただければと思います。

【馬場道路維持課長】道路につきましては、各振興局に県のパトロール班がございます。それで毎日パトロールをしているところでございますけれども、パトロール後の落石とか、パトロール後の雨上がりのポットホールとかで発見できなかったものが多かったところでございます。

2月定例会にもご指摘がございましたので、重点区間を振興局で、事故が発生した過去の区間につきましては、重点的にパトロールをしているところでございます。

法面対策につきましては、道路防災点検の計画によりまして対策をやっているところでございますけれども、それ以外の箇所からの落石があったということでございます。

【松永港湾課企画監】港湾施設の臨港道路につきましては、道路点検のパトロール員が、ほとんどの機関でいませので、職員が現地調査等に赴く時に、点検等を実施しております。月に1~2回程度は実施しているということですが、見逃しているところがあったのかもしれませんが。

今後、その辺については、また改善を行い、

確認作業をもっと密にしていくようにしたいと思っております。

【宮島委員】パトロール等の強化もぜひお願いをしたいと思います。

昨今、気象災害というものが頻発をいたしております。今年も数度の被害というものがございました。そうした中で、被害によって倒木とかいろいろ起こって、そういうことに関してはすぐに対応していただいているということについては感謝を申し上げたいと思いますが、一方で、そういう危険箇所みたいなのが増えてきているのも事実であるというふうに思っております。

地域の皆さん方からはいろいろなご要望をいただいて、県の方にもご相談したりしているんですけども、そういう意味では、やはり未然にそういう危険箇所を少しでもなくすために、県民の安全を考えて、しっかりとそうした予算を確保していくということが重要であるというふうに考えるところでありますけれども、部長のご見解をお聞かせください。

【奥田土木部長】宮島委員からのご指摘、ごもっともだというふうに思っております。

今、「防災・減災、国土強靱化」は今年度が最終ということで、次年度以降どうしていくのかということが非常に課題となっております。

その「防災・減災、国土強靱化」で対象とされていたメニューには、実は老朽化対策というものが含まれておりませんでした。今まさに管理の瑕疵というふうな案件については、日頃の維持管理、修繕、そういったものをきちりやっていく、計画的にやっていくというふうなことが大事なんですけれども、そのための予算の確保というところも非常に大事でありまして、「防災・減災、国土強靱化」の中には、そうい

う老朽化対策も含めてしっかりと予算を確保していく必要があるものと認識しております。

いずれにしても、別枠で確保していかなければ、中でのやりくりとなると、非常に難しいと思っておりますので、予算の確保に向けて全力を挙げていきたいと思っております。

【宮島委員】ただいま部長からご説明をいただきましたけれども、とにかく県民の安全を守ることが第一でありますので、今申されましたとおり、老朽化のことも含めて、しっかりととるべき予算というものは確保されて、そして対応していただきたいと強く要望して終わりたいと思います。

【山本(由)委員長】ほかに、この知事専決事項報告について質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)委員長】ほかに質問がないようですので、次に進みます。

次に、長崎県総合計画（仮）素案について、提出資料に対する質問を行います。

何か質問はありませんか。

【宮本委員】長崎県総合計画（仮）素案の資料から、1点だけ質問をさせていただきます。

土木部関係の部分で、この分厚い資料の38ページになります。この部分だけ確認をさせていただければと思いますが、38ページの建設業における担い手の確保というところになります。

ここは非常に大事なところで、今までも盛り込んでいらっしゃったんですが、建設産業の弱体化が懸念されている。それは高齢化であったりとか、後継者不足等によりということでありまして、中長期的な人材確保の取組を実施しますという形で明記されています。素案なものですから、今のうちに確認です。

4つ取組があるんです。「県内建設業の魅力発信」、これは、例えば今年度から取り組んでいるPRビデオ作成、そういったのにつながるんじゃないかなと思っていて、「就労環境の改善」、これは非常に大事だと思っています。これは午前中も様々議論がありました。「女性活躍の推進」、これも様々、冊子を通してであったりとか、「土木女子」とかという形でされていると思いますので、その強化であろうと思っています。「リモートの化の推進」も、午前中の予算審議の中でも出てきたとおり、ああいうものを取りながらリモート化を推進していくということになるかと思いますが、建設業における就労環境の改善、ここの部分で一つ確認です。

午前中もいろいろ出ていました。環境改善、例えば繰越明許費を改善したりだとか、それも一つの就労環境改善であると思うんですが、4週8休の導入ですね、これを推進していくことも非常に大事だと思っていて、実は長崎県の建設業協会であったりとか、徳永委員が顧問を務めていらっしゃるんですけど、一般社団法人の長崎県法面協会より様々なご要望もいただいて、やっぱり成り手不足が非常に厳しいというご意見も様々ないただいたところで、その中で4週8休の話も出てきたものですから、あえて確認をさせていただきます。

県として、今後、次期総合計画の素案にもありますけど、「4週8休の推進」という文言はないものの、この建設業における就労環境の改善の中に、今後、建設業、専門的な分野で言いますと、法面の技術士さんたちに対して、4週8休をどのような形で推進していくのか。もしくは、今、これに向けてこうこう考えていますよというものがありませんならば、今で言う県としての

就労環境の改善というものをお聞かせいただければと思います。

【川添建設企画課長】 週休2日に関して、建設業はどうなっているのかというご質問でございました。

令和元年6月に労働政策課が、産業別の実態調査を行っております。まず、その結果から説明いたしますと、土日の完全週休2日を実施している割合というのが、全体の41.5%と比べて、建設業は21.1%と極端に低い状況がございます。

では、建設業が、昔は3Kと言われて、きつい・汚い・危険なことを言われていて、今、新しい3Kということで、「給料・休暇・希望」というのを打ち出しています。やっぱり若者に入っていただくためには、どうしても休暇というのが必要だという中で、県では、昨年の9月から、県内41の発注機関と連携して、まず、建設現場において毎月第2土曜日に一斉現場を閉所するというような取組、名づけて「きらきら2連休」というのを、キャンペーンを張ってやっております。

併せて、また、4週6休を仮にやった場合は、その内容に応じて積算の変更で割増を、お金をプラスするというようなこと、あるいは工事成績も加点をやるというような取組も、去年は加えて行いました。

さらには、前は1,000万円以上が対象だったんですけど、今年4月からは、もう金額に関係なく、災害とか期間が決まっているのは除くんですが、基本的には4週8休を基本に、当初設計から見込むと、できなかつたら減額をするというような取組をやっています、このように段階的に週休2日に向けて強化を図っているといったような状態です。

今回、先ほどの38ページの下の方に、高校生

の就職率を目標に掲げています。これは長崎県全体の伸びと同じに、合わせてしているんですが、こういったことで、若者の一定の割合を伸ばしていきたいというふうに思っていますので、委員ご指摘のとおり、週休2日については、今後積極的に取り組んでいきたいと思っております。

【宮本委員】 ありがとうございます。いろいろ段階的に取組を推進されているという現状もお聞きをいたしました。週休2日、4週8休、4週6休すると、工期が延びたりとか、なかなか現場にとっては厳しい一面もあろうかと思えます。それだけが成り手不足の課題を解決するというわけでもないかと思えますけど、ある程度こういった取組を推進していくことによって、成り手不足というのは少しずつ解消してくるものかと思えます。

いろんな業界の方と意見交換の中で、労務単価設定の引き上げだとか、そういったお声も出てきましたので、そういった形でも、これは県で決められるものではないかと思えますが、国とも連携を取っていただいて、いろんな形で推進、要望というか、国からの通達になるんでしょうけれど、つぶさに見ていただければと思います。

併せて、高校生の県内就職率については、県教委の方とも、部局横断的という言い方が適切かどうか分かりませんが、必要になってくるかと思えますので、そういった連携の方も視野に入れていただければと思います。

部長、最後に、成り手不足の解消、建設業における就労環境の改善、これに向けて、このパーセントを追っていくという目標を掲げておられます。国に対しても、全国的な流れなのかもしれないけれども、県内としても、産業活性

に向けて、いま一度、次期総合計画における成り手不足の解消について、最後、決意をいただければと思います。

【奥田土木部長】コロナの時代に若い人の大半が、就職できるのだろうかという不安を非常に強く持たれているというふうに伺っています。

来年の就職に向けてハローワークでは、今年は6月から募集が始まっていますが、我々は建設業協会に対してきちんと求人を、6月に間に合うように出してくださいというお願いもして、建設業はしっかりと受け入れますよということを強くアピールしてきたところです。

それ以外にも、今、就労環境というところで、委員からご意見をいただきましたけれども、まさに4週8休をどのように定着させていくのかというのが非常に大切だというふうに思っております。

何としても我々は、まず、必要な工期を、4週8休を前提とした工期を設定しなければならない。今日、繰越の関係でお認めいただきました。どちらかという我々は、やっぱり3月までに何とかしなきゃいけないというところで、ややもすれば工期をちょっと圧迫しがちで入札契約の手続をしていたというふうなところもあったかもしれませんが、これからはしっかりと適正な工期を設定した上で、標準的にまず、4週8休を前提とした積算で工事を出すというふうなところから、我々の姿勢を、メッセージを明確に打ち出していきたいというふうに思っております。

また、女性にとっても、例えば現場でトイレがあります。これは、例えば男女一緒の簡易な、あまり快適とは言えないようなトイレも多かったと思うんですけれども、そういったトイレの改善についても、しっかりと取り組んでもらえ

るようにしていきたいというふうに、きめ細かいいところからやっていきたいと思っております。

【山本(由)委員長】ほかに、総合計画について質疑はございませんか。

委員長を交代します。

【久保田副委員長】委員長を交代しました。

山本(由)委員長。

【山本(由)委員長】1点だけ数字の確認をしたいんですけれども、総合計画の数値目標の設定根拠という資料の方の83ページになるんですけれども、「高速等のインターまで30分で到達可能な本土面積の割合」というのが指標になっているんですけれども、これについては、指標設定の理由のところに、「現計画と次期計画で、算出手法の一部見直しを行った」というふうに書いてあります。今の計画での令和元年度の達成が66.8%となっているのに対して、今回の次期計画の数値目標の設定における元年度の数字が73.6%ということで、5%ぐらい30キロ圏内が増えているんですが、この見直しの内容をまずお聞かせください。

【馬場道路建設課長】高速等インターまで30分での到達可能な本土面積の割合ということで、高速道路であるとか、県内で申しますと九州横断自動車道であるとか、西九州自動車道であるとか、あるいは、地域高規格道路の島原道路、西彼杵道路、そういったインターへ30分での到達可能な地域の面積ということになります。

前回設定しておりましたのは、実は西九州自動車道につきましては、佐賀県内はまだ未供用なところがございまして、その対象から外しておりましたが、今回の計画におきましては、西九州自動車道のインターへアクセスできる地域を可能な地域というところにして設定をしたということで、前回とその違いがございまして、

【山本(由)委員長】ということは、前の計画からすると5%ですかね。いわゆる今の計画で、令和元年度の達成が66.8%ということになっていますので、こっちが73.6%ということは、7%ぐらい増えているんですかね。このエリアが入りましたというのが、具体的にあるんですか。

【馬場道路建設課長】先ほど申しましたように、西九州自動車道のインターということになりますので、松浦市等が当初計画には入っておりませんで、今回の計画には、そこを可能な地域として、既存の地域に加えているところでございます。

【山本(由)委員長】わかりました。今度は、目標値の設定根拠、今後の目標に絡む部分なんですけれども、この83ページの表だと、令和3年度に33平方キロと、それから、令和5年度に26平方キロということで、それだけ30キロ圏内が増えるというふうな数値が積算されているんですが、これが具体的にどこなのかということもお願いします。

【馬場道路建設課長】今後、5カ年におきまして供用すると見込まれるインター、道路といたしますか、そのあたりを見込んで、その周辺の市町を加えたということになります。

具体的に申し上げますと、島原道路であれば長野栗面間でありませうとか、島原の出平有明区間等々の供用が見込まれますので、そういった箇所周辺の地域を加えたというふうな形になっています。

その他、今後、供用が見込まれるところを想定して加えているところでございます。

【山本(由)委員長】危惧するのは、今いろんな、島原道路もそうですし、西九州道路もそうなんですけれども、今後2～3年の間に、この区間は目標として開通しますよというふうな形で、や

っぱり地元の方としては、それが非常に興味があるところですよ、うちが30分以内に行けるのかという話。

今の話でいくと、令和3年度については長野栗面の部分、今年度についても、また島原道路とか、西九州道路の進捗状況に応じてと。具体的に、これで数字を出されているということは、具体的にこのエリアですよ、例えば島原市ですよとか、旧有明町であるだとか、そういうふうな形で、まあ、目標であると思えますけれども、お答えいただけないですか。

【馬場道路建設課長】具体的に申し上げますと、例えば島原道路の出平有明間が供用することになれば、旧有明町であるとか、もう少し細かく、市ではなくて町で言っているところもございませう。それから、長野栗面間でありませうと、その先、今まで届かなかったところが届いてくるような形になります。例えば雲仙市の千々石町あたりも加わってくるというふうなことになると思います。

【山本(由)委員長】わかりました。多分、地図上にプロットされているのではないかと思いますので、詳細については、また別の機会にお聞きしたいと思います。

ありがとうございました。

【久保田副委員長】委員長を交代します。

【山本(由)委員長】委員長を交代しました。

ほかに、総合計画についてありませんか。

【中村(泰)委員】85ページの国道道の供用延長のところでございます。

令和7年度まで計画がなされておりますが、この数字が、既に計画がされているところの区間の話であれば、その具体的なところを教えてくださいませんか、何かしらの資料でご提示いただきたい。そうじゃなければ、その数値の設定の根

拠をお知らせ願います。

【馬場道路建設課長】国県道の整備延長の目標としまして、供用延長を挙げておりますが、これについては、箇所数がかなりございまして、そういった箇所を具体的に、今後5カ年で、供用が見込まれるところの区間の延長を随時足していって、それを加えているという形になります。

【中村(泰)委員】ありがとうございます。複数にまたがっているのも、ここには書けないというようなお話であろうとは思いますが、数字が出ているということは、そういったリストがあるかと思っておりますので、もし可能なら、そういった計画をお見せいただければ、非常にありがたいです。

ご検討、よろしく願います。

【馬場道路建設課長】今のこの計画の中での目標ということで設定をしているところであり、主な箇所としてはお示しすることができるかなと思っておりますけれども、これも微妙な、いろいろありまして、地域の皆様の期待にお応えするところも当然ではございますが、そのあたりは、主な箇所というような形でご提示できるのかなと思っております。

【中村(泰)委員】100%うまくいくというものではないと思っておりますが、ただ、チャレンジをしているというところを見せていただく方がいいのかなと思っておりますので、可能な限りご提示いただければと思っております。

【山本(由)委員長】ほかに、総合計画に関する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)委員長】ほかに質問がないようですので、次に進みます。

次に、議案外の所管事務一般に対する質問を

行うことといたします。

しばらく休憩いたします。

午後 2時 3分 休憩

午後 2時 3分 再開

【山本(由)委員長】委員会を再開いたします。

それでは、議案外の所管事務一般について、事前通告をされた方についてのみ、質問を受けたいと思っております。

事前通告をされた方につきましては、挙手順にいきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

【宮本委員】それでは、通告をしておりますので、議案外質問をさせていただきます。

県営住宅についてです。4点ありますので、足早にいきます。

まず、県営住宅ですけれども、昨今は災害が非常に多く起きております。水、大雨であったりとか、台風もちょっと強力なものが来ています。そういった際に、災害時の避難場所として、県営住宅の中にある集会所を活用できませんかと、県民からの声をいただきました。今回、小学校、中学校でも指定避難所が拡大されたところではありますが、県営住宅の中の集会所における避難場所の設置について、ご意見をお聞かせください。

【高屋住宅課長】県営住宅の集会所の建物自体の管理につきましては、県と指定管理者で行っているんですけれども、集会所の運営につきましては、各団地の自治会に委ねております。

委員お尋ねの台風が接近している場合で、団地の入居者の方が一時的に避難されるということについては可能だということで考えております。

この場合、運営主体の自治会長さん等に申告

をした上で避難をしていただければということ
で考えております。

【宮本委員】わかりました。何らかの形で通知
が何かいただければなと考えます。

2点目ですけれども、今は人口が減少して
おまして、県営住宅の空き状況について、充足
率について確認をさせていただければと思いま
す。

併せて、これもご相談いただきました。佐世
保市の花高の県営住宅については、空き状況が
かなり進んでいるのではないかという声あり
ましたが、それについてお答えいただければと
思います。

【高屋住宅課長】まず、県営住宅全体の入居率
ですけれども、令和2年8月31日現在で、約90%
ということになっております。

花高団地につきましては、現在約80%という
状況でございます。

【宮本委員】わかりました。やっぱりちょっと
低いですね。何らかの理由はあろうかと思いま
すが、90%、100%でもなくということですが、
今後、さらに人口減少が進んでいくと思いま
すし、新築の一戸建て、そしてまた、マンション
等々も出てきています。今後を考えた時に、県
営住宅のあり方、存在そのものについても考え
ていく必要があるかと思ひまして、もうちょっ
と若者を取り込んだりとか、今まで住めなかつ
た方々を取り込むような施策が必要になるうか
と思ひます。

例えば長崎市では、住みよかプロジェクトと
いうのをやって、いろんな形で改修を行って、
若い方を取り込んで町内を活性化しようという
動きもされているんですね。そういったものも
今後、県営住宅としてもやっていくべきである
と思ひます。

今後のあり方について、何か対応策があれば、
教えていただければと思ひます。

【高屋住宅課長】長崎市におきましては、「選
ばれるまち」になるために取り組む重点プロジ
ェクトの一つとして、住みよかプロジェクトを
位置づけておられます。

そこでは、若者や子育て世帯などへの住宅供
給であるとか、居住支援に取り組むこととされ
ておまして、今回、市の方は長崎総合科学大
学と住みよかプロジェクトの推進のための連携、
協力についての覚書を交わされて、学生向けに
市営住宅を3戸提供して、空き住戸の改修を行
うということとされております。

県におきまして、現在行っている施策とし
ましては、新規就業者の県内就職を図るために、
「ナガサキSTARTハウスプロジェクト」とい
うことをやっておまして、県営住宅の空き住戸
の目的外使用を行って、民間賃貸住宅の空き家
と併せて、来春高校を卒業する新規就業者へ提
供するようなことをやっております。これまで
地元企業約37社より、社宅としての活用の登録
があっている状況でございます。

このプロジェクトは、当初は、今年度は長崎
市内、長崎周辺でやる予定でございましたけれ
ども、佐世保の方の民間企業からも、ぜひやっ
てほしいということでご要望がありましたので、
今回、佐世保地区を追加しまして、現在、登録
企業の募集を開始しているところでございます。

なお、現在のところは大学生への県営住宅の
提供については、まだ取り組むことは考えてお
りませんが、今後、各市であるとか、関係部局
からのニーズ等を踏まえまして、国とも協議が
必要ですので、協議をした上で、実施の必要
性等について検討してまいりたいと考えてお
ります。

【宮本委員】わかりました。新しいのが出てきていますので、今後とも推進していただければと思います。

あと、最後1点だけです。指定管理についてですけれども、佐世保は市営住宅を民間に移譲いたしました。非常に好評をいただいているみたいなので、県営住宅としても、今後こういった取組が必要であると考えますが、指定管理についてご意見をいただければと思います。

【高屋住宅課長】県営住宅につきましては、平成18年度より、公募による指定管理者制度に移行しておりまして、民間企業も応募できる状況になっております。第2回目の平成22年度の募集からは、募集地区を長崎、佐世保、県央の3つに分けまして、より民間からの参入を容易にしているところでございます。

なお、来期が令和3年度からになりますけれども、この指定管理者につきましても公募を実施いたしまして、現在、民間企業も含めて複数の応募がいただいているところでございます。

この件につきましては、本年の11月の県議会におきまして、指定管理者の指定につきましての議案をご審議いただく予定としております。

【山本(由)委員長】ほかに、通告されている方で質疑はございませんか。

【ごう委員】それでは、港湾課の方に質問を1点させていただきたいと思います。港湾の災害時の復旧対応についてということで、お尋ねをいたします。

今回、7月の集中豪雨、それから9月の台風9号・10号、そしてその後、長崎市の方では、先日、1時間に100ミリを超える雨が降りまして、かなり立て続けに天災が起こったことによりまして、海の中に山からの土砂とか流木とか、そういったものが流れ込んでかなりの被害が出て

いたということで、私のところにも報告がきました。

今回、近いところで、長崎市の茂木漁港の方にはかなりの流木、土砂が流れ込んで、海面を真っ茶色に埋め尽くすような状況でありまして、そのときに港湾課の方に連絡をさせていただいて、現在、災害協定を結んでいらっしゃる建設会社の方々の迅速な対応によりまして、かなり早く撤収作業を行っていただいたこと、これには地域の皆様方もとても感謝をしておられました。

同様な感じで、三和町の為石の漁港にも流木がかなり流れ込んでいたというのも、後で報告が入りました。

今回、迅速な対応をしていただいたので、船の被害とか、例えば養殖とか、そういったものへの被害というのは見受けられなかったんですけれども、漁業者の方々からの声の中に、こういったことが起こった時に、どこに連絡をしたらいいのか、それから、県にすればいいのか、市にすればいいのか。また、今回は日曜日でしたので、県庁にかけても電話が繋がらないんだけれども、どうすればいいのかといった声が上がってまいりました。このところ、雨の降り方とかもかなり変わってきておりますし、台風も続けて来るようになっておりますので、今後、同様なことが長崎県内のいろんな漁港で起こる可能性があると思います。

今回のことを踏まえまして、県は今後、どのような対策をとっていかれるのかということをお聞かせください。

【平岡港湾課長】大型台風や豪雨に伴いまして港湾災害が発生した場合には、委員ご指摘のように、大規模災害発生時における支援活動に関する協定書に基づきまして、長崎県港湾漁港建

設業界に対しまして、港湾施設の点検や緊急的な復旧対応、また、流木回収等を依頼しているところでございます。

定期航路の運航情報なども船会社から、直接職員の方で聞き取りを行いまして、浮棧橋の連絡橋の事前の引き上げ、固定、それと、連絡橋を下ろすタイミングと申しますか、そういうところの判断も行っております。

通常、台風通過後につきましては、平日、休日にかかわらず、職員が被害調査を行ってまいりまして、また、市役所や漁協等からも連絡を受けて現地の確認を行っている状況でございます。その中で被害が大きく、緊急を要する場合などは、応急工事も行っているところでございます。

漁協には、年度当初ごあいさつとか、工事の説明等に出向いた時に名刺等お渡ししまして、何かあった時にはこちらの方に連絡をいただければというお話をさせていただいているところであるんですけども、今回、休日の発生ということもあったのかもしれないんですけども、迅速に対応できるよう、今後は、梅雨とか台風の前に連絡先の周知を改めて図ってまいりたいと考えております。

【ごう委員】ご答弁ありがとうございます。漁師さんだけではなく、やっぱりそういった定期航路とかもいろいろ港湾課が管理されているところは様々あると思いますので、そういったところに、今後、今、課長がおっしゃるように、ちょっと定期的に頻度を上げて、梅雨前、台風時期とかという時に、事あるごとにそういう連絡というものを密にとっていただくことが必要ではないかというふうに思っております。

それから、やっぱり市町との連携というのも非常に重要だと思いますし、それから、県庁内でありまして、水産部との連携とかというもの

も、もしかしたら必要になってくるのかもしれないなと思っております。

漁協と言いましても、漁協に年度初めに連絡をしてくださっていたようでありますけれども、今回の場合も、日曜日の朝に、漁師さんが一斉に出て回収作業とか行ってくださっているんですが、漁師さん全てが、連絡がわかっているわけでもないようでしたので、漁協に対する周知徹底についても、もう少し一歩踏み込んで、県としてご連絡をしていただけると、より早く対応ができるのではないかと考えていますので、よろしく願いいたします。

【山本(由)委員長】ほかにございませんか。

【中村(泰)委員】コスタ・アトランチカ号のクラスター発生の検証報告の件でございます。

先日、報告書が提出されました。一方、国も、国内のクルーズ船の活動再開といったことにも触れておられます。先日の新聞では、海外からの入国を徐々に緩和していくといったような記事もございました。

本県の今後のクルーズ船の受入れにつきまして、どのような順序で受入体制が整ったということかを判断していくのか、長崎の岸壁の所有者は長崎県でございますので、そういった視点でご回答いただければと思います。お願いします。

【平岡港湾課長】今回の検証報告につきましては、長崎港に停泊中のコスタ・アトランチカ号で発生しました大規模クラスターにおける対応を教訓とし、今後のクルーズ船の受入れに生かすことを目的に整理しているものでございます。

一方、国におかれましても、安全対策の検討が進められておりますが、今月18日、中間とりまとめが発出されて、国内クルーズを対象にクルーズ船事業者や港湾管理者、保健所を含む地方自治体等の関係者の役割分担や、安全・安心

確保に向けた具体的な措置などが取りまとめられているところでございます。

県としましては、検証結果を踏まえまして、国が進められている安全対策等とも整合を図り、クルーズ船の受入れの考え方を整理するなど、受入体制を整えてまいりたいと考えております。

【中村(泰)委員】ご答弁ありがとうございます。国が今後示される安全対策であるとか、そういったところを中心に検討していかなければならないと思うんですけども、なかなかまだ、いつまでというのは難しいと思うんですけども、そういったところで、要は、受入れる一つひとつのチェック項目というか、判断基準ですね。そういったところをより明確にしていきながら、県民の皆様にとっても安全にクルーズ船を受けられるような環境を整えていただきたいと思っております。

【宮島委員】ただいまの中村(泰)委員のご質問に関連をいたしまして、私からも通告しておりますコスタ・アトランチカ号の検証報告書について、お尋ねをしたいと思います。

この検証報告書、検証評価委員会には、奥田部長も入っておられまして、取りまとめ、大変お疲れさまでございました。私もこの報告書を読ませていただいて、改めてこの事案というものが大変な事案であったということを痛感いたしましたし、この収束に向けて大変なご努力をいただきました、港湾をはじめとする土木部の皆様方、また福祉保健部をはじめ庁内の皆様方、あるいは長崎市、また国では自衛隊、またDMATをはじめ医療関係者の皆様方、全ての関係者の皆様方に心から敬意と感謝を申し上げたいというふうに思います。

この検証報告書をまとめるに当たって、部長は、改めてこの事案というものをどのように振

り返られるのか、感想があればお聞きをしたいと思います。

【奥田土木部長】クルーズというのは、長崎にとっては非常に大きなものだというふうに思っております。これまででもそうでした。そして、コロナがありますけれども、決してこのクルーズ船事業というのが消えてなくなるわけではないと思っています。長崎にとっては、これから先、まだまだ期待が持てる分野だというふうに思っております。

そのためにも、まずは県民の皆様にご安心していただける、そういったところの体制整備が大事だというふうに思っておりますので、そこに向けて、今、具体の検討に着手したところであります。

いずれにしても、しっかりと安全対策を講じていきますけれども、逆に、クルーズでお越しいただくお客様にも安心して楽しんでいただかなければならないと思っています。制約ばかりで旅が面白くないというふうなところになると、クルーズ船の本来のよさというものも出てこないと思っております。

いかにこれを両立してやっていくのかというのが大事だというふうに思っておりますので、まずは安全のところを主眼に置いて、しっかりと体制整備を進めていきたいと思っております。

【宮島委員】ただいま港湾課長の方からは、今後の対応についてのご説明がございましたが、私も一つ懸念をいたしますのは、今回、いろいろな課題と対応というものが明記をされているところでありましてけれども、それに伴っているいろいろな対策がとられるというふうに思います。

その中で、今、部長がおっしゃっていただきましたので、少し安心もいたしましたけれども、今後、こうした課題を解決するに当たって、ク

クルーズ船の事業者に対していろいろな、いわゆる宿題というか、メニューが課せられるということになった時に、全世界一律で港湾がそういうような形になればいいのでありますけれども、特にこういう事案を経験した長崎では、いわゆる課題というものが多く課せられるようになるのではないかと、そのことが、ひょっとしたら、クルーズ船事業者にとっては、長崎を敬遠するという一つの心配になりはしないかということをおっしゃっているところであります。

そういう意味で、今、部長がどう両立させるかということ是非常に重要なことだというふうに思いますし、特に、言うまでもなく、本県の中では、例えば佐世保市の方では、もう既に浦頭のターミナルが完成をいたしまして、今か今かというふうに待っておりますし、今後、長崎でも松が枝の2パス化というものが予定をされております。

そうした中で、やはりアフターコロナというものを考えれば、もう一度インバウンド対策というものを活性化していかなければならないでしょうし、その中の一つの大きな柱が、やはりクルーズ船の誘致であるというふうに考えますので、その点については、私も、今、部長がおっしゃったとおり、医療面というものの安全をやはり担保しながらも、一方で、どうやってこのクルーズ船というものが長崎にしっかりと誘致できるかということを念頭に置いていただきながら、これからの対応に臨んでいただきたいと、このことを重ねてお願いを申し上げたいと思っておりますが、部長、何かありましたら、お願いします。

【奥田土木部長】宮島委員のお考えにつきましては、ご理解いたしましたので、参考にさせていただきます。検討してまいりたいと思っております。

【山本(由)委員長】ほかに、通告をされている方で。

【山田(朋)委員】9月12日の土曜日に、県管理の長崎市柳田町の国道沿いの歩道において、側溝蓋が外れたことによる痛ましい事故が発生をし、お一人の方が亡くなりました。

このような事故を受けて、県はその後、県管理の側溝蓋の点検とか、安全対策とかにどのように取り組んだのか、もしくは、これからどのように取り組むのかを伺いたいと思います。

【馬場道路維持課長】今回の事故につきましては、グレーチングが外れていたという原因につきましては、目撃者がおられず不明でございますけれども、当日の5時から6時までに、時間雨量が99ミリという大雨が降っておりまして、その大雨により、水路の水がグレーチングから吹き上がって、グレーチングが持ち上げられて外れた可能性も否定できないと考えております。

このため、委員お話しのとおり、県管理道路におきまして、今年度の大雨の影響で、車道を含めて蓋が外れた箇所がないかということをお急ぎに調査を実施したところでございます。

結果、県内約30枚が、そういった事例ということで見つかったところでございます。異状がないことを確認しまして、速やかに蓋の据え直しとかの復旧をしたところでございます。

これらの箇所につきましては、今後、原因を調査した上で、対応を検討してまいりたいと思っております。

【山田(朋)委員】早速に点検をいただいて、30カ所が蓋が外れていたということでもありますね。それに伴って、けがをされたりとか、そういった事例は報告が上がってないということですか。

【馬場道路維持課長】それにつきましては、上がっておりません。

【山田(朋)委員】早速に点検いただいたのはよかったですと思っています。

それで、今回のも何百キロもあるようなグレーチングだったと聞いております。それだけ相当な内水ががと上がってきたんだと思いますが、ネジ式でしっかり止めているところもあれば、道路事情によっては止めてないところもあると聞いています。今回、点検をいただきましたが、今後、こういった可能性は否定できない、どこで起きても同じようなことが起きる可能性があると思うので、一回、今回点検はいただいたけれども、その後、もう少し再度、安全対策を行うとかの考え方はないのか。

あと、そもそも数がどれくらいあるのか、点検する側溝蓋、県管理の道路で側溝蓋がどのくらいあるのかも教えていただければと思います。

【馬場道路維持課長】まず、側溝蓋がどれくらいあるのかというのは、はっきり言って、今把握しておりませんが、管理している国県道が2,400キロございます。ですから、それに全てあるというわけではございませんけれども、全部あった場合、両方あればその倍と、2,400キロが道路を管理している延長でございます。

その対策でございますけれども、まずは、何が原因かを、現場、現場で違うと思いますので、その原因を把握した上で対策は検討してまいりたいと思っていますところでございます。

【山田(朋)委員】わかりました。ぜひ、本当にこのような形で県民が被害に遭うことがないようにしていただきたいと思っていますし、毎回、和解等の中でも上がってきている思います。県管理の道路を歩いてけがをすとか、バイクが、スクーターが転んだりとか、頭の打ちどころが悪かったら命に関わるようなこともあると思いますので、ぜひ、今も様々、車とかで

点検をいただいていることは存じておりますが、さらに、この安全対策のほうをお願いしたいと思います。

以上で終わります。

【山本(由)委員長】ほかに、議案外についてありませんか。

【徳永委員】一般競争入札において入札参加者が1者のみの場合の取扱いについて、質問いたします。

今回、長崎県入札監視委員会の報告及び意見書の中に3点出ております。まず1点目、「再入札を行っても最初の参加者1者のみとなる入札が見受けられる」ということでありますけれども、このことについて、県の見解をお伺いいたします。

【川添建設企画課長】近々の2年、平成30年度と令和元年度の2カ年で、この一般競争入札における1者取りやめという事案が9件ございました。このうち、再入札を行ったものが8件ございまして、再入札において複数の参加となり、競争性が改善したものが4件、つまり半数は改善は一応したと。しかしながら、最初に参加した1者が、結局、再入札において落札者となったものが8件のうちの7件ございました。

そういったことを考えますと、入札をやり直したことで改善するという意味合いがどこまであったのかというのは、非常に疑問が残るといような状況があります。

入札監視委員会から指摘がありました、再入札を行っても最初の参加者1者のみとなる入札は、2回目もまた1者というのは3件ございまして、全体の4割ぐらい、半分は、結果的にはその1者しか来ないということになります。

県としましては、再入札を行っても、結局同じ業者が落札となるというような傾向、さらに

は、再び1者応札となる事案が見受けられるということ、このような現状を比べてみますと、最初の1者応札を有効とし、一刻も早く工事の進捗を図ることで、県民の安全・安心、そういった工事なんかを向上させることが有益だというふうに考えるものでございます。

【徳永委員】 続けて、あと2つです。2点目が、「最初の応札者が、再入札時も競争相手がいないと考え、高めに応札をする懸念があり、県民が不利益をこうむることとなる」、もう一点が、「再入札の手續に時間を要する」と、この2点についても見解をお願いいたします。

【川添建設企画課長】 2つ目のポツの分ですけれども、先ほど言ったように、再入札8件を行いまして、そのうちの5件については90%の落札率で、高めの応札にはなりません。しかし、残りのうち2件は99%で落札、1%は100を超えるということで不落となりまして、結果的に、必ずしも再入札で高めの応札があるというわけではありませんが、一部高めにいったというのは存在したということでございます。

ちなみに、初回の方は、改札する前にやめていますので、比較できるというような状況ではございません。

3つ目のポツですけれども、再入札の手續に時間を要する。先ほどの再入札の8件において、1カ月以内に再入札を行ったものは2件、3カ月以内が5件、それ以上が1件という結果でありました。午前中申し上げたような、近年、働き方改革による週休2日制度や余裕期間制度の導入により、工事完成までの適正な期間というのは長くなる傾向にございます。

そうした中で、再入札でさらに時間を要してしまうというのは、県民の不利益につながるのではないかというような見解を持っております。

【徳永委員】 3点について、監視委員会からの指摘については、今、課長からの報告でありましたけれども、一番心配するのは競争力の担保、そしてまた、もう一つはメリットだけなのか、やはりデメリットというのもあるのか、この辺はどうなんですか。

【川添建設企画課長】 2点ご質問がありました。競争性の問題、あるいは、あえて言うとデメリットはどういうことがあるのかということだったと思います。

まず、競争性に関してですけれども、基本的に電子入札で実施しておりまして、業者同士が顔を合わせないというような、現状はそういった制度でございます。

結果的に1者のみの入札となったとしても、そこは他者との競争を想定して応札をその1者はしているというようなことで、競争性というものに関しては、損なわれることはないというふうな考えを持っております。

それと、先ほど言ったように、メリットはたくさんあるんですが、あえてデメリットを申し上げますと、我々が発注する時には、事前に十分な参加見込み業者があるように確認をした上で、競争性が担保されるというような前提で発注をしておりますが、時期によっては、そこで参加が少ないタイミングというのが確かにございます。再入札をすることで、そのタイミングがずらせるということで、やり直すことで、対応がそこでできたという面がございます。

ただ、今回の見直しで、1者でも有効になるので、そこに対して時期の問題、あるいは参加資格を少しいじってちょっと上げるとか、そういうことができるチャンスがそこで失われるので、あえて申し上げますと、そこがデメリットになるかと思っております。

こういったデメリットがあるので、そこについては、県としても、こういった1者応札については、今後もきちんと監視というか、そこについては把握をしながら、なぜそうなったのかというのは検証をしながら、できるところがあれば、そこは改善を考えていきたいと思っております。

【徳永委員】 当時、平成19年、これは皮肉にも田中委員と私もここにおった、この提出者の中の者だったものですから。しかし、当時は入札について、随契等のいろいろな、土木だけではなく、全体的な問題がある中でこういった意見書が出たものだ和我々も認識をしております。

しかしながら、もう十二、三年たって、今は入札の環境も全然違いますし、また、全国でも8割近くが1者の応札を行っておると。全てがメリットということではなくて、デメリットもありますけれども、やはりトータル的にすれば、1者入札というのも、これは今の時期においては、これはもう当然だろうと思っておりますので、私も了としたいと思っておりますので、どうぞ今後も、そういった問題もありますので、そこをいろいろとまた検討しながら、よりよい入札制度にしていきたいと思っております。

終わります。

【山本(由)委員長】 それでは、これをもちまして、一般議案外の質疑を終わらせていただきます。

最後に、意見書審査を行います。

自由民主党・県民会議及び自由民主党の各会派より、「大規模災害に対する備えの充実を求める意見書（案）」及び「軽油引取税の課税免除の継続を求める意見書（案）」の2件について、提出の提案を受けておりますので、事務局より文案の配付をお願いします。

〔意見書（案）配付〕

【山本(由)委員長】 それでは、宅島委員より、「大規模災害に対する備えの充実を求める意見書（案）」提出についての提案、趣旨説明等をお願いします。

【宅島委員】 自由民主党・県民会議並びに自由民主党の2つの会派から意見書の提出（案）を作成しておりますので、読ませていただきます。

大規模災害に対する備えの充実を求める意見書（案）、本県では、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を活用することで、特に緊急に実施すべき強靱化対策が大幅に進捗し、被害の軽減・抑制が図られ、大きな整備効果が確認されるなど、事業に対する県民の期待は大きい。

しかしながら、長崎県では、「令和2年7月豪雨」において、地すべりや斜面崩壊などにより各地の道路が通行止めになったほか、河川護岸が決壊して家屋浸水したり道路が冠水するなど、県内で数多くの被害が発生し、さらには、県内で3名の尊い命が失われている。

毎年のように大雨特別警報が発令され、県内各地で災害が頻発するなど、県民の生命・財産を守るための対策はまだ不足しており、避難対策などソフト面はもちろんのこと、ハード整備と両面で十分な対策を図っていく必要がある。

頻発・激甚化する風水害・土砂災害・地震災害から県民の生命・財産を守り、災害に強く安全・安心で強靱な県土づくりを進めるため、今後、各種計画を抜本的に見直すとともに、今年度限りとなっている「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」後も、継続して国土強靱化対策を強力に推進していかなくてはならない。

以上のような認識のもとに、政府に4つの要望を書いておりますので、この要望については朗読していただければと思います。

よろしく願います。

【山本(由)委員長】 ただいま、宅島委員から説明がありました意見書（案）について、ご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)委員長】 しばらく休憩いたします。

午後 2時40分 休憩

午後 2時40分 再開

【山本(由)委員長】 委員会を再開いたします。

ほかに質問もないようですので、意見書（案）の提出について採決を行います。

本提案のとおり、意見書（案）を提出することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、「大規模災害に対する備えの充実を求める意見書（案）」については、提出することに決定されました。

なお、体裁の修正等については、いかがいたしましょうか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)委員長】 それでは、正副委員長に一任願います。

次に進みます。

次に、ごう委員より、「軽油引取税の課税免除の継続を求める意見書（案）」提出についての提案、趣旨説明等をお願いいたします。

【ごう委員】 ただいま、皆様のお手元にお配りさせていただきましたが、今回、自由民主党・県民会議、そして自由民主党の2会派より、「軽油引取税の課税免除措置に関する意見書（案）」

を提出させていただいております。

この措置につきましては、令和3年3月31日を期限として廃止される見込みとなっております。

この課税免除措置については、本県の農林水産業における作業用機械や漁船、そして採石場の重機、公共交通を支える鉄道や船舶等にも活用されるなど、特に離島を多く抱える本県にとって、幅広い産業の経営安定、そして収益向上に貢献するものであります。

燃料や資材価格の高騰が懸念される中、また、コロナ禍にあって厳しい経営環境に置かれている地方の生産者・事業者においては、軽油引取税の課税免除措置の継続は不可欠なものとなっており、免除措置が廃止されれば、大きな負担増を強いられてまいります。

よって、特例措置が継続されるよう国に要望したいということで、意見書を提出するものでございますので、どうぞご賛同の方をよろしく願います。

【山本(由)委員長】 ただいま、ごう委員から説明がありました意見書（案）について、ご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)委員長】 質問がないようですので、意見書の提出について採決を行います。

本提案のとおり、意見書（案）を提出することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、「軽油引取税の課税免除の継続を求める意見書（案）」については、提出することに決定されました。

なお、体裁の修正等については、いかがいたしましょうか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)委員長】 それでは、正副委員長にご一任願います。

ほかに質問がないようですので、土木部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

午後 2時43分 休憩

午後 2時43分 再開

【山本(由)委員長】 委員会を再開いたします。

これをもちまして、土木部関係の審査を終了いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、9月28日（月）は午前10時から委員会を再開し、文化観光国際部関係の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

午後 2時44分 散会

第 2 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和2年9月28日

自 午前10時 0分
至 午後 3時36分
於 委員会室 3

国際課企画監
(アジア・国際戦略担当)
スポーツ振興課長
スポーツ振興課企画監
(スポーツ合宿・大会誘致担当)

坂口 育裕 君
野口 純弘 君
江口 信 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	山本 由夫 君
副委員長(副会長)	久保田将誠 君
委 員	田中 愛国 君
”	溝口芙美雄 君
”	徳永 達也 君
”	山田 朋子 君
”	ごうまなみ 君
”	宅島 寿一 君
”	宮島 大典 君
”	宮本 法広 君
”	中村 泰輔 君

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

文化観光国際部長	中崎 謙司 君
文化観光国際部政策監 (国際戦略担当)	前川 謙介 君
文化振興課長	村田 利博 君
世界遺産課長	馬場 秀喜 君
観光振興課長	佐古 竜二 君
国際観光振興室長(参事監)	佐々野一義 君
物産ブランド推進課長	長野 敦志 君
国際課長	永橋 勝巳 君

6、審査の経過次のとおり

午前10時 0分 開議

【山本(由)委員長】 おはようございます。

委員会及び分科会を再開いたします。

これより文化観光国際部関係の審査を行います。

分科会に入ります前に、委員の皆様にお諮りいたします。

本日、審査を行う第110号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」と、委員会付託議案である第118号議案「公の施設の指定管理者の指定について」及び第119号議案「本明川ボート練習場センターブイ整備事業に対する諫早市の負担金については、関連があることから、まず予算議案、第118号議案及び第119号議案についての説明を受け、一括して質疑を行い、その後、予算議案についての討論・採決を行うことといたします。

そして、委員会再開後、第118号議案及び第119号議案について、討論・採決を行うこととしたいと存じます。

つまり、質疑については予算議案と議案について一括してお受けして、討論・採決だけ切り離すというふうな形で進めさせていただきたいと思っておりますけれども、ご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)委員長】 よろしいでしょうか。それでは、そのように進めさせていただきます。

【山本(由)分科会長】 それでは、まず、分科会による審査を行います。

文化観光国際部長より、予算議案、第118号議案及び第119号議案について説明を求めます。

【中崎文化観光国際部長】 おはようございます。

それではまず、分科会関係議案説明資料からよろしくお願いたします。

文化観光国際部関係の議案等についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第110号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分であります。

今回の補正予算は、歳入予算では諸収入578万2,000円の増、歳出予算では合計8億817万5,000円の増であります。

この結果、令和2年度の文化観光国際部所管の歳出予算額は86億2,994万円となります。

歳出予算の内容についてご説明いたします。

本明川ボート練習場に常設のセンターブイを設置するために要する経費として、スポーツコミッション事業費2,312万9,000円、県産品消費の回復・拡大を図るため、県産品販売事業者等を応援する「長崎よかもんキャンペーン」の支援に要する経費として、県産品消費拡大事業費1億1,840万円、令和4年秋に開催する「JRデスティネーションキャンペーン」を効果的に展開するために要する経費として、「JRデスティネーションキャンペーン推進事業費533万円、宿泊事業者が取り組む「安全・安心」対策をさらに推進するとともに、「新たな生活様式」への適応と新しい旅行スタイルを求める顧客ニーズを捉えた魅力ある宿泊施設づくりの支援に要する経費として、宿泊施設安全・安心・快適化促進事業費6億円、Withコロナに対応するコンテンツとして、県内各地における地元食材にこ

だわったご当地グルメ開発の支援に要する経費として、「Withコロナ・リピーター」旅行需要創出事業費1,887万2,000円、個人旅行市場向けに有効な地域資源を検討し、それを生かした宿泊プランの造成手法を学ぶ研修会の実施に要する経費として、アフターコロナを見据えた宿泊旅行需要創出事業費1,433万8,000円、渡航制限のため実施できない現地プロモーション事業に替えて、将来の旅行につながるプロモーション強化の実施に要する経費として、インバウンド向け戦略的プロモーション強化事業費1,338万6,000円、渡航制限のため実施できない現地でのセールス等に替えて、市場調査や営業代行を行う現地事業者への委託に要する経費として、ビジットながさき・インバウンド旅行需要創出事業費427万3,000円、今後増加が見込まれる個人・少人数旅行者に対応するため、世界遺産「潜伏キリシタン関連遺産」などを歩いて巡るルートづくりの検討に要する経費として、包括的保存管理計画推進事業費1,044万7,000円を計上いたしております。

債務負担行為について。

次に、令和3年度以降の債務負担行為を行うものについてご説明いたします。

長崎県美術館運営事業に係る令和3年度から令和8年度までの債務負担行為として21億円、アンテナショップ「日本橋 長崎館」の不動産賃借料に係る令和3年度から令和7年度までの債務負担行為として4億5,863万円を計上いたしております。

それと、委員会関係議案説明資料の方をお願いいたします。

文化観光国際部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第118号議案「公の施設の指定管理者の指定について」、第119号議案「本明川ポート練習場センターブイ整備事業に対する諫早市の負担金について」であります。

第118号議案「公の施設の指定管理者の指定について」は、地方自治法第244条の2第6項及び長崎県美術館条例第6条の規定に基づき、「長崎県美術館」の指定管理者として「公益財団法人 長崎ミュージアム振興財団」を指定するものであります。

なお、指定管理期間は、令和3年4月1日から令和9年3月31日までの6年間を予定しております。

第119号議案「本明川ポート練習場センターブイ整備事業に対する諫早市の負担金について」は、地方財政法第27条第2項の規定に基づき、県が行う建設事業について、受益の限度において関係自治体から負担金を徴収しようとするものであります。

以上をもちまして、文化観光国際部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【山本(由)分科会長】次に、文化振興課長より補足説明を求めます。

【村田文化振興課長】それでは、私の方から、債務負担と指定管理者の指定につきまして、補足してご説明をさせていただきます。

関連いたします資料につきましては、横長の予算決算委員会環境生活建設分科会説明資料でございます。こちらの7ページに債務負担についての概略を記載しております。もう一つが環境生活建設委員会補足説明資料で、こちらは縦書きのものになっております。具体的な内容につきましては、こちらの縦方向の資料で説明を

させていただきますと存じます。

それでは、表紙をおめくりいただきまして、1ページ目でございます。

指定管理者の指定に当たりましては、地方自治法、それぞれの施設に関連します条例の規定に基づきまして、あらかじめ議会の議決をいただくことになっておりますので、本委員会での審議をお願いするものでございます。

平成17年4月に開館いたしました県の美術館につきましては、当初から指定管理者制度を導入しておりますが、今年度末で指定管理期間が終了することに伴いまして、次の期間について、展覧会開催業務をはじめ教育普及事業などの生涯学習事業、それから施設の貸出し、ショップ・カフェの運営、維持管理などの美術館の管理運営業務全般にわたって指定管理をお願いするものでございます。

指定管理の候補につきましては、公益財団法人長崎ミュージアム振興財団でございます。指定の期間は令和3年4月1日から6年間で、この6年間の県の負担金についての債務負担を補正予算の議案としてお願いをしております。

候補者の選定経過でございますが、募集期間は今年の3月27日から85日間で、結果、ご応募をいただきましたのは1者のみでございました。

県の指定管理者制度ガイドラインでは、1者であっても審査を行うこととなっておりますので、8月6日に有識者による選定委員会を開催しております。委員は記載のとおり7名でございまして、当日お一人が欠席し、6名の委員の方々により審査をいただいております。

(5)の選定結果でございます。委員お一人の持ち点が370点、6名の合計が2,220点満点となり、それに対しまして長崎ミュージアム振興財団が得た点数が1,805点でございました。これ

は100点満点に換算いたしますと81.3点でございます。

この点数をもとに審査していただきまして、（6）の選定理由に記載しております理由により、長崎ミュージアム振興財団は美術館の指定管理者としてふさわしいとの結論をいただいております。

選定に当たって幾つかの評価項目を設けておりますが、まず評価されておりますのは、長崎県の人口規模を考えましても、他の公立館に比べ入館者数が多く、来館者満足度も高いというこれまでの実績でございます。

入館者につきましては、平成27年度から令和元年までの5年間、平均いたしますと約38万人でございます。他の都道府県立66館の美術館と比べますと、平成30年度の実績でベストテンに入っております。

美術館の評価は、入館者数だけではなくて総合的に行わなければなりませんけれども、特に本業である展覧会の内容、レベル、バランスについてもご議論いただきまして、こちらも高い評価でございました。

また、移動美術館や遠隔授業をはじめとした教育普及事業についても高く評価されております。

3ページをお開きください。

今回の審査における採点結果でございます。審査項目、審査基準、配点等につきましては、募集期間前に審査委員の皆様にお集まりいただき、内容をご検討いただいているものでございます。

配点につきましては、美術館運営に当たり重要な項目について比重が高くなるよう傾斜配分がなされております。

なお、表の右側欄外に、得点率としてパーセ

ントの数字をお示しておりますが、これは、それぞれの項目を100点満点に換算し直した場合、何点取ったかを表す数字でありまして、6つの大項目ごとに示しております。

80%以上、つまり80点以上の高い評価を受けた項目は、1の美術館の管理運営方針に関する事項と一番下の団体の概要など6項目中4つの項目でございます。

80%未満の評価を受けた項目は、4の組織人員に関する事項と5の収支計画に関する事項の2つでございます。考えられます要因といたしましては、4につきましては、コンプライアンスの徹底や明確な責任体制の構築など一般的な項目でございまして、そもそもそれほど高い評価が得られるものではなかったと、得られにくい項目であったということ。それから5に関しましては、新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中での収支計画であった点が考えられます。

その結果として、一番下の欄にございましており1,805点、100点満点に換算いたしまして81点ということで、指定管理者としてふさわしいとの結論をいただいたところでございまして、県としても、選定委員会の評価結果のとおり指定管理者として指定を了とするものでございます。

次に、予算議案としての債務負担行為についてご説明をさせていただきます。資料は4ページになります。

令和3年4月1日からの長崎県美術館の指定管理者による運営に必要な費用として、債務負担を議決いただくとするものでございます。資料の上の方に記載しておりますとおり、限度額を21億円、期間は指定期間の令和3年度から令和8年度までの6年間としております。

現在の指定管理期間と同じ6年間の考え方でございますが、まず本県のガイドラインによりますと、一般的な管理業務だけの場合は3年以内とされており、より安定的な管理が必要で業務に専門性が求められる場合は5年以内というふうになっているわけであり、

これは一応の目安であり、内容により適切な期間を設定することができるとも明記されておりますので、美術館の運営を考えた場合、高い芸術的専門性が必要であることや、本業ともいえる展覧会の企画には数年前からの準備が必要であることから、もう少し長くした方がよいのではないかと、それから、民間の事業計画を考える際、3年スパンで立てられることが多いことから3の倍数がよろしいのではないかと、このことを考え合わせまして、平成21年度から6年間の指定管理者としております。

次に、限度額21億円についてでございますが、美術館が行う事業については、表が上下に分かれておりますとおり、負担金事業と利用料金事業の2つに大別しております。

負担金事業と申しますのは、人件費、調査・研究事業費から光熱水費、清掃、設備の警備等の委託費、常設展経費など、美術館が存在する以上一定必要な経費、ランニングコスト的な事業のことを指しております。

次に、利用料金事業については企画展事業、さらに、現在の美術館に不可欠で、その魅力をより一層向上させるショップ、あるいはカフェの経費で、こちらは一定の収益を生む、それも努力や工夫、投資の仕方により大きく収支が変動する事業でもございます。

負担金事業は、美術館としての基本的な活動を支えるものとして、この部分を設置者である県が負担することで、指定管理者が安定した経

営、運営を行うことが可能となります。

一方、この安定した基盤を保障したうえで指定管理者に創意工夫や努力を促し、ノウハウや機動力など民間が持つ力を発揮していただき、よりよい美術館運営を行っていただくために設けたのが利用料金事業でございます。

企画展等の事業で黒字が出れば、それを指定管理者自らの収入としていただき、さらにそれを次の事業展開に充当することができる仕組み、いわゆるインセンティブとして指定管理者の意欲を引き出すという狙いがございます。

長崎県美術館につきましては、開館以来、事業実績等から、負担金事業について必要な金額については一定程度充足が可能となっております。

資料の負担金事業に平成27年度から令和元年度の決算額を記載しておりますが、それ以前からも、おおよそこの程度の額で運営をしております。これまでの運営内容や展覧会のあり方などから判断いたしまして、基本的にほぼ同額で安定した管理運営が可能と見込んだうえで、今後、人件費、団体職員の給料につきましては、平均して基本給月額にして2,000円の昇給が毎年生じても対応ができるようにすること、また、定年退職者による変動要素を加えまして、これからの6年間に必要な負担金額を算定しております。

その他の項目の個別の説明は省略させていただきますけれども、これまでの実績をもとに算出してございまして、上の表の下の枠外に「債務負担設定額」を記載しておりますように、年間3億5,000万円を上限として負担することで、美術館の安定的な経営、運営が可能になるものというふうに考えまして、その6年分に当たる21億円を債務負担額として計上しているものでございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【山本(由)分科会長】次に、世界遺産課長より補足説明を求めます。

【馬場世界遺産課長】お手元の予算決算委員会本分科会の補足説明資料「令和2年度9月補正予算」の2ページをご覧ください。

事業名「文化財保存費（包括的保存管理計画推進事業費）」についてご説明申し上げます。

事業概要につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響などで構成資産への来訪者が減少していることもあり、新たな形で世界遺産の価値や魅力を理解していただくため、また、今後、増加が見込まれる個人・少人数旅行者に対応するため、世界遺産「潜伏キリシタン関連遺産」などを歩いて巡る新たなルートづくりを検討するものでございます。

事業内容につきましては、世界遺産「潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産とともに、本県には構成資産以外の教会や遺跡など世界遺産の歴史的背景を物語る「キリスト教関連歴史文化遺産群」等、数多くのキリスト教関係の遺産がございます。こういった本県のキリスト教史を理解する上で重要なスポットなどを歩いて巡るルートを設定するため、県内を長崎、県北、諫早・大村、島原、五島の5ブロックに分けて、関係市町などとともに協議しながら検討を行うものでございます。

ルート素案につきましては、専門家等と協議しながら、例えば宣教師記録などキリスト教関連資料から見える移動情報を抽出しまして地図上に落として作成し、モニターツアー等で安全性などを検証するための予算として1,044万7,000円を計上しております。

今後は、今回の検討結果に基づきまして、各

ブロック、県全体のネットワーク化を行い、まずは歩くルートの定着化を目指していきたいと考えております。

以上でございます。ご審議よろしくお願いたします。

【山本(由)分科会長】次に、観光振興課長より補足説明を求めます。

【佐古観光振興課長】引き続きまして、分科会補足説明資料3ページから、観光振興課関係の事業をご説明いたします。

まず3ページ、JRデスティネーションキャンペーン推進事業費でございます。こちらの事業につきましては、九州新幹線西九州ルートの開業を契機としまして、令和4年の秋に、佐賀県と共同でデスティネーションキャンペーンを展開すると、それに伴う所要の予算ということになります。

先に3ページ下段のデスティネーションキャンペーンについてのご説明をご覧いただければと思います。

本キャンペーンにつきましては、全国のJRグループ6社と、それぞれの地域の自治体等が連携をして実施します。国内で最大規模の観光誘客キャンペーンということになります。毎年、春・夏・秋・冬と4回に分けまして、それぞれの地域でプロモーションを展開するという内容でございます。具体的には、旅行商品の造成とが受入れ環境の整備、こういったものに連携して取り組んでいくこととなります。

本県で開催いたしますのは、平成28年秋以来となります。大変申し訳ございませんが、「秋以来3回目」と記載しておりますが、資料の修正が間に合いませんでしたので、口頭で大変失礼ですけれども、4回目ということになります。その下の方に 印で過去の開催経過を記載して

おりますが、「（平成18年）秋 九州DC」という形で、この前に平成5年の秋に福岡・佐賀・長崎の3県でDCを実施しております。訂正をお願いいたします。申し訳ございません。

具体的な事業の内容に戻りまして、長崎県のDC推進組織への負担金という形で533万円を予定しております。

内訳としましては、（1）事務局職員の人件費は、旅行会社2社からお一人ずつ、この事務局に職員を派遣していただく予定にしておりますので、その人件費の一部負担という形になります。それから（2）がキャッチコピー・ロゴデザイン作成費、（3）は活動旅費、（4）は事務費という形になっております。

引き続きまして4ページをご覧ください。こちらは宿泊施設安全・安心・快適化促進事業費でございます。この事業以降はコロナ対策という位置づけで計上しようとするものでございます。

まず4ページの事業につきましては、宿泊施設の安全・安心対策をさらに一層進めるということと、コロナの経験を踏まえて新しく出てくる旅行ニーズ、こういったものを踏まえた魅力ある宿泊施設づくり、これらに積極的に取り組む事業者を支援していこうという制度でございます。

主な事業内容としましては2つに大きく分かります。

まず、の安全安心に繋がる施設整備につきましては、4月の補正予算で約2,000万円の施設改修の予算をお認めいただきましたけれども、実際に募集をかけましたところ、自己負担をしても安全・安心にしっかり取り組みたいというニーズがその後も出てきておりますので、同様の制度といたしまして2億円の予算を構えよ

うというものでございます。

次の の新たな旅行ニーズに対応した客室等整備は、少し中・長期的な視野のもとで、私どもは、長崎県の観光の課題の一つとして、魅力ある宿泊施設が、よそに比べると少し少ないという課題認識を持っておりますので、補助対象経費の中に例として3点ほど挙げておりますが、こういったものをしっかりと取り組もうと、そして宿泊施設の魅力を上げて、当然ながら客単価も上げていく取組をされるような事業所を支援してまいりたいというふうに考えております。

補助率につきましては、と同様4分の3です。上限額を1,000万円という形で、トータルの予算額として4億円を構えたいという案でございます。

それから、次の5ページ、「Withコロナ・リピーター」旅行需要創出事業費につきましては、コロナの経験を踏まえて、今、今後の当面の旅行需要として私どもが考えておりますのが、近場、自家用車利用、あるいは家族旅行、そういったものがキーワードになろうかと思っています。そこにしっかりと対応していくことと、従来からそれぞれの地域の特色ある食は、旅行の中で消費者の皆様は楽しみにして、旅行先を選ぶ時の重要なポイントになってきておりますので、そこもしっかり対応していくということです。

主な事業内容としてはご当地グルメの開発支援、これは現在、県内6地域を想定しておりますが、それぞれの地域で地元の食材に徹底的にこだわる、あるいは地元の事業者の中で、あるメニューを提供する時に統一したルールをつくっていただく、そういう形で消費者にわかりやすく訴求するご当地グルメ、その地域のおもてなしの料理というものをつくっていただきたい。

そこを、基本的には市町が主体で、関係の事業者も参画した形でワークショップを重ねながらグルメをつくっていくという事業でございます。でき上がりましたものについては、県も一括して情報発信して、消費者にしっかりお伝えしていきたいというふうに考えております。

次の6ページ、アフターコロナを見据えた宿泊旅行需要創出事業費でございます。こちらも、基本的には当面のコロナ後の旅行需要というものを頭に置きながら、個人客にできるだけ魅力のある宿泊プランを提供することを目的としておりまして、事業内容としましては、まず県内を6エリアに分けて、地域資源をしっかりと、強み弱みを含めて調査をしたいというふうに考えております。

そしてその調査に基づきまして、(2)は県内8地域を今は想定しておりますが、宿泊施設はもちろんですけど、観光協会とか、あるいはその他の事業者の皆様にも参画していただきながら、個人向けの宿泊プランをどうやって魅力あるものにしていくかというところを研修会等で学んでいただいて、実際にそういう宿泊プランの造成に結びつけるという事業でございます。

以上で観光振興課関係のご説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

【山本(由)分科会長】次に、国際観光推進室長より補足説明を求めます。

【佐々野国際観光振興室長】それでは、続きまして同じ資料でご説明をさせていただきます。資料7ページをご覧ください。

インバウンド向け戦略的プロモーション強化事業費1,338万6,000円でございます。

新型コロナウイルスの拡大によりまして、各国政府による海外渡航制限が行われ、また、日本においても入国拒否や検疫強化措置により国

境を越えた移動が制限されております。そのため、現地を訪問してのセールスやプロモーションができない状況が続いております。

今回、旅行会社とのタイアップや観光展等のプロモーションなど現地において実施できない事業にかえまして、WEB、SNSによるプロモーションを強化して取り組むこととしております。多くの情報を短時間で伝え、印象づけることができる動画について、既存のものをインバウンド向けに再編集し、また、インバウンド向けの新たな素材や長崎の今を感じていただけるような動画の作成を行おうとするものでございます。

なお、動画サイトでの広告配信や本県公式SNSでの情報発信、その後の効果検証につきましては、既存予算により対応することといたしております。

次に8ページをご覧ください。ビジットながさき・インバウンド旅行需要創出事業費427万3,000円を計上いたしております。

先ほどのインバウンド向け戦略的プロモーション強化事業費と同様に、国境を越えた移動が制約されておりますので現地セールス等が実施できないことから、現地情報の収集や発信等代行業務を現地に拠点を置く事業者へ委託しようとするものでございます。

代行業務を委託する香港につきましては、これまで重点市場として取り組んできたところですが、昨年も、昨年1月に長崎空港に定期便が就航したことで、昨年の延べ宿泊者数は就航前の約2倍の6万5,000人と大きく伸びております。香港につきましては、これまで現地事務所を有していないことから、代行業務等の委託について検討を行ってまいりましたが、今回新型コロナウイルスの感染拡大によって、その必要性が一層

高まったということで予算計上させていただいております。今回の委託の効果も踏まえながら、継続した委託についても引き続き検討してまいりたいと考えております。

また、香港につきましては、併せて現地の会場と本県観光地をつないだオンラインによる観光説明会を行うこととしております。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【山本(由)分科会長】次に、物産ブランド推進課長より補足説明を求めます。

【長野物産ブランド推進課長】引き続き、同じ資料の9ページから、物産ブランド推進課関係についてご説明をさせていただきます。

まず、県産品消費拡大事業費1億1,840万円でございます。こちらは6月以降に開催いたしました長崎よかもんキャンペーン、県産品の消費回復・拡大を図るための応援キャンペーンということで、インターネットのサイトを使った割引キャンペーンを実施したところでございますが、その第2弾として今回実施を支援しようとするものでございます。

物産関係事業者を取り巻く環境については、よかもんキャンペーンを開始した6月以降のキャンペーンの効果、また百貨店、飲食店の通常営業、あるいはお中元の需要といったところで売上げの一時的な回復は見られておりますけれども、7月以降、感染拡大の影響など依然として厳しい状況もございまして、引き続き第2弾の実施に至ったところでございます。

6月から実施いたしました第1弾の実績については中段のところに記載のとおりでございますが、その上段には、今回の予算といたしまして1億1,840万円、内容としましては割引、送料無料への各サイトへの補助金ということで計

上させていただいております。

今回実施する第2弾の売上げの目標につきましては、「e-ながさき旬鮮市場」、もう一つの「長崎漁連ウェブショッピング」、この2つのサイトを合わせまして2億4,000万円を目指しているところございまして、可能な限り早期に目標額を達成できるように努力してまいりたいと考えております。

なお、下段の方に、第1弾のキャンペーンからの変更点ということで、第1弾の実施を踏まえまして、商品の割引につきましては3割から2割に変更させていただいております。

これはサイト内での売上げが一部の事業者に偏りが見られたことから、1事業者当たりの割引率、加えまして1事業者当たりの販売上限額の設定、こういった運用を見直すことによりまして、サイトに偏りがあった売上げを、このサイト内に参加する運営事業者に幅広く効果が波及するような形で取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

また、今回第2弾では、単品での販売だけではなく、県産酒や陶磁器のセット、あるいはお土産の詰め合わせといったセット販売の造成を行うことを考えております。その際には、通常時より3割程度お得な価格で販売をするなど販売方法に工夫を加えまして、商品全体の販売を促進してまいりたいと考えております。

10ページをご覧ください。

次に、日本橋 長崎館の賃貸借契約に係る債務負担行為の設定についてご説明をさせていただきます。

今回、県産品販路拡大対策費としまして、債務負担行為4億5,863万円を計上させていただいております。

日本橋 長崎館は、平成28年3月の開設から5

年目を迎えまして、令和3年3月末で建物の賃貸借契約期間が一旦終了することとなっております。それに伴いまして、令和3年4月以降の建物賃貸借契約の手続を行うために債務負担行為の設定が必要となることもあり、今回計上させていただきますところでございます。

賃貸借契約の内容につきましては中段に記載しているとおりでございますが、賃貸借料につきましては、消費税相当分の増額となっております。

所有者のエヌ・ティ・ティ都市開発から、当初の提示では増額の要求もございましたけれども、面積、金額ともに変更なく、現在のところこういった提示をいただいているところございまして、本定例会にてご承認いただいた場合には、下段のスケジュールのとおり10月には運営事業者の公募等手続に入ってまいりたいと考えているところでございます。

11ページでございます。日本橋 長崎館の運営状況の概要について記載しております。

来館者につきましては、中段に記載しておりますが、これまで約200万人を超えるといった状況でございまして、多くの県内事業者にとって、首都圏における販売、PRなど情報発信の拠点となっているような状況でございます。

昨年度後半から新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり、臨時休業など余儀なくされてまいりました。中段に来館者前年比を記載しておりますが、緊急事態宣言解除後、来館者数は徐々に回復している状況でございます。

また、日本橋 長崎館の販売を通じた情報の受信機能といたしまして、首都圏での販路拡大につながった事例とか、受託事業者から県内事業者へのアドバイスなどによる商品改良の取組といったものにもつながっている状況でございます。

して、日本橋 長崎館は、首都圏における情報発信の重要な拠点としまして、これまでの取組に加えSNSを活用した消費者ニーズのフィードバック機能、あるいは新しい生活様式に対応したオンラインを活用しながら、しっかりと現地の拠点として県産品の販路拡大につなげてまいりたいと考えているところでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【山本(由)分科会長】次に、スポーツ振興課長より補足説明を求めます。

【野口スポーツ振興課長】それでは、予算議案のうちスポーツコミッション事業費及び第119号議案の補足説明をさせていただきます。

資料につきましては、委員会補足説明資料5ページ、「本明川ボート練習場センターブイ整備事業に対する諫早市の負担金について」、A4縦の資料でございます。こちらで説明させていただきます。

当該整備事業につきましては、諫早市の本明川下流域にボートの練習場として利用されている水域がございます。ここに常設のセンターブイを設置するものでございまして、事業費が2,312万9,000円でございます。

内訳といたしましては、センターブイ設置工事費が2,237万円、これに伴うブイ設置図作成等業務委託費が75万9,000円となっております。

本明川ボート練習場は、チョープロ・ローイングクラブ、県立大村高等学校及び県立大村城南高等学校のボート部が、平成28年より練習を行っているところでございますが、その利用開始時点から現在まで仮設のコースブイで練習を行っており、大雨等の際には都度都度、ブイを撤去するという条件で、河川管理者である長崎河川国道事務所より水域の占用許可を受けて利

用しておりました。

しかしながら、令和元年7月21日の豪雨の際に撤去作業が間に合わず、一部のブイが流出する状況が発生いたしました。そのため河川管理者より、仮設設置のままでは大雨の際に再度コースブイが流出する可能性があるため、令和2年度中に常設のセンターブイを整備しない場合には、今後、河川の占用許可を行わない旨の指摘がございました。

この指摘を受けまして、県といたしましては、選手の競技環境の向上が図られ、また、県外からの合宿等による交流人口拡大も期待されることから、新たに常設ブイを整備することとして地元諫早市と協議を行ってまいり、結果、県が整備を行い、地元諫早市がその費用の一部を負担することで事業を行うことといたしました。

なお、令和元年7月には諫早市より当該ポート練習場の整備に関する要望がなされており、ポート練習場の今後の整備、活用方法につきましては、諫早市や県ポート協会など関係団体と今後十分に協議のうえ、進めてまいります。

次に、議案にあります諫早市の負担金についてでございますが、補足説明資料の「6. 根拠法令」にありますように、地方財政法第27条の規定がその根拠となります。

まず、【参考】にございます地方財政法第27条第1項に、「都道府県の行う土木その他の建設事業でその区域内の市町村を利するものについては、都道府県は、当該建設事業による受益の限度において、当該市町村に対し当該建設事業に要する経費の一部を負担させることができる」となっており、今回の事業は諫早市にも利がありますことから、当該事業に要する県と市の負担額を同額として調整をいたしました。

また、同第2項に「前項の経費について市町

村が負担すべき金額は、当該市町村の意見を聞き、当該都道府県の議会の議決を経て、これを定めなければならない」となっておりますので、これに基づいて今回、ご審議を賜るところでございます。

この諫早市の負担金額につきましては、まず、国の地方創生推進交付金を事業費の半分に充当し、残りの半分を県と諫早市で折半することとしまして、県の負担額が事業費の4分の1、諫早市も同様に4分の1として協議しているところでございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【山本(由)分科会長】 以上で説明が終わりましたので、これより予算議案並びに第118号議案及び第119号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【宮本委員】 それでは、ただいまご説明いただいた分に対しての質問をさせていただきます。まず初めに第118号議案から、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

まず、委員会補足説明資料の1ページ、応募期間が85日間ありまして、応募団体が1者であるのご説明をいただきました。広く公募されたうえで1者しかないということだったと思いますが、これについてはどのような形で、1者だけになった背景ではないですけど、公募の方法についてもう少しお聞かせください。

【村田文化振興課長】 県美術館の指定管理に関する公募については、基本的には県のホームページとかで公告を出しております。

そうした中で、今回については1者のみの応募でございました。想定される企業が私どもとしてもイメージがありましたものですから、そういったところにお伺いしましたら、美術館の

今の指定管理者でありますミュージアム財団が非常にうまく運用されていると。結果も、先ほどご説明しましたように、入館者数とか来館者の満足度とか非常に高いものがございますので、そういったところから、自分たちがそこに参入していくには至らなかったというふうにお伺いしております。

【宮本委員】わかりました。いろいろここにも書いてありますけど、専門性が高い運営かと考えます。なかなか、これに対して「やります」と手を挙げるところがなかったと理解させていただきます。

委員会補足説明資料の4ページに、いろいろ書いてあります。債務負担行為についてとありまして、説明もいただきました。

すみません、もう一回確認させてください。4ページの上の表に負担金事業とあります。これが県が債務負担行為で今回上げているもので、下に「利用料金事業等」ってあります。これを見ますと結構高額になっていますが、この利用料金事業等は、丸々指定管理者の利益になるという考え方でよかったですか。

説明では、ここの部分は努力や工夫によって賄われるところであり、指定管理者の安定した基盤になるという説明だったかと思うんですが、これが指定管理者の利益になるのか。

と同時に、企画展事業、ショップ、カフェ、その他の事業とありますが、これをもう少し詳しくご説明いただけますか。

【村田文化振興課長】委員ご指摘のとおりでございます。こちらの指定管理業務、負担金事業については上の表にございまして、収入を伴う企画展については利用料金事業として取扱い、指定管理者の収入にさせていただき、次回以降の展覧会とか、いろんな事業展開に力を

注いでいただくということで、いわゆるインセンティブとしての指定管理者の意欲を引き出すというふうな狙いを持っております。

その他の事業については、いわゆる貸館事業といいますが、県民ギャラリーとか講座室等々ありますので、その他の事業の内容としましてはそういった事業がございます。

【宮本委員】確認ですが、利用料金事業等は、例えば平成27年決算で約5億6,000万円、この中からショップに働いている方々の人件費とか、いろいろな購入費等は出ているという認識でよかったですか。

【村田文化振興課長】委員のご指摘のとおりでございます。こちらの経費の中には仕入れとか、そちらで働いていただいています人件費、そういったものも含まれています。

【宮本委員】人件費で出ていくお金もあるならば、指定管理者の黒字の部分、利益はこれから減るということですよ、もちろんですね。

半分もならんとでしようけど、どれくらいになるのかが今わかれば教えていただきたいと思えます。

【村田文化振興課長】令和元年の利益としましては450万円程度でございます。年々では赤字になったり黒字になったりでございます。一定の留保をしていただいて、赤字になった部分は補填して経営の安定化を図っていただいております。

【宮本委員】令和元年で450万円ぐらいの利益ですと。じゃあ、結構費用がかかっているという理解でいいですね。ちょっと確認をさせていただきます。

これ、差がありますよね。ショップ、カフェ、その他の事業で、平成27年と平成28年を比較すると半分ぐらい違ってきます。令和元年は結構

多いですね。

これは、何か大きな打ち出しがあって来客数が多かったという考えでよろしかったでしょうか。

【村田文化振興課長】企画展に関して、場合によって特設ショップを設置することがございます。例えば昨年度のジョジョ展では特設のショップをつくり、そこで大きな売上げを上げました。一方で仕入れや人件費等がかかりますので、それほど大きな利益にはならず、実際の収支としては概ね1億7,000万円程がジョジョ展に関する経費となっております。

【宮本委員】結構な支出があると理解をいたしました。利用料金事業等を踏まえた上での債務負担行為を設定するのがいいんじゃないかと単純に思ったものですから、確認をさせていただきます。

利用料金事業等で利益があれば、少し債務負担行為を減らしてもいいんじゃないかというふうに思ったんですが、内訳を聞いてみるとそうでもないことを確認をさせていただきました。わかりました。今後の展開等も気になるころではあるんですが。

細かい部分ですみませんが、指定管理者選定委員会の委員が7名いて、1名欠席とありますけど、これ1名欠席でもよかったのかなと。そもそも7人おれば、7人いた日に設定してもよかったんじゃないかなと思うんですが、1名欠席して決めてもいいのか、ちょっと不安が残るんですが、そこを教えてください。

【村田文化振興課長】委員の設置要綱に、委員の半数以上のご出席があれば委員会としては成立するというご事情がございましたものから、どうしても7名の方々それぞれお忙しい方々ばかりでございましたので、なかなか日程を調整

することが難しく、6名の出席となったところでございます。

【宮本委員】最後に、今後6年間いろいろ出ていきますけれども、取組の今後の展開、こういうふうな形で美術館をやっていきますという展望等々が指定管理者からあれば、お聞かせいただければと思います。

【村田文化振興課長】今後の課題とまでは言いませんが、展望でございますが、まずコロナ対策にどう向き合っていくかということだろうと思います。

この美術館では、全国の協議会といいますが、そういった組織が5つくらいあるそうですが、そちらに加盟をしまして、美術館単体では解決できない分野だということもございまして、そのネットワークを活用いたしまして、今後のウィズコロナでの取組を進めていきたいと考えておられます。

それからもう1点、ご承知のとおり長崎の中心部については、これから様々な開発が始まってまいりますので、そういったところとしっかり連携をして、お客様を呼び込んでいく取組も積極的に進めていきたいと考えているところでございます。

【宮本委員】わかりました。次回に向けて、いろいろ課題は多いかと思いますが、また鋭意取り組んでいただければと思います。

第110号議案、9月の補正予算について、ちょっと2事業だけ確認をさせていただきます。

補足説明資料の9ページ、県産品消費拡大事業費についてです。これは予算総括質疑の中でも様々議論がなされていりましたが、確認をしたいのが第1弾の実績で、この売上げの中で県内と県外を比べた時にどうだったのかを知りたいんです。それがわかれば教えてください。

【長野物産ブランド推進課長】県内、県外の販売額の割合をというお尋ねでございます。

物産協会が運営するe-ながさき旬鮮市場の売上げの中を都道府県別で見ますと、県内が6割、4割が県外の方からご購入いただいているという結果が出ております。

【宮本委員】わかりました。県外から結構買っ
ていらっしやると確認をさせていただきました。

今回第2弾ということで、第1弾を踏まえて目標額2億4,000万円だったですかね、掲げていらっしやいます。期間としては、この目標額に達したら終了なのか、そもそもこの事業の期間を教えてください。

【長野物産ブランド推進課長】今回のキャンペーンは、できるだけ長くやりたいという気持ちはございますので2月までは想定しておりますけれども、予算の執行としては早い方がいいと思っております、できれば年内にこの2億4,000万円を消化できればというふうには考えているところでございます。

【宮本委員】今回変更点にも書いてあります。当初の3割引から2割引、上限なしだったのが上限あり、これを撤廃してもいいんじゃないかと思っておりましたけれども、偏りをなくすためという説明がありましたのでね。

今回、県産酒なども売出しをもうちょっと強化するということですので、関係団体の方々もしっかり協議をしていただいて、拡大に向けて取り組んでいただきたいと思います。

最後に、10ページの債務負担行為であります情報発信拠点運営事業費について。

2ページにわたって、いろいろご説明いただきました。報道で見ましたけれども、今、巣籠もり事情で結構、こういったふるさと館、物産館の売上げが伸びている状況と聞いたんです。

8月末までの状況はあるんですけど、来館者状況の直近の9月の部分がもしわかれば教えていただきたいと思います。どれだけ伸びているのか、ちょっと減っているのか、確認させてください。

【長野物産ブランド推進課長】9月の日本橋長崎館の来館者の状況についてのお尋ねでございます。

9月26日現在で、前年度と比べまして約9割程度の来館者というような状況になっております。説明資料で8月までは大体9割というところで、最近の状況を見ましても来館者は9割ぐらいまで戻ってきた状況でございます。

【宮本委員】わかりました。今回、こういう形で債務負担行為が出ていまして、陳情も出ています。また、情報発信機能、受信機能ともありますので、いろんな機能を兼ね備えた日本橋長崎館にさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

【山本(由)分科会長】1時間たちますので、空気の入れ替えのために一旦、休憩をとらせていただきます。11時5分から再開します。

しばらく休憩します。

午前10時57分 休憩

午前11時 5分 再開

【山本(由)分科会長】再開いたします。

質疑を続行いたします。

【徳永委員】先ほどの宮本委員の質問の関連になりますけれども、第118号議案、この利用料金事業費です。

そもそも指定管理というのは、所有者が県の場合、県が経営をするよりも民間等に委託をした方が経費もかからないという大きな考えの中でできたものだと私は思っております。

そこで課長にお聞きしたいのは、運営費としては約3億5,000万円と、これはわかります。そういう中で利用料金事業等の収入は、早い話が指定管理者がやればやるだけ、利益が出ればそれは自分のものになると、そういう位置づけなんですか。

【村田文化振興課長】委員のご指摘のとおりでございます。利用料金事業につきましては、利用料金の収入をもってこの事業を展開していただくということでありまして、そこで出た黒字の部分については次の事業展開につなげていただく、指定管理者の意欲を引き出していくということでこの仕組みをつくっているところでございます。

【徳永委員】じゃあ、売上げがどんどん、どんどん上がり、利益もどんどん、どんどん、青天井で上がりますと、それは全て指定管理者の利益ということですか。

【村田文化振興課長】仕組み上はそういうことでございますけれども、実際はそうはなっておりません。企画展をやる場合に、収入はありますけれども、様々な経費がかかってまいりますので、結果的にはそれほど大きな収入、黒字という形には、これまでの経緯ではなっておりません。

【徳永委員】それはあなたの考えであって、私が言うのは根本的な考えなんですよ。

指定管理者に例えば私になりましたら、この美術館でいろんな展覧会とか指定管理事業以外でやった時に、頑張っただけでやればやるほど、売上げも上げて利益も上がれば、全て私の利益になるということですかと聞いているんです。

【村田文化振興課長】委員のご指摘のとおりでございます。

【徳永委員】民間で考えれば、利益が出れば半

分は税金で持っていかれるのが基本なんですけどね。

それだけ頑張れば指定管理者の利益になると、これはいいんですよ。やっぱりそういうことがなければ、指定管理の方も手を挙げないでしょうから。

しかし、3億5,000万円というのは、いろんな指定管理の中で県がはじいた金額で、これで十分運営はできているということ。それに利益を出していくことはいいんですけれども、ただ、ここが難しいんですけれども、ある程度出れば県に幾らか返してくださいとか、維持管理費用がかかるんですから、そういうこともあっていいのかなというふうに思うんですけれども。

制限がないとなれば、指定管理という意味がどうなのか、そもそも論と、そうやってどんどん収益を上げていいですよと無制限となった場合に、各自治体もそうなのか、さっきの宮本委員の質問の中で私もちょっと疑問。

実際、県と指定管理の関係がどうだったかということ、ここだけの問題じゃなく全体的な問題もありますから、そういう中でお答えをいただきたいと思うんです。

【村田文化振興課長】申し訳ありません。繰り返になるんですけれども、一定指定管理者の意欲を引き出すための仕組みであるということはお話をいただいた上でのお話だと思います。けれども、私どもとしても、指定管理をお願いする時に、こういった事業をやってくださいということは、もともと協定の中で話をしております。その中の利用料金事業が企画展の事業であったり、ショップ、カフェの事業でございます。そうした中でかなり利益が出た場合の対応ということであろうかと思っております。

現状においては指定管理者の収益とするとし

ておりますけれども、その額によっては、やはりそこは検討すべきところだというふうには思いますけれども、今後の推移を見ながらしっかり検討していきたいというふうに思っております。

【徳永委員】部長、指定管理について、県のマニュアルというか県の考えは、文化観光国際部の所管はこうですよ、よそはこうですよというのは違うでしょう。やはり県の指定管理は同じ規程の中で契約が成り立つわけでしょう。それはどうなんですか。

【中崎文化観光国際部長】委員ご指摘のとおり、指定管理というのは、しっかりアウトソーシングして、民間のノウハウを生かしながら効率的に経営するのが基本的な方針だと思っております。

それで利益が出たら、県の方への返還等も検討したらどうかというようなご指摘でございます。

これは、3億5,000万円の貴重な税金を使って県民の皆さんに芸術文化を提供するという大事な施設でございます。経営自体はアウトソーシングしておりますけれども、どういう企画展をするのかは、2年、3年も前から美術館の方で案を出して、県ともしっかり協議して決めているものでございます。

本来、利益を追求するだけの私的な美術館であれば、人が多いというようなことだけの集客に沿った企画展になると思うんですけれども、これは公的な美術館でございますので、人を集めるだけじゃなくて、例えば中国との関係が深い孫文と梅屋を県民の皆さんにしっかり知っていただく。あるいは今、黄檗展、いわゆる隠元と皆さんとの企画展を計画しているところでございます。これはなかなか集客には結びつきま

せんけれども、やっぱり長崎と中国の役割をしっかりと知っていただくというようなことで、これは逆に県から持ちかけたようなところもございます。

ジョジョ展のように、県外からも多く来ていただく。これは集客にもつながりますし、若い方に非常に人気の企画展でございますので、長崎のまちをいろいろめぐっていただく交流人口の寄与にもなると思います。

そういうふう集客の部分、あるいは県としての考え方をしっかり示してもらう部分、そういったところのバランスをとりながら今までしっかり県も関与してやっておりますので。

現実といたしまして、令和元年には450万円というお話もございましたけど、その前年にはなかなか、そこまでの黒字を出していない経営をしております。そういう意味では大きなお金が出てくるというようなことではございませんので、しっかり役目を果たすような運営について県としてもしっかり関与してまいりたいと思っております。

【徳永委員】私は、利益が出たら返せとは言っていないんですよ。ただ、しっかりと指定管理の意義、意味を、県側と指定管理側でちゃんとやってくださいということなんです。

ただ、どれだけでも利益が出ればそのものですよとか、それはないだろうと。確かに指定管理というのは、県も厳しい予算でやっていると思うんですよ。そうじゃないと指定管理の意味がないですから。その中で指定管理者が努力をしながら、そこで利益を出して、運営をよりよくやっていくと。

ただ、もう一つ言いたいのは、指定管理の中でも、こういった利益を出せるものと、そうでないものがあるわけですよ。同じ指定管理で

も、いろいろありますから。例えば公園管理とがあります。

だから、利益が出るところ、出ないところとありますから、そういうものの整合性をとらなければならないというところもありますから、一定意欲を出させることも大事でしょうけれども、税金ですから、そういうところもしっかり加味しながら、わかりやすい、県民に理解していただけるような指定管理、そしてまた運営をしていただきたいと思いますので、そこは最後に要望としてお願いしたいと思っております。

【山本(由)分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【宮島委員】まず、予算につきまして質問いたします。

観光振興課から、宿泊施設安全・安心快適化促進事業費ということでご説明をいただきました。4月の補正についての事業が、ニーズが高かったということでの拡張、また、中・長期の目標とした整備、そうしたものについて事業を展開されることにつきましては、大変評価を申し上げます。

一方で、ちょっと1~2点お伺いをしたいんです。

まず、施設整備それぞれあるんですが、もう既に今年度も半分経過しておりまして、事業者の皆さん方といろいろと話し合いが進むんでしようけれども、大体あと半年ぐらいで、どのようなスケジューリングでこの事業を進められていくのか、その点についてお聞きしたいと思います。

【佐古観光振興課長】スケジュールにつきましては、事前に事業者の皆様のご意見も聞きながらと考えておりますけれども、本委員会終了後に、あくまでも予算成立後という前提つきでは

ございますが、県としてこういった事業を考えておりますというのを県内の各施設に個別に情報提供をしたいと思っております。そして、予算が正式に成立しました後に応募を受け付けて、できましたら11月上旬に採択を行って、その後、実際に着手していただくと。

こういったスケジュールであれば年度内に工期がとれるというお話もいただいたうえで、今、そのようなスケジュールを想定しております。

【宮島委員】これは要望になるんですけども、事業者ファーストで、やはり事業者の皆さん方が柔軟に使えるような形、ニーズに沿った形でやっていただきたいと、それは期間のことも含めてですね。ぜひ検討をいただきたいと思います。

それともう一つ、使い勝手という点で、のコロナ後の新たな旅行ニーズに対応した客室等整備につきましては、メニューが1、2、書いてありますが、「等」と書いてあるとおりに、少し幅広に今後の事業の展開を考えておられるのではないかなというふうに思うんですが、ここもぜひ事業者の要望をきちっと受けたうえで、できるだけ可能な限り事業の内容、メニューを幅広くとって展開をしていただきたいとご要望したいと思います。課長の見解はいかがでしょう。

【佐古観光振興課長】につきまして、事前に県内の主要な宿泊施設にニーズ調査をして、どういった計画に取り組みたいかを私どもも現時点で把握しているところでございます。

私どもとして、ぜひ実現をしたいと思っているのは、その宿の魅力があるから長崎県に来たいというような宿をつくる。その結果、客室単価が従来よりも上がって、県全体の観光消費額につながるというところはぜひ実現をしたいと

思っていますが、その具体については様々なことが想定をされますので、委員のご意見のとおり、できるだけ幅広い形で対応をしてみたいというふうに考えております。

【宮島委員】 よろしくをお願いします。

次に、先ほども質問がございました情報発信拠点運営事業費、日本橋のアンテナショップについてお伺いをしたいと思います。

この賃借料は年間9,100万円強と決して安くはない賃料であります。一方で今年度の来館は臨時休業もあって非常に伸び悩んでいるというふうなお話もありました。ご苦労についてはお見舞いを申し上げたいと思うわけでありませう。

先ほど、来館者についてはお話がございましたが、現在の売上額、今年度の見通し、こうしたものがあればお聞かせをいただきたいと思っております。

【長野物産ブランド推進課長】 日本橋 長崎館の今の売上げの状況でございます。日本橋 長崎館は、部門としまして物販と飲食、イートインスペースでの販売がございませうが、今回のコロナの影響を受けまして、やはり飲食といったところは非常に厳しい状況でございます。

来館者は大体9割ぐらいというところですが、売上げにつきましては現在、8割ぐらいに戻っているというような状況でございます。やはり飲食の影響もあろうかと思っておりますが、徐々にこちらの方も回復に向かっているような状況でございます。

全体的な見通しでございますが、運営全体の中で、この事業者が収入と自分たちの経費を見ながらやっただけという状況ですけれども、売上げが減少している中で、収支の均衡といったところで見ますと非常に厳しいというお話をお聞きしているところでございませう。

【宮島委員】 コロナ禍のもとで確かに飲食は厳しい状況があると思うわけでありませうが、一方で食料品をはじめとする物品の販売については、家庭内での食事が増えたこともあって増えている会社は結構多いんです。そういう意味では、もっともっといろいろな取組の仕方があるのではないかと考えませう。

一例でありますけれども、同じく日本橋にアンテナショップを構えておられます福島県は、独自の商品券をプレミア付きで発行されて、それを福島館で使えるようにする。また、福島県の食材を使っている飲食店でもその商品券が使えるという方法をとられて、ニュースなどにも取り上げられたところであります。

何かこういうことをきっかけとして、もっともっとアピールをするような方法をとっていくべきではないかと考えませうけれども、課長のお考えをお聞かせください。

【長野物産ブランド推進課長】 コロナの中での首都圏での日本橋 長崎館の取組でございます。通常どおりのやり方では非常に厳しいという中で、現在、日本橋 長崎館では、5月からですが、なかなかこちらでは浸透していない代引きによる発送のサービス、いわゆる通販みたいな形で、SNSを使いながら自らの会員向けに販売をしている状況もございませう。

あとはSNS、インスタグラムとフェイスブック、両方を使って毎日情報を発信しているところでございませうが、もう一つLINEのアカウントを取りまして、現在、テスト的にLINEの友達をどんどん増やしていこうということを取り組んでいるところでございませう。

LINEの取組については、9月21日敬老の日をうまく活用しまして、LINEで日本橋 長崎館のポイント5倍というキャンペーンを案内

したところ、今年度で一番の売上げを上げるといった結果も出たというふうに聞いています。

こういったコロナの中でございますので、試食とか、そういったイベントによるPRは難しいところがございますけれども、オンラインをうまく活用しながら、来館者数の増加とかPR、そういったものに力を入れてやっていきたいと考えているところでございます。

【宮島委員】取組につきましては了としたいと思います。

長崎県人会もありますし、各市や町の東京会もあるわけでありまして、また、県の方では毎年、長崎ゆかりの会も主催してやっておられます。そういう幅広い長崎のネットワークがあるわけでありまして、そういうネットワークを最大限に活用して、そういう皆さん方は長崎を何とか支えてやろうというお気持ちになっておられると思いますので、皆さん方にしっかりとPRをして、応援をいただくような態勢もとっていただきたいと、そのことをお願いしたいと思います。

もう1点であります、説明資料の中に、情報受信機能として、受託事業者から県内事業者へのフィードバックによる事業者の商品改良の取組とありますが、具体的な例があればお聞かせいただきたいと思います。

【長野物産ブランド推進課長】情報受信機能の成果についてのお尋ねでございます。

具体的な会社名は申し上げられないんですが、バイヤーと言われる方々が日本橋 長崎館に来館されることがございます。そういった中で、大手の百貨店への販路の開拓につながったとか、大きな取引につながった例もございまして、小さなものを含めれば、商品をあそこに展示していることで販路拡大につながった例もございま

す。

一方、商品改良につきましては、受託事業者が常日頃販売をしている中で、例えば商品のパッケージとか商品の個数、こういったものをフィードバックしながら、事業者の方に情報を提供しているところでございます。

一つの例としましては、福山雅治さんを少しもじりまして、たまたまその商品名に「福」という文字が入っていたものですから、それをギターの形に変えることによって少し売上げにつながる改良になった例もございまして。

【宮島委員】引き続きの努力をお願いしたいと思います。

次に、第118号議案についてお尋ねをしたいと思います。

先ほどもご質問がございましたが、管理者の指定につきましては、これまでの実績、あるいは客観的な審査の算定結果を見て、極めて妥当かなというふうに思っておりますので、そのことについては了承をしたいと思います。

一方では、先ほど徳永委員からご指摘がありました、透明性をしっかりと確保して、県民にも説明をしっかりとできるような態勢をとっていただきたいと、これは要望しておきたいと思っております。

今年の入館につきましては、これもコロナ禍によりまして大変厳しい状況にあると思うわけでありまして、今年の入館の状況、あるいは今後の推移についてお聞かせをいただきたいと思っております。

【村田文化振興課長】今年度の実績でございますが、4月以降9月の昨日時点で2万8,328名でございます。昨年の同時期と比較しますと15.2%ということになってはおりますけれども、徐々に数値は上がってきている状況にあって、現状では

約4割近くまで回復をしているところでございます。

【宮島委員】私も、この夏に美術館にお邪魔しましたが、平日でもあり、ほとんど来館者の方もいらっしゃらなくて、大変寂しい状況でありました。そうした中でも運営の皆さん方はしっかりと対応されていたことについては、改めて評価を申し上げたいと思います。

しかしながら、点数が軒並みに80%前後の高い点を獲得されていながらも、私は、やはりさらに高みを目指した運営を志していただきたいと期待をしているところであります。

その期待の中で、今後どうやって県立美術館を活性化させていくか、このことが重要でありましょうし、毎年平均40万人ぐらいの方が来館をされる中で、指定管理者は、来館者の皆さん方のニーズをしっかりと把握する必要があるんじゃないかなというふうに思うわけでありまして。指定管理者の皆さん方は、そういう形でいろいろと分析は行われているのか、お聞かせをいただきたいと思います。

【村田文化振興課長】毎年、来館者アンケートを実施しております。

その結果についてご紹介いたしますと、性別についてはやはり女性の方が多い状況でございます。年齢構成につきましては20代から50代の方々が全体の半数以上でございまして、その年代の女性の方々にご来館をいただいております。

それから、県内県外の内訳でございますが、長崎市内の方が全体の47%、それ以外の県内の方が32%ということで、全体の約8割は県内の方々にご来館をいただいているということでございます。アンケートの結果としては、主にそういったところでございます。

【宮島委員】しっかりと来館者の皆さん方の二

ーズも把握をし、今後の運営につなげていただきたいと思います。

ただいま課長からご説明をいただきました来館者の居住地については、私はもう少し詳しく知りたいと思うんです。県内の中で長崎市と長崎市以外の方という区別だけありますけれども、先ほどの部長のお話のとおり、何といたっても長崎県民の美術館でありますので、県内の皆さん方がどういうふうに県美術館を利用されているかということ、もう少し仔細に把握していただく必要があるのではないかと思います。そのことについて要望と、ご質問をしたいと思いますけれども、課長、いかがでしょうか。

【村田文化振興課長】細部にわたりました分析結果についても把握をしています。

ご紹介いたしますと、これは全体を100%とした時でございますが、県北地域が6.1%、県央地域が12.5%、県南地域、島原地区で3.1%、西彼地区が6.8%、離島地区が1.5%という状況でございます。

【宮島委員】地域についてご説明をいただきました。長崎市が中心とあって、どうしても距離が遠くなるほどに利用者は少なくなると思いますので、今後は、県内の皆さん方にどうやったらこの県の美術館を利用してもらえるかという工夫についてもぜひ併せて考えていただきたいと、そのことを要望しまして質問を終わりたいと思います。

【山本(由)分科会長】ほかに質疑はございませんか。

【溝口委員】第118号議案で、先ほど来、利益関係がどうなっているのかという形で、利用料金事業、ここら辺の内訳が全然わからないんですよね。

令和元年には全体で3億7,000万円あってい

るのに、450万円ぐらいの利益だという話です。年間の運営費は3億4,000万円から3億5,000万円ぐらいで、県が全部補助しているわけですね。この利用料金事業関係の理解がしにくいものだから、利益がそのまま上がってきているんじゃないかという感覚になってくるんですけれども、その辺についてお尋ねします。

【村田文化振興課長】企画展事業の支出額が、令和元年の決算で約1億2,000万円と記載しています。企画展の収入額については、利用料金事業とか負担金等々がありまして、約2億円程度でございますので、企画展事業全体では赤字ということになっています。

ミュージアムショップとカフェについては収入額が約2億4,000万円、支出額が約2億4,000万円ということで、概ねトントンといいますか、収支はなされているという状況でございます。

【溝口委員】ちょっとわかりにくいんですけどね。

そうしたら、ショップとかカフェは、別に雇って人件費を出しているんですか。2億4,000万円の売上げがあっているのにトントンだと、そこら辺の根拠がちょっとわからないんですよ。

【村田文化振興課長】そこで働いておられます人件費とか、ショップの物品の仕入れ、カフェの原材料の仕入れがございまして、収支としてはトントンになっているという状況でございます。

【溝口委員】長崎ミュージアム振興財団が、ショップにしてもカフェにしても運営しているわけですよ。ショップとかカフェについては、負担金事業の人件費には入らないで、別に雇って人件費を払っていると理解していいわけですか。

【村田文化振興課長】委員のご指摘のとおりで

ございまして、この部分については利用料金事業ということで、こちらの業務に関する人件費については、この中でやりくりをしていただいている状況でございます。

【溝口委員】わかりました。

できれば、せっかくここに数字を持ってくるなら、そういう運営費、事業としての費用も書いていただかないと、ものすごく理解しにくいし、利益だけが独り歩きしているような感じになって、何か言いたくなるような書き方なんですよね。だから、その辺については今後、ある程度明確な説明ができるように、私たちにも出していただければと思っております。

それと、先ほど宮島委員からちょっと出たんですけれども、令和2年度はコロナ禍によってかなり来館数も少なくなって、運営としても大変なんじゃないかと思うんですけれども、その辺について、企画展とかが今まではトントンだから、運営にはあまり影響はないと捉えておっていいわけですか。

【村田文化振興課長】負担金事業につきましては、県の方で一定負担金を支出いたしますので、その中で十分やっていただけると見込んでおります。

企画展とかショップ、カフェについては、利用者の方々、入館者の方々に左右される部分がございます。現状においてはこれまでどおりの展開ができていないといいますが、ずっと中止、もしくは延期になっている状況でございますので、令和2年度の予算を見ていただくと極端に下がっている状況もございます。そこはコロナの状況を見ながら、企画展等、収支を見ながらやっていくというふうなことで今は考えているところでございます。

【溝口委員】コロナ禍によって来館者が少な

ったのは理解するわけですがけれども、利用料金事業等で2億幾ら売上げがあっていたのが、全然できないような状態で、従業員の皆さん方については雇止めをしているのかどうか。長崎県では1,000人近く雇止めというか、そういうのがあったと聞いていたんですけれども、この人たちはその中に入っているんですか。何人ぐらい働いているんですか、ショップとかカフェ、企画展事業にですね。

【山本(由)分科会長】 暫時休憩します。

午前11時40分 休憩

午前11時43分 再開

【山本(由)分科会長】 再開いたします。

【村田文化振興課長】 資料を整理いたしまして、午後からご説明を差し上げたいと思います。

【山本(由)分科会長】 もうちょっと時間がありますので、第118号議案に関する部分を除けて、それ以外の質問だけお受けしたいと思うんですけれども。

【溝口委員】 第119号議案です。今回、約2,300万円かけてブイをつくるということですがけれども、練習場だけにしていくのはもったいないんじゃないかと思うんです。将来的にこれをどのような形で、どのような施設を目指してやっていこうとしているのか、その辺についてお尋ねしたいと思います。

【江口スポーツ振興課企画監】 こういった形で5,000メートルという全国ほかにないようなボート練習場として整備ができました暁には、今までも合宿は来ておりましたけれども、誘致は行っておりませんでした。今後は、こういった全国どこにもない施設設備を活用しまして、まずは合宿の誘致を積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

それで、合宿地としての実績を積み上げてまして、この本明川のボート練習場の認知度を全国的に高めてまいりまして、その後、九州規模の大会だとか西日本規模の大会、あるいは全国規模の大会も誘致してまいりたいと考えております。

【溝口委員】 わかりました。将来的には大会もできるような施設を目指すということでございます。その辺については、ある程度スケジュール的なもの、計画を持ちながらやっていかないと、そこまでいかないんじゃないかと思うんです。全国的に合宿という形をつくるということですがけれども、そうしたら、合宿をするならどういった施設がまた要するのかという問題になってくると思うんです。

その辺について、できれば早く計画をつくって、大会ができるような施設を目指していただきたいと思いますが、このことについてお尋ねしたいと思います。

【江口スポーツ振興課企画監】 実は、こちらの説明資料にも書いておりますけれども、令和元年7月には諫早市から、そういった大会誘致ができるような競技用のボート公認コースの整備といった要望が上がってきております。

委員からご指摘がありましたように、こういったことを誘致していくためにはどういった施設設備が必要なのかを、地元諫早市とか県ボート協会などと協議をいたしまして、そういった計画についても検討してまいりたいと考えております。

【溝口委員】 わかりました。

今回はブイを整備していく形ですがけれども、この維持管理についてはどのように考えているんですか。

【江口スポーツ振興課企画監】 今回、諫早市と

の協議の中で、センターブイの整備については県で行い、ブイ自体の維持管理につきましては諫早市でしていただくということで協議をしております。

なお、費用については、整備費も諫早市から半分負担をいただくことにしております。維持管理にかかる整備については、県と市で同じく折半をしようとして、実際の維持管理については諫早市にしたいということで協議を進めております。

【溝口委員】わかりました。せっかくのボート練習場、日本にないすばらしいコースだということでございますので、ぜひ、これを利用して人が集まるような施設にしたいと思っております。

【宅島委員】観光振興課長から説明がありました観光客受入環境整備事業費、予算額6億円ということで。

の安全安心に繋がる施設整備事業が予算額2億円で40件、コロナ後の新たな旅行ニーズに対応した客室等整備が、これまた40件で予算額は4億円、合計6億円と説明を受けました。

私がちょっと申し上げたいのは、40件、40件と提示してあっても、観光振興課の若い方たちが必ず40件にしなければいけないという固い考えじゃなくて、例えば40数件ありましたと、45件になってもいいから、きちっと予算内で収まるようにですね。例えば、40件とするのでアップさせて話をしたり、そういったことはなしに、45件でもこの予算額で収まるようなことにしたいと思うんですけども、そこら辺はいかがでしょうか。

【佐古観光振興課長】資料上は、積算で補助限度額500万円の40件、1,000万円の40件という書き方をしておりますけれども、私どもとしては、

この予算をいかに有効に活用するかというのが主眼でございますので。

先ほど申し上げましたけれども、長崎県の観光の少し課題というのが、よそに比べて魅力ある宿が少ない。しっかり課題認識をもっておりますので、できるだけ多くの施設にこの制度を利用していただきたいと思っております。ですから、あくまでも予算額を前提に、件数は今回の積算上であるご理解いただければと思います。

【宅島委員】ありがとうございます。ぜひそういったことですね。

というのは、6月補正の時に同じようなことがあってですね。私の地元の小浜温泉からも数件のそういう要望をしたんですけども、相手にしてもらえませんでしたというような声が聞こえたので、あえて言っているんです。件数40件なので40件まで抑えるんだ、じゃなくて、ちょっとオーバーしてでも予算額の範囲内できちっと。

だから、順次採択、採択じゃなくて、ある程度期間を決めて、全体を見渡して配分を決めてほしいんです。最初から1件1件、はい、これはオーケー、これはオーケーとずっとしていくと、4億円で終わりですね、40件で終わりですねとなるので、ある程度きちっと締切日を決めて総合的に、45件だけれども4億円になるように何とかしようねとか、50件あるけれども4億円になるようにしようねとか、そういった考えのもとに幅広く、旅館・ホテル業の方たちのニーズに応えていただければと思いますけれども、部長、いかがでしょうか。

【中崎文化観光国際部長】コロナで観光事業者の方は大変な中で、県がどうしっかり支援してまいるかという事業だと思っております。

特に今回の事業は、早い者勝ちということではなくて、しっかりと中身も見せてもらおうと思っています。新たな客の取込み、あるいは客室単価のアップにつながるような提案をぜひ優先したいと思っておりますので、できるだけ少し幅広くくみ取った中で、どう予算を配分するかはしっかり検討してまいりたいと思っております。

【宅島委員】同じ観光振興課の観光客誘致対策事業費として1,887万2,000円、県内各地のご当地グルメ開発支援ということで予算を上程されています。大変いい政策じゃないかなと思います。それぞれ地域地域、県内にあるんです。これを6地域と想定してあるんですけれども、県内ブロックに分けて多分6地域じゃないので、それぞれ上がってきたら、この予算の範囲内で工夫をして、6地域だけと6地域で切るんじゃないかと、幅広く上がってきたところをよく精査して、やる気のあるところはやらせてあげると、頑張ってもらおうというような考えではいかがかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

【佐古観光振興課長】この6地域につきましては、事前に各市町に意向をお伺いしまして、積極的に取り組みたいと手が挙がってきたのが現状6地域でございます。

予算が成立しましたら、改めてもう一度募集をかける予定にしております。その中で6地域を超えて出た場合につきましては、単純に増やすことが予算的に可能かどうかというのもございますけれども、現時点でその6地域に必ず限定し、6以上はしませんということは申し上げます。できるだけ今の委員のご意見に沿ったような形で工夫ができないか、検討してまいりたいと思っております。

【宅島委員】ありがとうございます。ぜひです

ね、そういった今の課長のご答弁がありましたので。

知らない方たちも多いと思うんですよ。確認されたのは多分、行政の方だけで、民間の人たちには確認をされていないと思います。特にこういったことは民間レベルの方たちはやりたいんですよ、行政はやりたくなくてもね。だから、そこをしっかりと把握をして対応していただければと思います。終わります。

【山本(由)分科会長】 それでは、午前中の審査はこれにとどめまして、午後は1時30分から再開をいたします。

しばらく休憩します。

午前 1 1時54分 休憩

午後 1時30分 再開

【山本(由)分科会長】 それでは、午前中に引き続き分科会を再開します。

午前中の質疑の中で、長崎県美術館の運営事業の中で、利用料金事業等の収入等について資料提出の要請がありましたので、今、お手元に資料をお配りしております。

この資料に関する説明と、午前中の溝口委員の質問に対する答弁をお願いします。

【村田文化振興課長】 お手元にA3の横の資料をお配りしております。新たに利用料金事業等のところに収入額を入れまして、全体の収支がわかるようにしております。一番下にございますのが全体の収支でございます。令和元年決算で見ますと355万9,000円の黒字になっていきます。

これまでの間、赤字の年度ももちろんございますが、これはいわゆる留保金、純資産をそれぞれ財団ではお持ちでございます。平成26年度末では4,348万2,000円の純資産があり、それ

を順次取り崩しながら現在に至っているということで、令和元年度末の純資産は655万1,000円でございます。

利用料金事業の支出の部分でございますが、企画展事業については会場設営費、運搬費、監視員の人件費、スタッフですね、そういったものが含まれております。

それからショップ、カフェ、その他の事業については、ショップ、カフェの仕入れ部分が主になりまして、賃金も含まれております。

午前中にお尋ねがありましたショップ、カフェの人件費ですけれども、ショップ、カフェを合わせましてパートの方をお願いしております、全体で5名で、年間の経費が約600万円ということがわかっております。それにつきましては、この事業の中で十分対応できるものということで、ご指摘がありました雇止め等は一切ございません。以上でございます。

【溝口委員】わかりました。ありがとうございます。

ただ、企画展事業がかなり赤字になっていっていると思うんですけれども、どのような企画でこのように。例えば令和元年度を見ると8,000万円の収入で1億2,000万円も経費をかけていることになっているんですけれども、最初の見通しが甘いのか、それとも、展示してもあまりお客さんが来ないような企画展をしたのか、そこから辺についてお尋ねしたいと思います。

【村田文化振興課長】企画展には、芸術性の高いものと集客力のあるものと、バランスよく開催するという方針のもとにやっております。

昨年度につきましては、芸術性の高いものということで、現代美術の巨匠と言われておりますフランスの芸術家の企画展を開催しております、全体の収支としては約2,000万円の赤字が

出ているんですけれども、これについてはもともと想定をしまして、その部分にほかの分野の収益を充てることで開催をしていくということで、全体の中で企画展等を開催しているというような状況でございます。

【溝口委員】わかりました。ちょっとわかりにくいのですが。

構わないんですけど、この赤字幅が5年間で全体的に見たら3,000万円ぐらいになっているんですかね。公益財団法人長崎ミュージアム振興財団は、美術館だけじゃなくて、ほかにもたくさん運営をしているんですか。

【村田文化振興課長】美術館だけの指定管理を受けております。

【溝口委員】それなら、ざっと見た計算で3,000万円超の赤字になっていると思うんですけれども、財団が持っている当初からの基金がどのくらいあるんですか。

【村田文化振興課長】基本財産が750万円でありまして、それと留保金を含めまして純資産として平成26年度末で4,350万円程度ございました。そうしたことから、こういう企画展を企画されたと考えております。

【溝口委員】4,350万円と言ったんですか、ちょっとよくわからなかったんですけれども、それから差し引いていくと、もう千何百万円ぐらいしかないということで、6年間続けていく間に利益がある程度出ないと資本割れとなってくるわけですけれども、その辺については今後、県としてどのような扱いをしていこうと考えているのか、お尋ねしたいと思います。

【中崎文化観光国際部長】先ほど溝口委員から、5年間で3,000万円の赤字と、ご心配のご指摘がございました。

ちょっと経過がございましてですね。実は美

術館は、公益法人改革で公益財団法人の指定を受けております。それで、県の所管であります総務部とも当時いろいろお話をしまして、公益財団法人ですので、あまり財団に留保はあってはいけないというような、いわゆるもうかる財団では公益の指定が受けられませんので、平成26年末で4,300万円ございまして、ちょっと多過ぎるのではないかなというようなご指摘もございました。

それで、先ほど課長が答弁したように、公益性を上げる展覧会と少し収益性を考える展覧会、それをバランスをとりながら、一番いいのは、しっかり公益性も果たして、収入が少し超えるぐらいがベストではないだろうかというようなことですが、

そういうことがございましたので、平成27年度につきましては公益性を重視しまして、少しお金はかかるけれども価値の高い展覧会を中心にやりましたので、少し赤字幅が多くなっております。その後は少しバランスをとりながら、1,000万円プラスマイナスの中で動いているという状況でございます。

ご指摘のとおり、今は残高が1,000万円弱でございますので、財源的にはもう少し余裕を持った方が、美術館も思い切っているような発想の中で展覧会ができるんじゃないかと考えておりましたので、もう少しこの積立ては強化したいなと思っていたところでございます。

ただ、今回コロナの状況もございましたので、しっかりと経費節減と、公益性を果たせる部分につきましては、県民の皆さんに一定の美術の鑑賞ができるような展覧会もしてまいりたいと思っております。そのバランスはしっかりとりながらやってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

【溝口委員】わかりました。公益財団法人は利益をあまり出さないでやっていかないといけない中で、当初に4,300万円の留保があったから思い切りいろんな企画ができたということです。今、1,000万円弱ということで、県民に対してあまり思い切った企画ができないということであれば、ある程度ここ何年かで積立てをして、県民がどうしてもこういうのを見たいと言うようなことをやっていかないといけないんじゃないかと思うんです。

企画を思い切りやると、またお金がかかるとのことですが、それについてある程度収入ができるよう、広報も必要になってくると思うんです。せっかくいい企画をしても、県民とか国内の人たちがあまり来ないのでは意味がないと思うし、2年後には新幹線もできるということであれば、その辺の広報は大変必要になってくると思うんですけれども、考え方をお聞きします。

【村田文化振興課長】委員ご指摘のとおりでございます。私どもといたしましても、できるだけ多くの皆様に美術館にお越しいただく工夫は積極的にやっていかなければならないと思っております。

現在においても、ホームページのほかSNSなども活用いたしておりますし、また報道機関のご協力もいただきながら積極的な広報に努めております。ご指摘を踏まえまして、今後、力を入れてまいりたいと考えております。

【溝口委員】わかりました。ぜひ、堅実な運営がやっていけるように努力をしていただきたいと思います。

それから、アンテナショップ日本橋 長崎館のことです。宮島委員も聞かれましたが、来館者は200万人を超えたということですが、

これは新しいお客さんが増えているのか、それともリピーターの方で5年間で200万人ということになっているのか、その辺についてお尋ねしたいと思います。

【長野物産ブランド推進課長】日本橋 長崎館へのリピーターに関するお尋ねでございます。

現在、日本橋 長崎館では、ポイントカードを発行いたしまして、お客様にポイントカードの会員になっていただくということで、現在は4,200名の会員を有しているところでございます。

そういった方々の利用状況でございますが、来館される方の25%、4分の1の方にご購入をいただいているというような状況でございます。その4分の1の購入をされた方のうち約3割の方が、実際ポイントカードを利用されている状況でございます。具体的にこういった形でリピーターを把握するかは難しいですけれども、購入者の中の約3割がポイントカードを使って購入されているということでございますので、概ね3割程度がリピーターではないかと考えております。

【溝口委員】年に9,000万円をかけていくということであれば、今30%というなら、会員の方を1万人にでも増やしたら、かなり増えてくると思うんです。その辺の会員の募集は、どのような形で行っているのか、お尋ねしたいと思います。

【長野物産ブランド推進課長】ポイントカードの会員でございますが、インスタグラムであったり、SNSの活用も会員の募集でやっている状況でございます。実際に購入される時の窓口においてもポイントカードのご紹介をさせていただいて、会員数を増やしているところでございます。

先ほども少し答弁させていただきましたが、SNSについてはLINEでこちらからの案内を直接お客様に送る方法を今、構築しようとしているところでございます。そういったものも活用しながら、ポイントカードの会員も増やしていった、リピーターの確保につなげていきたいと考えております。

【溝口委員】わかりました。ぜひ会員を増やしていただきたいと思っております。

この5年間で200万人の方々が来たということですね。成果として、商品改良事例が17件、販売拡大事例が25件ということで、先ほどもちょっと答えていただいたと思うんですけれども、バイヤーの方々との契約が整っているのかどうかわかりませんが、主にどのような種類のものか、バイヤーの方々との契約につながっているのか、お尋ねしたいと思います。

【長野物産ブランド推進課長】商品改良、販路拡大に関するお尋ねでございますが、一番多いのは、そうめんとかうどんといった麺類、あるいはカステラを代表とするお菓子、あとは水産加工品といったところが販路拡大の事例としてございます。

取引先としましては、百貨店とかホテル、あるいは食品販売を行う卸の方々、そういったところに販路拡大先としてつながっていったような状況でございます。

【溝口委員】商品の改良というのは、改良をバイヤーの方々が注文して、下の25件の販売拡大につながっているのかどうか。商品をせっかく開発しても、そちらにつながらないと意味がないと思うんですけれども、その辺について、どのくらい件数があるのかお尋ねしたいと思います。

【長野物産ブランド推進課長】改良についての

お尋ねでございます。

商品の改良、先ほどもデザインとかパッケージの話をしていただきましたが、こういった改良を進めることで、ショップの中での売上げ増、購入の増につながっている例は出てきておりますが、私の手元の例の中では、商品改良から販路拡大につながったという例は、申し訳ございません、今のところはないというような状況でございます。

【溝口委員】商品改良とは、誰からか、こういうものをつくっていただかないとちょっと売りにくいとか、そういう形があるんだろうと思うんです。それが、せっかく改良したのに売上げにつながらなかったということであれば、改良した意味がないと私は思うんですけれども、その辺について考え方をお尋ねしたいと思います。

【長野物産ブランド推進課長】こちらに掲載しております商品改良の例は、日本橋 長崎館の運営事業者が商品の改良を提案しまして実際に改良につながった例でございます。具体的にバイヤーからの商品改良といった部分については、個々のやり取りの中もございまして、アンケートではお聞きしますが、私どもでなかなか把握できていないところがございます。

今回ここに商品改良例17件と書いておりますのは、日本橋 長崎館の運営事業者から地元の事業者に対してアドバイスした結果、改良につながったという例でございます。

【溝口委員】わかりました。運営事業者から言われて改良したと、そうしたら日本橋 長崎館の売上げにそれがつながっていかないと、改良した意味がないと私は思うんですよ。せっかく業者の方々も商品を改良していくわけですから、その辺について少し力を入れて、改良したものについてはPRをしていただかないといけない

んじゃないかと思うんですけれども、その辺についての考え方をお尋ねします。

【長野物産ブランド推進課長】今お尋ねの、商品改良したもののPRをやることに関してでございますが、今、日本橋 長崎館の商品の展示を見ました時に、種類ごとの展示、商品の陳列を行っているところでございますが、改良して実際にお客様がどう反応するかを見る場所というか売り場、そういったものが必要ではないかと考えているところでございます。

そういった意味では、チャレンジコーナーといったコーナーを設けて改良した商品を置くとか、あるいは地元から初めて出展されて首都圏で売ってみたいとかといったものをPRしながら、これは初めて来たんだということを見せながら、消費者のニーズであったりバイヤーの反応を見ていきたいと考えておまして、今後の見直しの中でそういったことをやっていきたいと考えております。

【溝口委員】ぜひですね。せっかく商品を改良したんですから、店の中で、前はこういうものでしたよと比較できるぐらいの、そしてまた、おいしさがこういうふうに違いますよとか、そういうことを宣伝して売上げを伸ばしていただきたいと思っております。

せっかく日本橋 長崎館を長崎県として出しているわけですから、長崎県の製品の相乗効果で、いろいろな形で売上げが上がっていくようなシステムをつくっていただければと、このように思っております。

【山本(由)分科会長】ほかに質疑はございませんか。

【中村(泰)委員】お疲れさまでございます。9月補正予算説明資料の4ページ、観光客受入環境整備事業につきましては、前回の補正の継続

の流れであろうかと思えます。こちらにつきまして、まずは の安全・安心につながる施設整備ということですが、これまでの施策の評価についてご教示いただき、また、地域別にどのような採用数があったのか、定量的にわかればお伝え願います。

【佐古観光振興課長】4月の補正予算以降、宿泊施設の安全・安心対策に取り組んでまいりました。4月につくりました事業は大きく2つに分かれておりまして、1つが小規模な事業、補助限度額が100万円です。イメージとしてはサーモグラフィの購入とか、そういったものを支援すると。

もう1つが、今回の9月補正の のところに記載しております施設改修を伴う安全・安心対策。施設改修の方は、2,000万円という枠に対しまして1,825万円という執行状況でございます。

もう1つの小規模の方は1億600万円という枠を構えておりました。現在の執行状況としましては、1億600万円のうち5,400万円を執行しております。まだ補助に余裕があるという状況でございます。

この執行状況に対しての評価ですけれども、私どもは、ご承知いただいていると思えますが、県の独自のキャンペーンを実施する際、それからGoToトラベルキャンペーンが始まる際に、2回にわたりまして県内のキャンペーンに参加する施設に対して現地確認を行っております。特に、足元のGoToトラベルキャンペーンに関しましては、294の施設を対象に職員が直接現地で確認をしております。

その結果、4割程度の改善が必要というものがございましたが、この4割につきましても、いわゆるオペレーションで解決できる問題。例えばウェブサイトで対策を発信するとか、お客

様が来られた際に新しい旅のエチケットを守ってくださいますとか、そういうものでございますので、一定ハードの部分の安全・安心対策は進んでいるというふうに評価をしております。今回もさらに、施設改修のニーズは別途ございませぬけれども、そういったものも活用しながらですね。

現地確認の中でも、施設改修が必要な場合は県の制度の活用もしっかり促しているところでございますので、今回予算をいただいて、4月、それから今回を含めて、本県内の宿泊施設の安全・安心対策はかなり進んだものというふうに評価をしております。

【山本(由)分科会長】課長、地域別の状況もです。

【佐古観光振興課長】地域別で申し上げますと、4月補正で大規模が、長崎市内が3件、雲仙市内が1件という実績です。小規模の方が、これも長崎市内が30件と一番多い状況でございます。それぞれ申し上げてよろしいですか。（発言する者あり）長崎市に次ぐのが雲仙市の13件、あとの市町につきましては、ほぼ一桁の件数というふうになっております。

【中村(泰)委員】ご答弁ありがとうございます。一番気になったのは小規模のところで、どれだけ広がっていったのかというところをお答えいただきたいんですけど、県下全域に広がっているという認識でよろしいでしょうか。

【佐古観光振興課長】件数の多い、少ないはございますけれども、県下広くご利用いただいているというふうに考えております。

【中村(泰)委員】評価というところで、GoToトラベルキャンペーンの時に294件の現地確認を行ったと、これは本当にすごいことだというふうに思うんです。こういった事前の対策が

あったから、294件確認をして、ハード的などころにおいては十分対策が行われていたという評価でよろしいでしょうか、確認です。

【佐古観光振興課長】もちろん私どもの制度だけでそこまで進んだということではないだろうと思います。早期に制度構築前に進められたところもございますし、あるいは、もう制度を使わずに独自にやられたところもございます。

ただ、今回の県の事業が、そういう県下全域での拡がりをつくったというところは間違いないかなというふうに思っております。

【中村(泰)委員】ありがとうございます。県の施策によって、宿泊事業者の方が少しでも前向きに取り組まれたということが、よくわかりました。

続いて です。費用が非常に高額であるので、ここはしっかりと議論が必要なのかなというふうに考えております。そこで施策を打つことで、要は費用対効果というか事業効果みたいなものを考えておられるのか、ご教示願います。

【佐古観光振興課長】今回の の施設整備に取り組んでいただくことで、午前中も申し上げましたけれども、県としてぜひ実現をしたいのは、その宿の魅力を高めて、その宿があるから本県に来ていただくと、1回だけじゃなくて2回、3回来ていただくと。それから、当然ながら魅力のある施設になりますので、平均客室単価もしっかり上げて観光消費額の底上げにつなげていただきたい。この2点は実現をしたいと強く思っているところでございます。

実際に募集をかけまして採択する際に、要件をどのように設定していくかということも今、並行して検討をしております。最もわかりやすいのは、先ほど申し上げました平均客室単価を従来から何%引き上げるのかということを設

定できれば、非常にわかりやすい、私どもの目的に照らした要件ということになります。

そのところを要件としてしっかり設定できるのかどうかというところを、今、事業者の皆様のご意見も聞きながら最終的な詰めをしておりますので、そういう効果をぜひ出していきたいというふうには考えているところです。

【中村(泰)委員】ご答弁ありがとうございます。数値で表すというのはなかなか難しいところなんだろうなと思います。

先ほど宅島委員からもこちらはございました。高額な費用をかけてやるというところで、多くの方に取り組んでいただきたいと思います。一部の方に限定的になってしまったら、あまりよくないのかなというふうに私個人的にはちょっとと思いますので、評価をする際には、本当に効果が出るというところを踏まえて判断いただければと思います。

続きまして、次のページの観光客誘致対策事業でございます。6地域ということですがけれども、先ほど、行政なのか民間なのかというような議論もございました。

そもそも6地域から出たということですがけれども、具体的にグルメのメニューとか、そういったものが既に想定されているのかどうか、お知らせいただけますか。

【佐古観光振興課長】事前のヒアリングを通じて積極的に取り組みたいと言っているところが佐世保、西海、平戸、雲仙、対馬、島原の6地域でございます。これは最終ではございません。事前のヒアリングの結果です。

例えば佐世保であれば黒島の地魚をメインに出したメニュー、西海市であれば「えべす鯛」というブランドの活用、平戸はジビエということでイノシシ肉、雲仙については小浜地区のイ

リコとかイチゴとか、そういうものです。対馬はアナゴ、アカムツ、あるいは対州そば、島原でいいますとタコ飯、ショウガとかですね。

これはまだ現時点での想定で、それぞれの地域でこういったものを使いたいという状況でございます。今のところの想定はそういうものでございます。

【中村(泰)委員】これらの地域は、自治体と話をしているものなんですか。それとも民間も含めて話をしているところなのかをお知らせください。

【佐古観光振興課長】私どもから直接はそれぞれの市町に、今の6地域に限らず全体に照会をして、前向きなところは当然観光協会とか商工会とか、民間も含めたところでお話をさせていただいて想定していることでございます。

ただ、午前中にご議論がありましたように、情報が最終的な事業者の方に届いていない可能性も現状ではあると思いますので、そこも少し掘り起こしながら事業に対応してまいりたいというふうに考えます。

【中村(泰)委員】ありがとうございます。それぞれで既にもう、食材であるとかといったものが具体的にイメージされているので、そこはすばらしいなと思いました。実際、より民間の方と連携をしていただけるように、そこは改めて県の方からもしっかり確認をいただいて、ベストのものが開発というか、考えられるようにしていただければと思います。いずれにいたしましても、それぞれの地域で個性が発揮されるようなものがぜひともつくられればというふうに思います。

あと、情報発信力というところ、説明の中で情報発信を県がするとあったんですけども、もちろん県も発信するし、やはり当事者がしっ

かりと発信をしていくことが何より大事ですので、そちらもフォローいただければと思います。

続きまして、9ページの県産品販路拡大対策費、県産品消費拡大事業でございます。こちらも前の補正の継続という認識であります。これまでの実績において、こういった品目が売上げを伸ばしたとか、企業ごととか具体的な個別製品ごとではなかなか説明が難しいとは思いますが、可能な限り、情報があればお知らせ願います。

【長野物産ブランド推進課長】e-ながさき旬鮮市場での売上げの状況でございますが、全体的な売上げの中で大きいといいますか上位を占めるのが、やはり人気があるのはカステラとか角煮まん、こういった商品は非常に売れ筋でございます。全体としても上位にある状況でございます。

そういった中で、全てというわけではございませんが、今回、送料を無料とさせていただいた中で、冷凍とか冷蔵、日ごろなかなか手を出さないというか、そういった高い商品の方も少し購入しているといったところが、実際にキャンペーンをやってみて見えているところかなと感じているところでございます。そういった意味では、いわゆる海産物、加工品といったところも売上げがございました。

あとは、べっ甲とか、工芸品も割引があったこともあろうかと思えます。そういったものも今回を機に購入した実績はございましたので、全体的に事業者ごとを見ると、売れ筋がございましたので偏りは当然ありますけれども、参加いただいた事業者で売上げが全くないというような状況はなかったところでございます。

【中村(泰)委員】多少は競争原理が働くところであろうとは思いますが、しっかりと

ですね。

カステラとか角煮まんというのは、ある程度予想ができたところではあると思うんですが、売れなかった商品において、その要因を分析して、9ページの下の方に、伸びていないものに対してはセット商品を造成と書いておられますが、そういった取組が非常に大事であろうと思いますので、今後ともそこをしっかりといただきと思います。

この件について今回の取組というのは、もちろんコロナであるから、より大事であるとは思いますが、コロナ後も見据えた取組でなければならないと考えます。そのあたりについては、展望も含めていかがでしょうか。

【長野物産ブランド推進課長】コロナ後のECサイトの利用ということで、e-ながさき旬鮮市場の第1弾におきましては、それぞれの事業者が単品で商品を出していくといった売り方を中心に行っておりましたので、先ほどお話をさせていただいたとおり、売れるものと売れないものがやはり大きく分かれたのかなと考えております。

今回、先ほど委員からもございましたとおり組合せを行うことで、一つモールみたいなページをつくりまして、県産酒と陶器、あるいはおつまみ、またはお土産も幾つかございますので、そういった種類を組み合わせ、売れるかどうかといったことを今後のECサイトの販売の方法として検証していきたいとも思っておりますし、それを今回第2弾ではやってみたいと考えております。

【中村(泰)委員】今はある意味、実験ということ大変失礼なんですけど、いろんなデータが得られると思いますので、いろんなことを考えて、本当に売れるよう検討をする中で、それがき

とコロナの後に実になると思いますので、引き続きよろしくをお願いします。

最後の質問になります。先ほどから出ております第118号議案の県立美術館の件でございます。事前にしっかりとヒアリングをいただいて、私なりに理解をしたところでございます。

県立美術館の特性として、なかなか利益優先にはいかないということです。ただ、長崎県としては、ほかの自治体より先に指定管理制度を設けて県立美術館の運営を進めてきた。本県の方々の入館者数であるとか満足度を見ても、本当に全国に誇れるような数字であるということとはしっかりとご説明をいただきました。

そういった誇れる県立美術館だからこそ、収支の報告はございましたけれども、これからどうやって攻めの施策を打つのかとなった時に、私は、一つは県外からお客様を呼び寄せるといったことかなというふうに思います。

本県の美術でどれだけ引っ張れるのかというのは、すごく難しいところではあるんですけれども、文化であるとか伝統を重ねて、そういった展望が描けないのかなというふうに思うんですけれども、最後にいかがでしょうか。

【村田文化振興課長】私どもも、先ほどアンケートの結果でお答えいたしましたとおり、全体の約8割は県内のお客様、2割が県外ということでございまして、できるだけ県外のお客様を多く呼び込みたいというふうな考えは私ども、もちろん指定管理者もでございます。

そうしたことで指定管理者と話をしておりますのは、まずは長崎市を中心部が再開発で大きく変わっていくと、交流人口が増えて多くの県外の方々がお見えになることが考えられますので、そういった方々を極力取り込んでいくということで、そういった施設関係者ともしっかりと

連携を図っていくということ。

もう一つは修学旅行向けのコンテンツです。美術館には平和学習ができるような素材もごございますので、そういったものを活用して、ぜひ修学旅行の方々にも来ていただくことで、県外からの誘致に取り組んでいければというふうに考えているところでございます。

【中村(泰)委員】ありがとうございます。以上です。

【山本(由)分科会長】ほかにありませんか。

【ごう委員】1点だけ、補正予算で確認をさせていただきますと思います。9月補正予算の資料の7ページで、観光客誘致対策事業費、インバウンド向け戦略的プロモーション強化事業費1,338万6,000円が計上されております。

この事業につきまして、今はなかなか呼べないインバウンドを、今後呼ぶ時のためにつくろうということで計画されていると思いますが、どのぐらいのスケジュール感でお考えなのかをまずお聞かせください。

【佐々野国際観光振興室長】こちらの予算につきましては、今回の議決をいただいた後、仕様書をお示しして事業者を募って、年内に動画を作成しまして、年明けから動画を使って動画サイト、SNSを使って発信をしていきたいというふうに考えております。

【ごう委員】年内にはもう動画を作成してしまうとお考えなんですね。

これから事業者を募集されるということでございますが、動画につきましては1者で制作するとお考えですか。

【佐々野国際観光振興室長】動画につきましては、既存の動画をインバウンド向けに再編集するというのもありますけれども、基本的には公募をかけまして、その中から1者を選んで動画

を作成したいと考えております。

【ごう委員】この1,338万6,000円の事業費の内訳等はどのように、編集作業に幾らとか、個別に考えていらっしゃるのでしょうか。

【佐々野国際観光振興室長】既存のものを再編集するのにおよそ半分程度、新しくインバウンド向けに素材としてできたものを撮影するので半分程度使って、基本的に制作にかかるもので、発信については既定の予算を使わせていただきたいと考えております。

【ごう委員】わかりました。既存のものの編集作業が半分で、基本的には新しく制作をするということでございます。

新しく動画を制作していくに当たりまして、私がいつも思っているのが、インバウンド向けであるにも関わらず、外国人の視点がなかなか入っていないことが多いなというふうに思っています。今回、この制作をするに当たって業者を募集する時に、何か外国人の意見が反映されるような仕組みというものをお考えでしょうか。

【佐々野国際観光振興室長】委員からご指摘がありましたような視点についても、仕様書を作成する段階で、今は海外の方をお呼びするのは難しいので、国内にいらっしゃる外国人の方のアドバイスをいただくとか、そういったところを仕様書に盛り込んで発注をしたいと考えております。

【ごう委員】ぜひ、その部分をしっかりとやりいただきたいと思います。私たち日本人が思っている視点と外国人の視点では、いいと思う視点が多分違うと思いますので、そのあたりをしっかりと、今回新しくつくるのであれば重視しておつくりいただければと思っております。

それから、7ページの中に「長崎の“今”を感じてもらえるもの」ということで、紅葉だっ

たり霧氷だったり、お祭りとかとありますけれども、年間の長崎を出していくというふうに考えるのであれば、今年中につくり上げてしまうのは難しいのではないかとちょっと感じたんですけれども、そのあたりは既存のものを利用することになるんでしょうか。

【佐々野国際観光振興室長】基本的には国内向けの素材もたくさんありますので、そういったものを再編集しながらですね。

それと、今は実際に日本に来られないというところがありますので、来られない中でも、例えば香港とか台湾といったところは国土が狭いこともあって、現状でもバーチャルで海外旅行を楽しみたいというところがありますので、短い動画でも、長崎の今を感じてもらえるようなものをつくっていききたいというふうに考えております。

来年度以降につきましては、また改めて予算は検討していきたいということで、まずは今年度、今を感じていただけるものを作成したいというふうに考えております。

【ごう委員】わかりました。また来年度以降は再検討されるということですね。

情報の発信についてはSNSを活用するというので、6か国語の本県公式SNSで発信されるということでございますが、現状としまして、長崎県の公式SNSの6つのサイトは、どれぐらいのアクセス数があり、これまでの実績として、例えばこのサイトから長崎に誘客できたというような実績があれば、お教えいただきたいと思います。

【佐々野国際観光振興室長】昨年のデータでいきますと、一番閲覧数が多いのは中国語の簡体字で、2,500万ぐらいの閲覧がっております。その次に多いのが英語で約930万の閲覧があっ

ております。

この動画を見て実際に長崎に来たというところの把握が難しいこともありまして、実は今年度、デジタルマーケティングということで、こういった動画サイトを見ていただいた上でこういった行動をとっていったかと、予約をして実際に飛行機に乗って長崎に宿泊したという後を追っていくようなマーケティングまでする予定だったんですけれども、今は移動制限がありますのでそこができないということで、今年については発信のところまでとなっております。

【ごう委員】今後はデジタルマーケティングまでしっかりとやりいただければと思います。

これは私からの要望になりますけれども、せっかくお金を使って動画をつくって、動画をインバウンド向けに配信していくのであれば、そこにもう一つ踏み込んで、今後は団体客ではなくFITのお客が増えると思いますので、そのサイトを見た人が、より長崎に引き込まれるような、例えば宿泊につながるとか、何か予約につながるとか、そういう仕組み等も一方でお考えいただくと、より長崎へのインバウンド客の誘致につながっていくのではないかと考えておりますので、ご検討いただきたいと思います。以上です。

【山本(由)分科会長】ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)分科会長】では、分科会長を交代します。

【久保田副会長】分科会長、発言をどうぞ。

【山本(由)分科会長】1点だけ、デスティネーションキャンペーンのことでお伺いをしたいんです。

今回は平成28年にあったんですけれども、こ

れは熊本地震等がありまして、正直あまり実感が残っていないんです。前回の実績という意味では、どんなだったんでしょうか。

【佐古観光振興課長】 前回、平成28年秋に長崎県単独で開催をいたしました。その時に最終的に整理しましたのが、延べ宿泊者の増加数が約4万4,000人、日帰り客数が約13万人という数字を推計も含みまして算出をして、最終的に経済効果として30億円の実績と整理をしております。

【山本(由)分科会長】 わかりました。

この予算が最初に上程された時に、新幹線の開通自体が平成4年度末のようなイメージで、令和5年3月ぐらいをイメージしているのかなと思っていました。このデスティネーションキャンペーンが10月から12月ということなので、3か月ラグがあります。ここをどういうふうに埋めていくのかと考えていたんですけれども、先般、令和4年秋に新幹線が開通をするという話になった。ということは、このキャンペーンがまさに開通と一緒にするようなイメージがあるんです。

そうすると、当初からキャンペーンと同時だというふうに考えておられたのか、それとも、早まったので戦略を変えるというか内容を変えると、そういったところは今どういう状況でしょうか。

【佐古観光振興課長】 令和4年秋のタイミングですが、もともと設定をした際には、早ければ令和4年3月に新幹線が開通をするという前提で、開業したその瞬間は、もうそれだけでアナウンス効果といいますか、パブリシティ効果もございますので、一定集客は可能であろうと。そこから半年程度たった時に、もう一度大きなキャンペーンを実施することで誘客を伸ばして

いくという考えでの令和4年秋でございました。

私も、つい最近、開業自体が令和4年秋ということで、少し想定外の状況になっております。

秋といっても、一般的にいいますと9月から11月とか、受け取り方によっていろいろあると思います。キャンペーン自体が10月から12月ですので、その幅の中で、どのタイミングで実際に開業するのかがなかなか、短い期間の中では見えないという状況もあるようですので、開業に合わせてキャンペーンを打つことがいいのか、あるいは時期を見直して。

ただ、時期を見直すのは、これはJRのキャンペーンでございますので非常に厳しい。ほぼ無理ではないかというふうに私もは思っております。ですから、時期をずらせないとすれば、開業に合わせたキャンペーンをいかに効果的に実施するかということを工夫して、佐賀県ともですけれども、県内の市町の皆さんのご意見も聞きながら、至急検討していかないといけないというふうには思っております。

【山本(由)分科会長】 今言われたとおりで、当初のイメージからすると、先にデスティネーションキャンペーンを打って、3月の開業につなげるということで、逆か、先に開業してからになるのかな、4年になるとですかね。

そうすると、今度はもう全部重なる形になる。だから、短期的な効果としては非常に大きいんだけど、持続性という意味で逆に薄まってしまうという懸念がありますので、そこについては今言われたような形で進めていただければと思います。

この項の最後に、この費用について各市町にも、旅行宿泊者、延べ宿泊者数とかに応じて負担金が生じてくるかと思うんです。そうすると、

県内全市町に負担がかかることになるわけですから、二次交通対策が非常に重要になってくるかと思うんです。

従来の二次交通対策に加えて、デスティネーションキャンペーンに関する二次交通対策としてどういうものを考えているのかということをお示してください。

【佐古観光振興課長】 前回、平成28年に実施した際は、市町、民間の皆様からも負担金を頂戴して全体事業費を造成し、そのうえで実施をいたしました。

令和4年のデスティネーションキャンペーンにつきまして、今はまだ最終的に21市町から負担金をいただけるというご了解までいただいている状況ではございませんで、市長会事務局、町村会事務局と調整を進めているところでございます。基本的に県の考え方としては県を挙げて取り組みたいと思っていますので、県と21市町でという形では考えているところであります。

それから二次交通対策は、前回も同様ですけれども、負担金でつくった事業費を有効に活用しながらですね。二次交通が厳しいというのが本県の長年の課題でもございますけれども、なかなか公共交通を二次交通としてというのは、観光サイドからすると非常に厳しいものがございます。ですから、いわゆる着地型の観光商品として交通もセットになったような、主要駅から周辺に足を伸ばしていただけるような商品づくりといったところに、この事業費を有効に活用してまいりたいというふうには考えているところです。

【久保田副会長】 分科会長を交代します。

【山本(由)分科会長】 ほかに、予算議案、それから第118号議案及び第119号議案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)分科会長】 それでは、質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、予算議案に対する討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第110号議案のうち関係部分については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)分科会長】 ご異議なしと認めます。
よって予算議案は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

【山本(由)委員長】 次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたしますが、所管事項等についても併せて説明を求めます。

まず、文化観光国際部長より総括説明を求めます。

【中崎文化観光国際部長】 環境生活建設委員会関係議案説明資料をお手元によるしく願います。

先ほど議案はご説明しましたので、議案外の所管事項について、主なものについてご説明いたします。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響と対策について。

(1) 観光振興対策について。

大きな打撃を受けた県内観光業界の早期回復のため、6月1日から県民、6月19日からは全国

の方を対象に宿泊割引キャンペーンを実施し、7月31日をもって終了いたしました。当初、両キャンペーンの対象を14万人泊としておりましたが、大変好評であったため、24万人泊に拡大しました。

このキャンペーンの効果もあり、九州経済調査協会が発表した6月及び7月の宿泊施設の平均稼働指数は、2か月連続で本県がトップとなりました。改めてご協力いただいた皆様へ感謝申し上げますとともに、今後は、国の「Go To トラベルキャンペーン」での誘客につなげるため、様々なツールを活用した本県の魅力の発信や周遊促進イベントなどを実施し、県内観光業界のさらなる回復を図ってまいります。

（2）インバウンド対策について。

新型コロナ収束後に本県を訪問していただけるよう、インバウンド向け動画を新たに制作し、動画サイトやSNSによる情報発信を強化するとともに、国際定期航空路線が就航している香港において、情報の収集や本県観光情報の発信等代行業務を、現地に拠点を置く事業者へ委託することとしております。

また、新型コロナ収束後を踏まえたインバウンド向け受入セミナーの開催や観光コンテンツの掘り起し等受入環境の整備についても引き続き取り組んでまいります。

（3）県産品の振興について。

県産品の消費拡大を図るため、6月1日から「がんばらんば長崎 うまかもん！長崎プロジェクト」として、県産品の購入代金の3割引等を行う「長崎よかもんキャンペーン」及びWEBサイト上で前売り食事券を購入した方に県産品をプレゼントする「長崎よかみせキャンペーン」という2つのキャンペーンを実施しておりますが、「長崎よかもんキャンペーン」の対象

サイトである「e-ながさき旬鮮市場」については、多くの皆様にご利用いただき、当初予定していた予算に達したことから、8月13日にキャンペーンを終了いたしました。

今後も引き続き、WEB物産展の支援やネット通販サイトを活用したキャンペーンの継続などオンラインも活用しながら、県産品の消費回復・拡大やPRに取り組んでまいります。

（4）国際交流・多文化共生について。

現在、往来による交流事業はできないものの、TV会議などを通じて今後の取組等について協議を行っており、引き続き新型コロナウイルス感染症の状況を見守りながら、収束した際には速やかに交流事業を実施できるよう、関係者と連携をしながら取り組んでまいります。

また、県内にお住いの外国人の皆様へ新型コロナウイルス感染症の発生状況等について、県及び県国際交流協会のホームページにおいて、やさしい日本語のほか、4か国語で関係情報などを掲載しております。今後も、県内在住外国人に対し、多言語での情報提供を行うことにより、安心・安全な多文化共生社会の実現に取り組んでまいります。

（5）文化の振興について。

8月14日から「ながさきオンライン文化祭」として音楽、アート、ストリートダンスの3部門の創作作品をSNS等で幅広く募集し、11月には優秀作品を公式ホームページで公開することとしております。本県においても、段階的に文化芸術活動は再開されておりますが、引き続き、「新しい生活様式」の実践や国のガイドライン等に沿った感染予防対策などに継続して取り組んでいく必要があるため、オンライン配信などの新たな手法の活用や若者の参画を通じた文化芸術活動の活性化を図りながら、広く県民

の皆様文化芸術を鑑賞・体験する機会を提供してまいります。

国民文化祭、全国障害者芸術・文化際について。

去る7月20日、「長崎！県市町スクラムミーティング」において県内市町長と協議を行った結果、被爆80年や長崎県美術館・長崎歴史文化博物館会館20周年など大きな節目を迎える令和7年度の誘致に向け、県・市町が一体となって取り組むことで合意が得られたところであります。

今後とも、県議会のご理解とご協力をいただきながら、市町や文化団体等とも連携のうえ、「国民文化祭、全国障害者芸術・文化際」の開催に向け力を注いでまいります。

世界遺産の保存活用について。

「世界遺産でつなぐ・つながるプロジェクト」の一環で実施している、県内大学と連携した世界遺産集落でのフィールドワークについては、現在、長崎県立大学の学生たちにより平戸市の春日集落内の棚田景観などをテーマとした現地調査が進められているところであります。このフィールドワークを通じて、若い力や視点を生かした集落の魅力づくりや住民と学生との交流による地域活動の活発化、活動を発信することで世界遺産の保存活用に向けた機運醸成にもつなげてまいります。

今後も遺産の価値や意義を広く発信するとともに、関係県市町や地域と一体となって、世界遺産の保存と活用の両立に取り組んでまいります。

観光の振興について。

観光人材の確保・育成に向けて、去る8月1日、長崎市内において、本年度第1回目の「観光の『ミライ ニナイ』塾」を開催いたしました。

講座では、宿泊施設の経営者や第一線で観光客と接する長崎コンシェルジュ等による講話を予定しており、旅館・ホテルで働くことの意義ややりがい、また、宿泊施設における働き方改革の取組等を紹介することとしております。参加者には、働くうえでの心構えや現場の厳しさ、働くことで得られる喜びなど、良い面も厳しい面もしっかりと学んでいただき、1人でも多くの高校生に観光産業を目指していただきたいと考えております。

ユニバーサルツーリズムの推進につきましては、長崎空港内へのユニバーサルツーリズムセンターの開設を進めるとともに、各ネットワークの構築など、高齢者や障害者等から選ばれる観光地となるよう、市町とも連携しながら、持続可能な受入体制の整備に向けて取り組んでまいります。

国境離島地域における滞在型観光の推進については、「長崎しま旅 わくわく乗船券」は、「行っ得！クーポン券」の効果もあり、昨年度の同時期と比較して販売枚数が著しく増加しており、今後も本制度の周知をさらに強化し、新型コロナウイルスの影響で落ち込んだ国境離島地域への誘客につなげてまいります。

JRグループと地元自治体、観光関係団体等が協力して実施する全国的な観光キャンペーン「デスティネーションキャンペーン」が令和4年10月から3か月間、本県と佐賀県の広域エリアで開催されることが本年3月に決定し、現在、実行委員会の立ち上げに向けて準備を進めているところであります。

九州新幹線西九州ルートの開業効果を沿線地域だけでなく、県内全域に拡げるため、佐賀県や県内各市町とも連携しながら誘客対策及び受入態勢の整備に取り組んでまいります。

今後とも、国内外からの誘客拡大に努めるとともに、県内の市町、民間等とも連携を図りながら、国内外からの観光客の受入態勢整備に取り組んでまいります。

平和行政の推進について。

8月9日には、「核兵器が存在することは人類にとって何を意味するのか」をテーマとしたオンラインイベントをICRC（赤十字国際委員会）、長崎市との共催で実施し、世界各国の多くの方々にオンラインで参加いただき、身近な脅威である核兵器について考えていただきました。今後とも引き続き、核兵器廃絶と世界恒久平和の実現に一層取り組んでまいります。

新たな総合計画の策定について。

基本戦略のうち文化観光国際部部分では、基本戦略2-2「交流人口を拡大し、海外の活力を取り込む」において、地域住民が主体となって取り組む魅力ある観光まちづくりの推進や県産品のブランド化の推進などに取り組んでまいります。また、基本戦略3-2「地域の特徴や資源を活かし、夢や希望の持てるまちを創る」においては、歴史や文化・芸術、スポーツによる活性化、国際交流の推進などに取り組んでまいります。

今後とも引き続き、県議会や有識者懇話会のご意見をお伺いするとともに、パブリックコメント等により県民の皆様の声をお聞きしながら、今年度中の計画策定に向けて検討を進めてまいります。

長崎県総合計画チャレンジ2020の数値目標の進捗状況について。

文化観光国際部関係の数値目標28項目のうち、施策と事業群の指標が同じもの、令和元年度目標値を設定していないものなど8項目を除く20項目の令和元年度の進捗状況は、目標を達

したものが11項目、目標を達成できなかったものの総合計画策定時点から改善傾向にあり「やや遅れ」と整理したものが3項目、目標を達成できず進捗状況にも遅れが見られるものが6項目となっています。

引き続き、最終目標の達成に向けて取り組み、総合計画の実現を図ってまいります。

以上をもちまして、文化観光国際部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【山本(由)委員長】 ありがとうございます。以上で説明が終わりました。

議案に対する質疑につきましては、先ほど分科会において一括して終了しておりますので、これより議案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)委員長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第118号議案及び第119号議案については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、議案は原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定されました。

ここでしばらく休憩します。

午後 2時35分 休憩

午後 2時41分 再開

【山本(由)委員長】 委員会を再開します。

次に、陳情審査を行います。

事前に配付しております陳情書一覧表のとおり陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。審査対象の陳情番号は47、50、51、56、59、75、76、79です。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

【中村(泰)委員】 陳情書50番の長崎市からの要望書で、4の長崎開港450周年記念事業についてでございます。こちらは事業期間が令和3年4月からということになっております。

私も、この件につきましては注意深くウォッチしております。例えばSNSを登録したり、そういったところで情報を取りにいっているんですけども、なかなかこれが、具体的にどういふようなことがこれから実施されるのかというのが、あと半年になっておりますけれども、見えていないというのが本音でございまして、今の進捗状況についてお知らせいただけないでしょうか。

【佐古観光振興課長】 開港450周年事業については、県におきましては土木部と私ども文化観光国際部と一緒に、幹事会とかワーキンググループ等に出席しております。

まだ具体が、市民、県民の皆様にあまり広くお知らせできていないと。ちょうど先月ぐらいですか、具体をつくり込む委託業者からいろんなご提案をいただいて、進めていこうと市の方ではしています。現在まさに、来年度にどういふ事業を実施していくかというところを議論している状況でございますので、まだお示しできないのかなというふうには理解しております。

私の方で把握している範囲では、1年間を通じていろんな行事を、当然既存のものをうまく活用しながらということにはなりますけれども、できるだけ市民、県民の皆様には長崎港の開港の記念というのを知っていただいて、これまでの

歴史はもちろんですけれども、次の50年に向けてどういうものを残していくかということも含めて、市民の皆様も巻き込みながら進んでいくというのが基本的な考え方であろうというふうに理解をしているところでございます。

【中村(泰)委員】 わかりました。なかなか進んでいないということが結論であろうかなと思います。

こちらは当然県としてもしっかりと進めていく事業であるだろうと理解しておりますので、残り半年、事業期間が1年あるので、その1年の中でどこかでどーんといくのかなというような気もしているんですけども、なかなかこういう機会もございませんので、特に長崎市においては港をどうしていくのか、そのイメージをどうつくっていくのかといったところはすごく重要でございますので、今のスケジュール感が正しいのかどうかかわからないですけども、県としてもしっかりと進めていただければと思います。以上です。

【山本(由)委員長】 ほかに、陳情に関して質疑はございませんか。

【ごう委員】 今の50番の中で項目8「長崎の夜景」の魅力向上を図る県の取組みの推進について」ということで、1点だけ確認させていただきたいんです。

長崎市からは、浦上川線の街路灯とか足元灯などの整備を、松が枝から元船地区につきまして優先的な整備をお願いしますという要望になっております。

現状としまして、昨年から今年にかけて、今ここに上がった浦上川とか出島ワープ周辺の電灯（街路灯）が消えているという苦情が市民の方々から多く届いているんです。

文化観光国際部にこの要望が上がっているん

ですが、それを所管するのは土木部の港湾課とか港湾事務所になると思うんです。こういった要望がきているにもかかわらず、そういった現状があるということで、観光と土木の港湾課との連携が今、どんな感じなのかというのを聞かせていただいてよろしいですか。

【山本(由)委員長】 暫時休憩します。

午後 2時47分 休憩

午後 2時48分 再開

【山本(由)委員長】 再開します。

【佐古観光振興課長】 現状で、私ども観光セクションと土木部で、夜景の魅力向上という切り口で具体的なことをご相談しているという状況ではございません。

ただ、私ども観光の立場からすれば、長崎市内の夜景の魅力を上げていくのは夜型観光を進めていくうえでも非常に重要だと思っております。

それから、私どもは21世紀まちづくり補助金という市の取組を支援する制度も構えておりますので、ぜひ管理者と長崎市の調整がうまく進んでいって、私どもの支援を活用いただけることを期待いたしますし、もし土木部サイドと市のお考えが少し乖離しているような状況があれば、私どもの立場からも関与してまいりたいというふうには考えます。

【ごう委員】 ご答弁ありがとうございます。

長崎市としても、このエリアは観光にとっても重要だという観点から要望していると思いますので、今の課長のご答弁にありましたように、今後は調整をしっかりとお願いしたいと思いません。よろしく願いいたします。

【山本(由)委員長】 ほかに陳情に関する質疑はございませんか。陳情に関してはよろしいでし

ょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)委員長】 それでは、ほかに質問がないようですので、陳情につきましては承っておくことといたします。

次に、法定報告で経営状況説明書について、提出資料に対する質問を行います。

経営状況説明書としては、公益財団法人の長崎ミュージアム振興財団、公益財団法人の長崎国際交流協会に関する経営状況説明書でございます。

何かご質問はありませんか。

この項はよろしいでしょうか、委員の皆さん。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)委員長】 それでは次に進みます。

次に、長崎県総合計画（仮称）の素案につきまして、提出資料に対する質問を行います。

これにつきまして質問はございませんか。

【宮本委員】 それでは、長崎県の総合計画素案について、ちょっと質問をいたします。端的に2項目だけ確認をさせていただきます。

まず、いただきました素案の資料の52ページ、それと数値目標の設定根拠の参考資料につきましては13ページですが、スポーツ振興課の「スポーツに親しめる環境づくりによる地域スポーツの活性化」についてお尋ねをいたします。

成人週1回以上のスポーツ実施率については、スポーツ庁が定めた指標にのっとっての数値目標と拝見しまして、こういったものになるんだろうと思っているんですが、施策、取組として4つのポツがある中で、現行からするとちょっと減っているのかなと、まとまっているんですかね、と思うんですけど。

その中で総合型地域スポーツクラブというのが2つ、育成支援と活用ということで出てく

るんですが、資料を見ると、平成21年は29、平成26年には39団体があると記載があったんです。子どもから高齢者の方々まで気軽に楽しめるようなスポーツクラブが総合型地域スポーツクラブということですが、今現在でこれがどれくらいあるのか、最新の数字を教えてくださいなと思います。

【野口スポーツ振興課長】総合型地域スポーツクラブは、委員おっしゃるとおり県民の健康体力づくり、スポーツ実施率の向上を図るとともに、県民の誰もが親しめるスポーツ環境づくりの一環として創設、育成を図ってきたところでございます。

現在、32クラブで、会員数が令和元年末で5,278人という状況でございます。

【宮本委員】活動状況はどうなんですか。活発にされているのかどうか、活動状況についても確認をさせてください。

【野口スポーツ振興課長】活動に関しましては、クラブごとの若干の温度差はございますけれども、多種目がもともと想定されておりまして、地域の実情に合わせて多種目で実施しており、中には文化プログラムも一緒にやられて、非常に活動の幅を広げている団体もあるという状況でございます。

【宮本委員】わかりました。平成26年が39だったと思うんです。ちょっと減っている状況ですね、32ならばですね。これに力を入れるのもよろしいかと思いますが、なかなか難しいんじゃないかなと思います。

確認したいのは、環境づくりによる地域スポーツの活性化なので、環境をつくっていくことが大事だなと思うんです。次期5年間については、例えば公園の整備であったり、誰でも気軽に集えるような公園にいろんな健康遊具を少し

でもいいから設置して、どんどん、どんどん地域の活性化に結びつけたりとか、例えばスケボーを中心としたアーバンスポーツができるような公園づくり、施設づくりが地域スポーツの活性化につながり、成人の週1回以上のスポーツ実施率の向上にもつながるんじゃないかなと思って、ちょっと提案をさせていただきますが、このような新しい取組を、今までもやってこられたかもしれませんが、銘打ってやっていくことも大事かと思いますが、これについてどうお考えでしょうか。

【野口スポーツ振興課長】総合型地域スポーツクラブの育成は、私どもの一つの大きな使命としてやっておりますが、それ以外の活動、実質的なスポーツ環境を育成しておくとか、スポーツができる環境の情報を提供するといったことも併せて取り組んでいるところでございます。

また、総合型スポーツクラブにおきましてアーバンスポーツを取り組んでいただくとか、例えばボート、カヌー、マリアクティビティという新しい種目に取り組む動きも若干ございまして、ですから種目を変えつつ、環境もしっかりPRしつつ取り組んでまいりたいというふうに考えております。

【宮本委員】わかりました。そうですね、新しい取組を打ち出していくことが重要じゃないかなと思っています。

成人という名目は、恐らく15歳以上ですよ、15歳以上が成人という定義だと考えますから、そう考えれば、もっともっと若者に対するような取組もですね。スポーツイベントの開催は増えていると思いますし、レクリエーションの普及活動についても増えているかと思いますが、それとまた別の方向で若者に対する取組も、次期総合計画の中に織り込んでいってもいいのか

なというふうに考えます。

環境づくりということからすれば、既存の公園、また新設の公園も視野に入れていただきながら、先ほど課長がおっしゃったような取組を推進していただければと思います。要望だけさせていただきます。

これについて、次期総合計画に対するさらなる思い、考えを聞かせていただければと思います。

【野口スポーツ振興課長】次期総合計画もでございますけど、今年度までがスポーツビジョンの5か年の終期になっておりまして、また来年以降のスポーツビジョン、あり方についても、スポーツビジョンの中身についても今、検討を進めているところでございます。

その中で新しい種目、特に委員がご指摘されたアーバンスポーツに関しましては、オリンピックでもかなりいろんな種目が取り入れられて、来年の東京オリンピックでBMXとかスポーツクライミング等も新たに組み込まれると聞いております。そこで日本のプレーヤーが、アスリートがメダルを取るということになると、爆発的に競技人口が増えることも考えられますし、また、若者に非常に人気があるということで、若者定着につながる施策としても可能性があるかなというふうに考えておりますので、そこはしっかり受け止めたうえで取組を、どうことができるかということを検討してまいりたいと考えております。

【宮本委員】ありがとうございます。ぜひまた新しい視点で取組を進めていただければと思います。

もう1点だけ確認させてください。素案の資料の100ページ、数値目標の設定根拠の資料の30ページになります。クルーズ、インバウンド

観光の推進のところですか。

101ページに目標等々書いてあります。数値目標値の設定根拠についても書いてあります。なかなか厳しい状況であることに間違いありません。数値目標の設定根拠の30ページに、クルーズ客船の安全対策への関心が高まっていることから、令和3年においても早急な入港数の回復が見込めないのどと書いてあります。まさしく厳しくなるのかなと思います。

令和3年は136隻を目標に掲げていらっしゃいます。これ、今はどれくらいの段階にあるんですかね。予約はないのかな。幾らかあれば教えていただければと思いますし、なければないで結構ですから、よろしくお願ひします。

【佐々野国際観光振興室長】来年のクルーズ船の予約につきましては、港でしっかり予約を受け付けたということではなくて、船舶代理店の方からそういったオーダーがきている話をお聞きすると、今年と同じようなくらいです。長崎港、佐世保港について、今年の初めと同じ程度、大体それぞれ200とか、そういったくらいのオーダーはきているとお伺ひしております。

【宮本委員】わかりました。きているんですね。非常に厳しいかと思っておりました。

先日、佐世保港の浦頭埠頭に新しく国際クルーズ拠点ができまして、党の方で視察をいたしました。非常に厳しい声が聞こえてですね。しかし、きれいなものが、西日本最大級、九州最大級と言っていましたかね、クルーズ拠点港ができました。

意気込みは、県と一緒にという思いを聞いてきたところでもあります。ここの安全対策、しっかりと次回の計画には感染症対策等受入環境の整備を踏まえたクルーズ客船の誘致という文言も盛り込んでいただきましたので、またしっ

かりとここは国と協議をしていただいでですね。これは観光の大きな起爆剤ですので、鋭意取り組んでいただければと思って確認をさせていただきました。以上です。

【山本(由)委員長】ほかに、総合計画に関する質疑はございませんか。

【中村(泰)委員】1点だけです。29ページの国際定期航空路線の利用者数でございます。

新型コロナウイルスのために、足元はなかなか伸びないというのははっきりしているんですけども、最終目標として年間20万人をターゲットとしておられます。各年ごとの伸び率も非常に高く、これはかなり攻めの施策だと思います。

非常にそれはありがたいんですけども、何か展望であるとか、そういったところを踏まえたうえでの目標になっているのか、ご教示願います。

【佐々野国際観光振興室長】5年後の目標としましては20万人ということで、かなり高めの目標を設定させていただいているんですけども、設定するに至った根拠としましては、上海線が増便になりました。残念ながらコロナで運休とはなりましたが、増便になったことと、香港線につきましても昨年の夏までは好調に推移していたということで、航空会社からは増便の打診もいただいております。それから台湾線につきましても、昨年、チャーター便で5か月間運航して、今年には定期便というお話もいただいております。また韓国についても航空会社と協議をしておりました。

コロナによって今後どうなっていくかというところは少し見通せませんが、そういった動きがある中で、また今後、インバウンドで成長市場といえますか伸びてくるという中で、

ＬＣＣで地方空港にもどんどん就航が進んでいきますので、積極的な誘致活動を行って目標を達成したいと思っております。

コロナの状況を見ながら、例えば来年度、再来年度につきましては、今は素案の段階ですが、11月の最終的な案を出す段階では、少し状況を見極めて数字の修正をさせていただくことも考えているところでございます。

【中村(泰)委員】ありがとうございます。なかなかコロナの状況でということで、修正はもうしかるべきだと思います。そちらの方が正しい目標になると思いますので、それはお願いをいたします。

先ほど、各国との国際路線の具体的な名前も出てきました。目標を高めに設定して、これからしっかりと具体的なアクションに多分移っていくんだろうなと思います。県として、こういった高みを目指すということをしかりと示されていますので、県議会としてもしかりとそこは応援をさせていただきたいと思っております。以上です。

【山本(由)委員長】ほかに、総合計画に関する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)委員長】それでは、質問がないようですので、次に進みます。

最後に、議案外の所管事務一般に対する質問を行うこととします。

暫時休憩します。

午後 3時 4分 休憩

午後 3時 5分 再開

【山本(由)委員長】それでは、委員会を再開します。

議案外の所管事務一般について、事前通告を

された委員からご質問をお受けします。事前通告された方で、挙手の順に質問をお受けしたいと思えます。

【山田(朋)委員】観光の動向についてというタイトルで質問通告をさせていただいております。

先ほどからご説明があったように、6月、7月と、全国でも長崎県がナンバーワンとか高い水準で宿泊者数が伸びたということは、癒し旅とか、ふるさと再発見の旅とか、こういったものが功を奏したものであるというふうに理解をしておりますが、残念ながら、一転して8月に13.5%減と、かなり大きく低下をしたとニュース等でもありました。

今、GoToトラベルキャンペーンも始まって、どのような効果が長崎県に出ているのか。併せて、一旦落ちた8月以降にどのような対策を、特別な対策を何か打っているのか、今後の見通し等についてお聞きをしたいと思えます。

【佐古観光振興課長】まず、GoToトラベルキャンペーンの本県における効果ですけれども、なかなか数字的なものが私ども県の立場から把握ができないという現状でございます。県内の宿泊施設の方にお聞きしたりして、できるだけ把握に努めているところでございます。

GoToトラベルキャンペーンが7月22日に始まりまして、それがちょうど全国的な感染の再拡大といえますが、感染者数の増加の時期と重なったことが一つはあろうかと思えます。そういうことで、事業者の方にお聞きしても、GoToトラベルキャンペーンの実感があまりないというお話が8月にございました。

実際、九州経済調査会の数字でも8月には落ち込みをしております、これが九州ブロックでも、九州と沖縄のみが前月から落ちていると。

新規感染者数が、九州の場合は、東京を含む南関東よりも増え方が7月から8月にかけて多かったというのもございますので、そういった影響もあって、数字が少し落ち込んだのかなというふうに分析をしております。

それから、本県の状況で申し上げますと、6月、7月に県の独自のキャンペーンを実施して、非常に効果があったと考えております。8月は県の単独キャンペーンがなくなって、その分の反動減。一方で、全国的にはちょうど7月ぐらいから県民向け、あるいは九州でいえば九州各県向けのキャンペーンを展開しています。そのキャンペーンが、よその県では8月に実施されているけれども、長崎県では実施されていないというところが、少し影響としては出ているかなと。

ただ、長いスパンで見ますと、私どもとしては6月、7月に需要をしっかりと取り込めておりますので、例えば年内はどうかという長いスパンで見れば、他県に負けるものではないのかなというふうに分析をしているところでございます。

【山田(朋)委員】わかりました。九州が軒並み悪いとセンセーショナルな報道があったので、気になって聞いてみました。

8月は九州で佐賀県と鹿児島県がいいみたいなんですけど、それは言われたように県民の割引が始まったからという理解でよろしかったですか。

【佐古観光振興課長】私どもとしては、そのように理解しております。

【山田(朋)委員】今日のニュースでは、宿泊税を150円ですか、長崎市は取るような話もあるようです。

先んじて長崎県は行ったから、需要をしっかりと取り込んでいるから、全体で見るといい結果

が出るだろうということではありましたが、観光は基幹産業の本当に大きな一つだと思っておりますので、大変な中だとは思いますが、事業者の皆様の声を聞いていただき、また、旅行者の方の直接の声をいろんなものを使って吸い取って、さらに魅力的な長崎県をアピールしていただきたいということをお願いして終わりたいと思います。

【山本(由)委員長】 質問通告をされている方、どうぞ、随時挙手をお願いいたします。

【宮本委員】 それでは、2項目質問いたします。

1つ目、ながさきオンライン文化祭についてお伺いいたします。非常にいい取組です。これは非常に大事なので、周知方法をもうちょっと徹底して幅広くしていくことが大事じゃないかと思っています。周知方法と現在の募集状況についてお聞きいたします。

【村田文化振興課長】 まず、現在の応募状況についてでございますが、まだほとんど申し込みがないというふうな状況でございます。

ただ、音楽とダンス部門については、専用のホームページから楽譜とか動画をダウンロードしていただく仕組みにしておりますので、そのダウンロードの件数は250件程度出ておりますので、それぐらいは少なくともご応募いただけるんじゃないかというふうに考えております。

それから周知につきましては、先般、企画会社といたしますか広告会社と契約が済みまして、今後、テレビの情報番組とかラジオ、新聞、県の広報媒体等々を利用しつつ、さらにSNSなどを活用した広報を多岐にわたってやっていきたいと考えております。

【宮本委員】 ありがとうございます。周知を徹底していただければと思います。

説明資料に、オンライン上で優秀作品につい

ては公開するとありました。最終的に県庁等々で表彰式を行ってもいいんじゃないかと思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

【村田文化振興課長】 優秀作品につきましては、今、企画会社とお話をしているのが、テレビなどにご出演いただいてご披露いただくとか、そういったことは考えております。また、表彰式等を例えば県庁のエントランスロビーでやるというのは非常に効果的だと思っておりますので、私どもとしても検討はしていきたいと、そのように考えております。

【宮本委員】 ぜひとも、表彰式を県庁で行っていただくようお願いをいたします。

こういった取組については、本県ゆかりのアーティストにも何らかの形でご協力をいただければと考えるんです。例えば福山雅治さんとかさだまさしさんとか、エグザイルのタカヒロさんに挨拶をもらうとか、激励をもらうとか、そういった取組がこの中でできないかなと思うんです。そういうものもあっていいかと思うんですけど、いかがですか。

【村田文化振興課長】 県民の皆さんの文化・芸術活動の場とか鑑賞の機会が失われているところで、そうした県ゆかりのアーティストの皆さんに激励のメッセージ等をいただくということは、一定効果があるんじゃないかと思っております。

一方で、私どもは音楽団体の方々と様々な議論をしているところですが、そういった中で、やはり発表の場が欲しいということで、ラジオを活用した県内ゆかりの音楽家の皆さんによるリレーメッセージコンサートというのを実施しております。これは音楽団体の方から強くご要望をいただいたところでございますので、まずはこういったことから取り組んでいるとこ

るでございます。今後様々な機会を捉えて、例えば連携協定を締結しております東京の芸術大学とか、本県ゆかりの文化人にもご協力をいただくなどについては、引き続き検討していきたいと思っております。

【宮本委員】わかりました。対象が若者の方が中心になっているかと思うんです。私が言ったような方々にメッセージをいただくとすれば、非常にまた活気づいてくるかと考えますから、ここはひとつ挑戦していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

時間なので、終わります。

【宮島委員】また美術館の話で恐縮なんですけれども、政策等決定過程等の提出資料の22ページ、県北地域における文化芸術の振興について、お尋ねをいたします。

この件につきましては、さきの定例会の折に宮本委員からご質問がありまして、回答があったことも承知いたしておりますけれども、正式にこうして書面として提出をされますと、どうしても一言申し上げざるを得ないと、このような思いで通告をさせていただきました。

この書面を見ますと、回答につきましては、文字どおり「けんもほろろ」という感じがしてなりません。

改めてお聞きをしたいのは、この困難であるという理由が、予算面の話なのか、あるいは、そもそもこうしたものをつくる意思がないのか、そうしたことについてお聞かせいただきたいと思っております。

【村田文化振興課長】県北地域における県の美術館についてのお尋ねでございます。いわゆるハードの整備につきましては、やはり今の財政状況等を様々な観点から勘案しまして、美術館の分館を県内の各地に設けるといふようなこと

は非常に難しい状況だと考えております。

先般の委員会でもご説明いたしました、一方でソフト面で様々な対応をしていくことは非常に重要だと思っております、これまで以上に佐世保市ともしっかりと連携をして取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

【宮島委員】午前中の課長のお話の中で、県美術館の来館者の地域別のお話がありました。全体のアンケートの数が900ぐらい、40万人の中の900でありますので、もう少しアンケートも聴取してほしいと重ねてお願いをしておきたいと思っております。

それを改めて見てみますと、長崎県内から来館した方で、県北から来た方が大体8%になります。県北地域の人口は県全体の23%ぐらいありますので、やっぱり著しく低いと思っております。午前中には、各地区から呼ぶような取組をしてほしいというふうに申し上げましたが、一方で地理的なハンディはどうしてもぬぐえないところがあるのではないかと。そういう意味では、身近に触れられる場所があるのは大変重要ではないかというふうに思います。

また、この書面の「参考」という部分に佐世保市の島瀬美術センター、そしてまた親和アートギャラリーというものが書いてありますけれども、これはもうご承知のとおり、県美術館と比べたら、もう一目瞭然のハード面の差があるということでもあります。

今、島瀬美術センターでは、館長、スタッフの皆さん方、また地元の美術協会の皆さん方が一生懸命に、一丸となって涙ぐましい努力をされて、いろいろな美術、芸術のことを発信されて集客をされている。私は本当に評価をしたいと思うわけではありますが、それを見るにつけ、

何とかそういう活動にふさわしい場所をつくってあげたいなと、そういう場所で活動してほしいなという思いがものすごく強くするんです。

やっぱり芸術というのは、地域の民度と比例をすると私は思うんです。今、県は、一番の課題として人口減少対策の中でUターン、Iターンを強化しているということですが、都会から地方に来る時に、ぬぐえない差がこうした芸術・文化の面。この面は、私もそうであったんですけども、やっぱり痛感することでありまして、その差をできるだけ、少しでも埋めていくことが、これから人口を増やしていくことにつながっていくのではないかというふうに思っております。

また、コロナ禍において、これは新聞記事の引用で恐縮でありますけれども、小坂美術館長がご講演の中で、このコロナ禍で気づいたこととして、やっぱり普通の業務はオンラインではできないと、実作品を鑑賞する経験を提供するとおっしゃっているんです。私は、まさにそのとおりで、美術に直接接する、特に一流の美術に接することの感動は、やっぱりオンラインなどでは経験できないと、特にそういう経験を若い人たち、子どもたちにしてもらいたいと、子どもたちが将来に向けて豊かな心を持つためには、こうした美術品にどんどん、どんどんと接する機会があることが必要であり、そのために芸術度、文化度というものを上げていくことが重要ではないかというふうに考えております。

言いたいことはいっぱいあるわけですが、けれども、県北の文化、芸術のレベルというものを県としてどう認識しておられるのか、このことについて部長、お答えをいただきたいと思っております。

【山本(由)委員長】 部長、時間になっておりま

すが、答弁で終わりますので。

【中崎文化観光国際部長】 午前中も申しましたとおり、これは長崎県美術館でございますので、県民の貴重な税金が使われておりますので、できるだけ県内に、そういった美術館ができた受益を幅広く波及させてまいりたいと思っております。

小坂館長さん、新しい館長で、非常にいろんな感性をお持ちでございますので、小坂さんの思いをぜひ汲み取りたいと思っております。

先ほど委員からお話がありましたとおり、コロナ感染症を踏まえて、観光とか物産の産業面の影響はもちろんですけれども、文化とかスポーツといった分野にも多大な影響が出ております。こういった分野は、県民の方に元気であるとか潤いであるとかを与える。コロナを踏まえて、特に私の部で所管しておりますので、そういった分野についてもやっぱりきちんと県としても後押ししていかなければいけないと強く感じているところでございます。

これも委員からお話があったように、ふるさとへのいろんな思いというのは、歴史とか文化とかといった長崎の強みを子どもの時からしっかりと提供していくことで、人口減少対策にも貢献できる分野ではないかと思っております。

先ほど部長説明で申しましたとおり、5年後が美術館20周年で、国民文化祭の開催を予定している年でございますので、その年に向けまして、できるだけ各地域とも連携しながら、文化振興の後押しができるように全力を挙げて取り組んでまいりたいと思っております。（発言する者あり）

【山本(由)委員長】 もう5分過ぎたので、答弁までしましたので、よろしいですか。

【ごう委員】 私からは2点、質問をさせていた

だきたいと思います。

午前中にもありましたけど、本明川のボート練習場の整備についてということで、今回は練習場のセンターブイの整備事業に関する予算がついておりました。

このことは、諫早市から、合宿や大会の誘致による交流人口の拡大や競技力向上等に寄与するために公認コースの整備が必要だとの要望があつてから、県が事業の一部を助成するというものでありました。

私は、実は5年ぐらい前に、本明川ボート場の整備に当たっては、障害者のボート競技であるパラローイングも共に利用できるようなユニバーサルデザインにすべきだと提案させていただいておりました。

そこでお尋ねをいたしますが、今後、パラローイングの合宿や大会誘致に向けた練習場の整備などの予定はありますでしょうか。

【江口スポーツ振興課企画監】パラローイングに対応した整備の予定があるかというお尋ねでございます。

現在、本明川のボート練習場は、風や波の影響を受けにくくて年間を通じてコンディションがいいとか、市街地からのアクセスが非常にいいとか、数々の利点があるわけです。それに加えて、現在の状況でも水面までの距離が非常に近く、ボートに乗り移るための棧橋のすぐ手前まで自動車の進入が可能となっております。

それで、陸地と棧橋の継ぎ目に少し段差があるんですけども、そういったところにラバーシートなどを敷くことによって、工夫をすれば車椅子の方でも棧橋まで入ることができるような状況に既になっているものと思われま

す。それで、今の状態でもパラローイングのアスリートの方でも合宿に来ていただくことは可能

だと考えておりますけれども、障害の種類とか程度に応じまして、宿泊施設の設備とか移動の対応、そのほかトレーニングをサポートする方の人材の確保など、そういった受け入れ面での課題はあると考えています。地元の諫早市、ボート協会ともご相談のうえ、今後、パラローイングの合宿誘致についても積極的に検討してまいります。

【ごう委員】ありがとうございます。前向きなご答弁をいただきました。

実は3年前の11月に、パラローイングの協会の方が現地視察をしてくださったようで、その時にも、今答弁にありましたようにスロープを設置すればできるんじゃないかと、非常に有効な土地であるという見識を持たれたようです。

今、パラローイングの選手が日本には100人に満たないと非常に少なく、パラリンピックに出る選手と一緒にこげる選手を探すのも非常に難しいということで、実はもっと広めて選手層を厚くしたいという思いがあるようなんです。

長崎がパラローイングのメッカみたいになって、ここでジュニアから育成をしていくこともできるかもしれないので、そういう意味では交流人口の拡大、競技力の向上は、健常者と同じようにできていくと思います。

そして今、人数が少ないことが幸いして、個別の大会ができないので、一般の競技と一緒に大会が行われていますので、そういったパラの大会を本明川で行えるようになっていくと、これは長崎県、そして諫早市にとって大きなことにつながるのではないかと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、これにつながることですけれども、続いてはユニバーサルツーリズムについてお尋ねしたいと思います。県はこのたび、長崎空港

内にユニバーサルツーリズムセンターの開設を計画されていますが、障害者スポーツという視点でユニバーサルツーリズムを展開していくと、長崎を訪れる人数が増えるのではないかと考えております。

なので、今回のユニバーサルツーリズムセンターの中に障害者スポーツにも対応できるような機能を持たせてあるのかどうかということをお聞かせいただければと思います。

【佐古観光振興課長】現時点では長崎空港内のセンターにつきましては、どちらかというところと介護が必要な高齢者をメインターゲットに想定しております。

ユニバーサルスポーツという視点については、現状は私も考えておりませんでしたので、今のご意見を踏まえて、今はその運営をする事業主体を決定した段階でございますので、併せてそういうことも、今、ちょうど事業の具体の組み立てをしておりますので、話をしてみたいと思います。

【山本(由)委員長】 ごう委員、もう5分たちましたので、最後にしてください。

【ごう委員】 前向きなご答弁ありがとうございます。ぜひユニバーサルスポーツツーリズムという視点を持っていただくと、かなり多くの方々がお見えになると思うんです。介助をされるの方々等も来られると思いますので、ぜひこのユニバーサルツーリズムセンターをつくるに当たっての外部委員の中に、パラスポーツの方々のご意見を取り入れていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

【山本(由)委員長】 委員長を交代します。

【久保田副委員長】 委員長、発言をどうぞ。

【山本(由)委員長】 すみません、1項目だけ、災害時の外国人の方への情報提供と支援につい

てお伺いをしたいんです。

本県も留学生とか技能実習生などの在留外国人といわれる方が年々増加をして、今、1万1,000人ほどいらっしゃるということで、県でも多文化共生に取り組んでおられると聞いております。

先ほど、部長説明の中で、コロナウイルス感染症の発生状況等についての情報提供の説明があったんですが、今年はこれまでにないような豪雨や大型の台風が接近しておりますけれども、避難を呼びかける放送は、私が知る限り日本語だけだと理解をしています。

外国人の方に安全・安心に暮らしていただくためには、こうした台風等の情報を適切に伝えることが重要と考えますけれども、外国人への情報提供はどういうふうになっているのか、ご説明をお願いします。

【永橋国際課長】 県内にお住まいの外国人に災害情報を迅速かつ正確に伝えることは、非常に重要なことだと思っております。

先ほどありました住民の方々への避難勧告は一義的には市町が行いますので、ほとんど日本語で行われていると認識しております。

中には、技能実習生や日本語を学習している留学生、まだまだ日本語が十分ではない外国の方々もいらっしゃるの事実でございます。こうした方々のサポートについては、例えば技能実習生であれば企業や監理団体、留学生であれば学校関係者、教員、職員が事前にいろんな情報を伝えて生活支援を行っているところでございます。

また、県、市町では、国際交流協会が作りました「災害が起こるその前に」という、留学生、外国の方に注意喚起を行いますリーフレットを、やさしい日本語、英語、中国語、韓国語

とベトナム語で配布をしております、ホームページでも常時情報を出しております。

今回の台風が接近した場合にも、国際交流協会のフェイスブック、SNSの中で、気象庁が出しておりますホームページ、官公庁のアプリ、セーフティチェック、NHKが外国人向けに出しておりますNHKワールドなどの情報をご紹介します情報を発信しまして、その閲覧件数は1,400件を超えたとお聞きしております。

【山本(由)委員長】避難所などにおける外国人への対応は、基本的には市町ということになるかと思うんですけれども、外国人の方にも不安なく過ごしていただくために、県としてはどのような対策をとっているのか、ご説明をお願いします。

【永橋国際課長】災害時は自宅にいても不安でしょうし、避難所に行っても日本人でも非常に不安であると考えております。言葉がわからないで、そうした中に外国の方が入ると、ことさら不安であることは間違いのないと思っております。

県では、今年の3月に国際交流協会と協定を締結いたしまして、外国人の方々が不安を少しでも解消できるように、県が災害対策本部を立ち上げるような大規模災害が予想される時は、県と国際交流協会と連携して県災害多言語支援センターを立ち上げて、24時間体制で19言語での支援を行うようにしております。

今回、7月の豪雨災害では2日間、9月の台風10号では4日間、24時間体制で対応に当たりました。結果的には台風の時に1件だけお問い合わせがあったという状況でございます。

災害時に外国の方々のサポートしていただくために災害時多言語ボランティアを募集しております、現在、21名の方にご登録をいただい

ております。今後、この登録数を増やして、災害時における外国人の方々の不安解消に努めてまいりたいと思います。引き続き、県、国際交流協会、市町、関係団体と連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

【山本(由)委員長】わかりました。最近、防災無線が非常に多く使われているんです。災害の情報であるとかコロナの情報であったりと。

特に災害時における外国人の方々の支援は、命にも関わる重要な問題でありますので、今後とも市町、それから国際交流協会、かなりいろんな形でやっていただいておりますので、そういった関係団体とも連携をしながら、しっかり取り組んでいただきたいとご要望しまして終わりたいと思います。よろしくをお願いします。

【久保田副委員長】委員長を交代します。

【山本(由)委員長】ほかに、議案外に対する質疑はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)委員長】それでは、ほかに質問がないようですので、文化観光国際部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩します。

午後 3時35分 休憩

午後 3時35分 再開

【山本(由)委員長】委員会を再開します。

これをもちまして、文化観光国際部関係の審査を終了いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、明日は午前10時から委員会を再開し、県民生活環境部及び交通局関係の審査を行います。

本日は、これをもって散会します。

お疲れさまでした。

午後 3時36分 散会

第 3 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和2年9月29日

自 午前10時 0分
至 午後 2時 3分
於 委員会室 3

生活衛生課長 嘉村 敏徳 君
食品安全・消費生活課長 峰松美津子 君
水環境対策課長 本田喜久雄 君
資源循環推進課長 吉原 直樹 君
自然環境課長 石川 拓哉 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長) 山本 由夫 君
副委員長(副会長) 久保田将誠 君
委 員 田中 愛国 君
" 溝口芙美雄 君
" 徳永 達也 君
" 山田 朋子 君
" ごうまなみ 君
" 宅島 寿一 君
" 宮島 大典 君
" 宮本 法広 君
" 中村 泰輔 君

交通局長 太田 彰幸 君
管理部長 安藝雄一朗 君
営業部長 瀨口 清 君
経営戦略室長(参事) 柿原 幸記 君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

県民生活環境部長 宮崎 浩善 君
県民生活環境部次長 田中紀久美 君
県民生活環境部次長兼地域環境課長 重野 哲 君
県民生活環境課長 本多 敏博 君
男女参画・女性活躍推進室長 有吉佳代子 君
人権・同和対策課長 丸田 哲久 君
交通・地域安全課長 永尾 俊之 君
統計課長(参事監) 笠山 浩昭 君

〔各幹部職員紹介〕

以上でございます。よろしく申し上げます。
【山本(由)委員長】 ありがとうございます。
それでは審査に入ります。
【山本(由)分科会長】 まず、分科会による審査を行います。
予算議案を議題といたします。
県民生活環境部長より、予算議案の説明を求めます。
【宮崎県民生活環境部長】 県民生活環境部の予

6、審査の経過次のとおり

午前10時 0分 開議

【山本(由)委員長】 おはようございます。
委員会及び分科会を再開いたします。
これより県民生活環境部関係の審査を行います。
審査に入ります前に、理事者側から、8月の人事異動に伴う新任幹部職員の紹介を受けることにいたします。
【宮崎県民生活環境部長】 おはようございます。
8月の人事異動によりまして新たに就任いたしました県民生活環境部の幹部職員を紹介させていただきます。

算決算委員会環境生活建設分科会関係議案説明資料の1ページをお開きください。

県民生活環境部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第110号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算(第7号)」のうち関係部分の1件であります。

歳出予算額は、1ページに記載のとおりであります。

補正予算の内容につきましては、人権尊重社会づくり推進費において、新型コロナウイルス感染症の感染者等への誹謗中傷や差別といった人権侵害事案に対する支援体制の整備に要する経費といたしまして、1,566万円を計上いたしております。

以上をもちまして、県民生活環境部関係の説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【山本(由)分科会長】次に、人権・同和対策課長より、補足説明を求めます。

【丸田人権・同和対策課長】それでは、私のほうから、今回の補正予算議案の補足説明をさせていただきます。

お手元に、「予算決算委員会環境生活建設分科会補足説明資料」と頭に記載しております一枚物の資料をお配りさせていただいております。

今回、補正予算として計上しておりますのは、新型コロナウイルス感染者等への誹謗中傷等に対する支援体制整備に要する経費1,566万円でございます。

この事業は、新型コロナウイルスの感染者やそのご家族等に対する誹謗中傷や差別等の人権侵害事案について支援を実施するものでございます。

事業内容といたしましては、1点目が、専門の相談窓口の設置でございます。県の会計年度任用職員として雇用いたしました相談員2名を配置し、庁内担当部局や関係機関と連携し解決に向けた実効的な支援を実施いたします。

また、弁護士による相談、調査等の支援を行い、相談料につきましては上限5万円まで、調査等費用につきましては30万円を限度に、その2分の1を県が支援するものでございます。これらの経費として、1,202万円を計上いたしております。

次に、ネットパトロールの実施でございます。SNSなどインターネット上の誹謗中傷等の投稿を監視する中で、悪質と思われる投稿の画像を保存し、相談者から保存している画像の提供を求められた場合は、これを提供していくというものでございます。これのWi-Fi通信料として4万円を計上いたしております。

また、この相談窓口等の周知のために、テレビコマーシャルの放送に係る経費として、360万円を計上いたしております。

なお、これらの支援は早急に対応する必要があると判断いたしまして、去る8月26日に相談窓口を開設したところでありまして、ネットパトロール実施等のためのパソコン等のリースなど、準備に係る経費等については、既定予算により対応したところでございます。

以上で私からの補足説明を終わらせていただきます。

【山本(由)分科会長】ありがとうございました。

以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【中村(泰)委員】先ほどのネットパトロールの件でございます。今、SNSで非常に誹謗中傷

が広がっておりまして、ある意味、抑止力になると思いますので、こういったネットパトロールによって、しっかりと見ているんだということを県民の皆様にお知らせをして、それがきっかけで誹謗中傷がなくなり、そして仮に、感染をしていたとしても、また感染のあるリスクがあったとしても、申出がしやすくなるような状況になるということは極めて大事なことでありと理解をいたしております。

しかしながら、一方で、私もSNSなどをしておりますと、この件について県民の皆様からいただいたお声としては、実際具体的にどういったパトロールがなされているのかがよくわからないと。県民の皆様も、決してこのパトロールについて批判的なご意見ではなくて、ただ行政が監視をしているというようなことしかまだ伝わっていないので、それでは逆に不安なのか、どこで誰が、どう見ているのかがわからないといったお声を聞きました。また、警察ではなくて行政が監視をするということの違和感といったお声も伺っております。

質問です。今回のネットパトロールを実施するに当たって、どのような基準でそれを見ようとされているのか。なぜならば、見る方が異なれば基準も変わってくるだろうと思っておりますので、そういった基準がもしあれば、お知らせいただけないでしょうか。

【丸田人権・同和対策課長】ご質問ございました基準等々につきまして、どのような投稿が誹謗中傷に当たるのか、悪質であるのか、その辺につきましては、その個々の投稿の内容、それからその前後の投稿の内容、それらをつぶさに分析をいたしまして、個々、総合的に判断すべきと考えております。どのような表現を悪質なのかどうかというような基準をあらかじめ定

めていくということはなかなか難しいのではないかと考えております。現在、相談窓口の相談員が相談対応の間にこのパトロールを実施しているわけでございますけれども、私どもの課のところには在籍をして、私どもの課の中でそういったパトロールを実施してありまして、常に人権・同和対策課と連携をして監視、パトロールを実施しているという状況でございます。

【中村(泰)委員】ありがとうございます。

基準というものを定めるというのはすごく難しいものであるというのは重々承知いたしております。ケース・バイ・ケースの対応にならざるを得ないところもあろうかと思っております。しかしながら、県民の皆様としては、大義はわかるけれども、もう少し情報が欲しいというお声もございますので、そこに対して、それでもしっかりと大義を伝えることで、この役割をご理解いただくということも一つの方法であろうと思っております。

このものがどういうものなのか、そしてこれを実施することで得られるものをもう少ししっかりとご説明するような場面、またホームページなどで記載をいただければ県民の皆さんにご理解いただけるかと思っておりますので、その点についてはいかがでしょうか。

【丸田人権・同和対策課長】先ほども委員のほうからご発言ございましたけれども、新型コロナウイルスに関係する誹謗中傷等が増幅していけば、例えば、感染者からの感染経路の解明のために必要な情報提供などをいただけなくなるというようなことを危惧しているわけでございます。そういった感染拡大から県民を守るという公益的な観点からも、県として、新型コロナウイルスに関係するインターネット上の誹謗中傷に限定したモニタリングを実施していくと。

それと、先ほどご説明いたしましたけれども、監視をしていく中で、悪質と思われるような投稿の画像の保存をして、その画像の提供依頼があれば、その求めに応じて提供していくということをごさいますして、県が保存した画像を基に、例えば、削除要請など何らかのアクションを起こすというために実施するものではないということで、あくまでも被害者の支援のために実施するということをごさいます。そういった部分につきましても、県民の皆様にご理解をさせていただくように、周知等々には努めてまいりたいと思っております。

【中村(泰)委員】 ありがとうございます。

なかなか全県民の皆様にご理解をいただけるというのは難しいかと思うんですけれども、その役割と果たすべきことをもう少し言っていたら、わかっただけの方はわかっただけだと思いますので、引き続き、どうかよろしく願いいたします。

【宮本委員】 いただきました第110号議案について質問いたします。この事業は一般質問とか総括質疑でも議論がなされておりましたので、それを確認しながら質問いたします。

まず、1つ目の相談窓口の設置であります。頂きました予算案の概要のポンチ絵のところにもあるんですけれども、今日頂いた資料にもあります。2名配置ということであります。この相談窓口の実施日時、いつからいつまで、何時から何時までやっているのかお聞かせください。

【丸田人権・同和対策課長】 相談窓口につきましては、平日の月曜から金曜の午前9時から午後5時45分まで開設をしております。ただ、水曜日につきましては、午後8時まで延長して実施をいたしているところをごさいます。

【宮本委員】 土日祝日はやっていないんですよ。

ね。相談される方々、どうなんでしょう。働いていたり、平日になかなか休みが取れずに、もしかしたら土日祝日、電話がかかっていることもあるかもしれないことを考えて、相談員2名なので難しいかもしれませんが、今後、土日祝日とかのある程度の対応も必要じゃないかと考えますが、この点についてはいかがでしょうか。

【丸田人権・同和対策課長】 ただいまご質問ございましたけれども、平日に開設をしたということにつきましては、即時に対応、対処するという必要もございまして、人権・同和対策課の職員も在籍して、また関係部局、関係機関等が機能している時間帯、曜日、そういうこともございまして今、平日ということにいたしておりますけれども、今後の感染症の発生状況、今後の相談状況を見ながら、必要に応じた相談体制の見直しも検討してまいりたいと思っております。

【宮本委員】 わかりました。今後を踏まえて、土日祝日の対応も考えていく必要があるんじゃないかと考えていました。平日のみならず、祝日で、お1人で、もしくはご家族でいろいろ話し合われて、それをそのまま伝えたい方もいらっしゃるの、ちょっと柔軟に今後の推移を見て取り組んでいただきたいと思っております。

あと、SNSについても展開をするということも聞いております。相談窓口のほうですか。例えば、今、これは電話対応だけなんですけど、SNS、LINE、メールとかでの取扱いについてはいかがでしょうか。

【丸田人権・同和対策課長】 現在、原則として電話でご相談いただくと。当然、面談も可能なんですけれども、今後、より相談しやすい環境づくりというのも必要かと思っております。そ

ういった中で、SNS等の新たな受付、そういったものについても検討してまいりたいと思っております。

【宮本委員】早急にこういったものも使って対応いただければと思います。

同時に、相談窓口等の周知なんですけど、こういったものにも関わってくるかと思えます。テレビコマーシャルの放映とあります。総括質疑だったか、一般質問だったか、広報活動の強化ということも県民生活環境部長からだったですけど、答弁であったかと思えます。広報活動の強化について具体的にお聞かせいただければと思いますが、テレビコマーシャルだけではなかなか周知徹底ができていないかと思えます。あらゆる広報媒体とか、広く知ってもらうためには、今後どのように取り組んでいくのかお聞かせください。

【丸田人権・同和対策課長】現在、9月10日からテレビコマーシャルを実施しているところでございます。また、それに加えて、10月号も各戸配布を順次されておりますけれども、県の全世帯広報誌に掲載をしていただいております。それから、長崎新聞、西日本新聞で、広報課の事業で県からのお知らせというのがございます。その欄に、9月10日から、当面毎週木曜日に、この相談窓口等のお知らせ、ご案内を掲載いたしているところでございます。また、NBCラジオの県庁タイムス、県政番組ですけれども、朝にございますけれども、これについても随時、この番組の中でお知らせをいたしており、今後も続けていきたいと思っております。また、このほか報道数社、NBCラジオ等々から取材とかインタビューも私どもは受けておまして、そういうインタビューを受ける中で取り上げられるということで周知にもつながって

いるのではないかと考えております。また今後とも、様々な広報媒体を活用しまして周知に努めていきたいと思っております。

【宮本委員】せっかくこういったいい窓口を開設していますから、周知徹底を十分にやっていただきたいと思っております。

ネットパトロールの実施について確認をいたしますが、これは画像保存と書いてあって、その画像については、相談者から依頼があれば提供するということです。正直申しまして、ネットパトロールというのは非常に難しいと思うんですけども、この相談員のお2人の方だけでネットパトロールが果たしてできるのか、高度な技術を持った、それこそパソコンとかネットサイバーに適したような方がいないとできないようなイメージなんですけれども、そうではなくて、より簡単な方法でこういったものができるのかどうかお聞かせください。

【丸田人権・同和対策課長】私が把握しているところによりますと、他県でも、十数件の県レベルの自治体で、このモニタリング、ネットパトロールを実施しております。そういった中で、既に実施をされているところの情報等も収集をいたしまして仕組みを立てたところでございまして、大体主なサイト、例えば、5ちゃんねるとか、爆サイ、ツイッターとかございますけれども、そういったものを特定のキーワードで検索すれば、コロナに関連した部分の誹謗中傷とかだけじゃない部分も当然いっぱいございますけれども、そういったサイトの関連した部分、そういうものを見られるような形になっております。それを今、相談員2名でパトロールして、監視しているところでございます。ですので、専門的などという、そこまでのスキルまでは必要ないのかなと考えているところでございます。

【宮本委員】そういったサイトを確認しているという状況ですか。

ちなみに、これは8月26日からやってこられて、実際にこういったものを保存されて、提供されたという実績というものはあるんですか。

【丸田人権・同和対策課長】それほどの実績はございません。

【宮本委員】わかりました。

これは必要に応じて提供なので、こういったもので相談者の方が、探してください、あったら教えてくださいと言った時は提供する。相談員の方2名が探していて、あったぞと。それを保存して、積極的に提供するというものではないという理解でよろしいでしょうか。

【丸田人権・同和対策課長】そのとおりでございます。

【宮本委員】わかりました。

ネットパトロールするなら、洗いざらい検索して、削除とかというのが適当なのではないかと思いますが、そこまではせずという今の段階ですね。

今後、誹謗中傷がどこまでいくかわかりませんが、悪質なものがあつたら、必要に応じて提供する体制を取ってもいいんじゃないかと思っておりました。こういったものも今後の推移を見て取り組んでいただければと思っております。

県民生活環境部長、この事業は非常に大事な事業で、今後、周知徹底を図っていただきたいと思っています。今後の推移を見てということではありますけれども、現状と、また今後の対策を最後にお聞かせいただければと思います。

【宮崎県民生活環境部長】この相談窓口の開設に当たりましては、コロナウイルスに関連いたしまして、感染者の方、そして医療に携わって

いる方、さらには感染をしていない方、濃厚接触者でない方、そういう方たちにまで誹謗中傷というものが及んでいる状況でございます。ですから、今後とも幅広くこの相談窓口を活用いたしまして、県民の皆様の誹謗中傷を防ぐこと、そして誹謗中傷を受けられた方に対します支援というものを充実していきたいと考えております。

【山本(由)分科会長】ほかに、質疑はありませんか。

【宅島委員】この事業につきましては、9月10日の県議会開会日に、県議会としても、この誹謗中傷に関する決議をしたわけでありますけれども、非常に大事な事業だと思っております。

その中で、メニューはこう書いてあるんですけども、実際、誹謗中傷を受けられた方が本当に思うのは、要は、法的に対抗できる手段というのは、弁護士に相談をして、名誉毀損で訴えるのか、それと例えば、ネットの書き込みを消していただく依頼をするのかということになると思うんです。その中で、人権・同和対策課長の説明を聞いてみると、このネットパトロールは、見て、保存して、削除することまでは考えていないとおっしゃったんですけども、やっぱり削除のところまで含めて、きちっと行政が支援してやるというのが大事だと思うんです。

相談窓口の設置で、これだけで1,200万円要求してあるわけですけども、これは例えば、上限5万円、調査等費用が2分の1で上限30万円ということになっているんですけども、被害者の方を何十名想定されているのですか、教えてください。

【丸田人権・同和対策課長】まず、弁護士による相談につきましては、相談時間を平均2時間としまして、月10件、合計20時間。これは30

分5,000円ですので、1時間とすれば1万円ということで、毎月1時間の20時間分の6か月分、120万円ということで計上しております。また、その10件のうちの5～6件が調査に進まれるのではないかという想定で、30万円の6件ということで積算をさせていただいております。

【宅島委員】ちょっとわかりにくかったんですけども、おおよその時間だったり、どのくらいの人数を想定されていらっしゃるのか、教えていただければと。

【丸田人権・同和対策課長】人数といいますが、事案ごとに、相談の事案が月10件、調査の事案が月6件ということでございます。

【宅島委員】わかりました。

それで、一般的ですけれども、こういう誹謗中傷じゃなくて、例えば、全国に蔓延しているような誹謗中傷の書き込みとかを弁護士に削除をするという依頼をした時に、おおよそ幾らぐらいかかるか、ご存じでしたら教えていただければと思います。

【丸田人権・同和対策課長】削除のみの依頼につきましては、弁護士費用につきまして、1件3万円というふうに聞いております。その他もろもろ、例えば、投稿した情報の開示請求、IPアドレスですとか、氏名等の開示請求、そういったものを含めまして、もろもろ含めて、おおよそ60万円ぐらいになるのではないかと、県の弁護士会にもご相談しまして、ということで、その2分の1の30万円を上限という形でスキームを立てさせていただいております。

【宮崎県民生活環境部長】若干補足をさせていただきたいと思います。

まず、委員ご質問の、例えば、誹謗中傷を受けて被害を受けたと。まず、その被害を回復するために、どういう手続が要るかというふうな

ことでございますけれども、SNSに書き込まれた場合に、まずは通常は、先ほど言われたように、削除依頼を掲示板の管理者あたりにやるんですけれども、一般的に、それはなかなか応じていただけないということで、そうした場合に、その掲示板の管理者に対しまして、まずIPアドレスを開示してくださいと、そういうふうな訴訟を訴えます。これは1つ目ですけれども、裁判所がそれを開示するように命令がなされたら、IPアドレスが取得できます。次は、このIPアドレスをもって、プロバイダーに対して、住所なり氏名を開示していただきたいというふうな申入れをします。ただ、これも通常あまり受けていただけないので、これも開示請求という訴訟の行為になります。ですので、まず誹謗中傷書き込みを行った方の特定をするためには、この2段階の訴訟に、要するに2連勝しなければいけないと。そして初めてやっと相手が見つかる。先ほど言いましたように、被害を受けたその回復を求めるための例えば名誉毀損であるとか、損害賠償請求、これについては改めてまた訴訟を起こす必要があるということでございます。ですから、実際の被害の回復のためには、訴訟で3連勝しなければいけないというふうな形になります。

このような状況でございますので、一般の人がお金をかけて、そしてまた時間をかけて開示をしてもらうというのは、なかなか困難なところがありますので、今回、私どもとしては、その開示請求に対する費用負担を2分の1支援しようとするものでございます。

【宅島委員】ネットのそういう削除をするだけで総額約60万円ぐらいかかるということで、その支援の半分を県が補助するということですね。理解をいたしました。

とにかく傷つく方が、今後、コロナにかかられた方たちが受けるということは間違いないと思いますので、しっかり行政として感染者の方たちのフォロー、支援をお願いしたいと思いません。

【宮島委員】ただいまの質問に関連をいたしまして質問させていただきます。

ただいま、いわゆる法的な部分の対応については理解をいたしました。

一方で、この相談というものは、法的から外れる部分というのも多くあるのではないかなど。それがゆえに、今回、庁内担当部局、関係機関と連携し、解決に向けた実効的な対応を実施するというようなことを明記されております。この実効的な対応というものを、どのように具体的に考えておられるのかということをお聞かせいただきたいと思いません。

【丸田人権・同和对策課長】ご質問がございました実効的な対応ということでございますけれども、例えば、実際に相談等もあっておりますけれども、感染者でもなく、濃厚接触者でもないという方が職場から自宅待機の要請を受けたり、過度な行動制限を受けたりというようなご相談もあっているところでございます。そういった場合につきましては、長崎労働局に内容をお伝えして、長崎労働局に、そのご相談者から相談いただくというようなことで、そのつなぎをやるという対応をしております。また、関係部局等にも関係するご相談も実際ございましたけれども、そういった部分は、関係部局から直接相談者に連絡をして、事情等を詳しく聞いて対応するというような形で対応しているという状況でございます。

【宮島委員】わかりました。

今は第2波も終息しつつあるような状況でも

ありますので、具体的な相談というのもそんなに多くないのかなと思いますが、特に、第1波であった時に、本県でも、私の友人の医療機関で感染者が生まれて、その時に非常に厳しい対応を迫られたということがございました。特に、その後も、感染をされたご家族は既に長崎から出ていかれたというような話やら、またその後には、自殺をされたというような風評が流されて、非常に厳しい問題だなということを改めて痛感したところでありますので、こうしたいわゆる法的な部分、また法に外れている部分でも、きめ細かい対応を、これから第3波などが起こって、またそういうような大変厳しい環境に置かれる皆さん方も出てくると想定をされますので、しっかりと対応を取っていただきたいということを重ねてお願いしたいと思います。

【山本(由)分科会長】ほかに、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)分科会長】ほかに、質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第110号議案のうち関係部分については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)分科会長】ご異議なしと認めます。

よって予算議案は、原案のとおり、可決すべきものと決定されました。

【山本(由)委員長】次に、委員会による審査を行います。

県民生活環境部におきましては、委員会付託議案がないことから、所管事項等についての説明を受けた後に陳情審査、法定報告、計画案件の審査及び議案外の質問を行うことといたします。

まず、県民生活環境部長より、所管事項の説明を求めます。

【宮崎県民生活環境部長】環境生活建設委員会関係議案説明資料、県民生活環境部をお開きください。

今回、ご審議をお願いする議案はございませんので、議案外の報告事項及び主な所管事項についてご説明いたします。

はじめに、議案外の報告事項について、ご説明いたします。

1ページをお開きください。

（和解及び損害賠償の額の決定について）

これは、公用車による交通事故のうち和解が成立した1件につき、損害賠償金合計3万5,321円を支払うため、去る9月1日付けで専決処分させていただいたものであります。

続きまして、主な所管事項についてご説明いたします。

2ページをお開きください。

（女性の活躍推進について）

県内企業における女性職員の管理職登用を促進するため、「ながさき女性活躍推進会議」と連携し、女性の中間管理職及びその候補者を対象に、管理職としての基本的な考え方や部下の育成、チーム運営方法などを学ぶ「女性のためのミドルマネジメント講座」を開催しております。

今後とも、県内企業における女性の人材育成

に努め、本県の女性活躍を推進してまいります。

（新型コロナウイルス感染症に関する人権への配慮について）

本県においても、新型コロナウイルス感染症の感染者の発生に伴い、感染者や医療従事者、またそのご家族や周囲の方々などへの誹謗中傷や差別を受ける事案が発生しております。

県としては、引き続き、人権への配慮に係る広報啓発並びに誹謗中傷対策に取り組んでまいります。

4ページをお開きください。

（令和2年国勢調査の実施について）

我が国に住んでいるすべての人を対象に、人口・世帯の実態を明らかにする最も基本的で重要な統計調査である国勢調査を、本年10月1日を調査期日として実施いたします。

国勢調査員が世帯を訪問する際には、新型コロナウイルス感染防止対策のため、国勢調査員はマスクを着用するなど対策を講じたうえで、紙の調査票やインターネットで回答する場合に必要な情報が記載された利用ガイド等を世帯に配布しております。

特に、前回の調査から導入されたスマートフォンやパソコンによるインターネット回答を更に推進しております。

今後とも、県民の皆様のご理解とご協力を得られるよう広報活動を行うとともに、国や市町と連携を図りながら、円滑な実施に努めてまいります。

5ページをご覧ください。

（汚水処理人口普及率について）

県では、汚水処理人口普及率の令和8年度の目標を90.2%とする「長崎県汚水処理構想2017」を策定し、市町とともに下水道や浄化槽などの汚水処理施設の早期整備を推進しており

ます。

今月公表いたしました令和元年度末の県污水处理人口普及率は、81.7%となり、前年度より0.8ポイント増加しましたが、全国平均91.7%に比べて低い状況にあります。

今後とも、県と市町が一体となって、污水处理施設の整備を進め、県民の生活環境の向上及び河川や海域等の公共用水域の水質保全を図ってまいります。

このほかご報告いたしますのは、1ページから順に、次期長崎県環境基本計画について、次期長崎県男女共同参画基本計画について、犯罪のない安全・安心まちづくりの推進について、令和元年度の各種環境調査の結果について、廃棄物不適正処理対策について、国立公園雲仙の活性化に向けた取組について、新たな総合計画の策定について、長崎県総合計画チャレンジ2020の数値目標の進捗状況についてであり、内容は、記載のとおりであります。

以上をもちまして、県民生活環境部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【山本(由)委員長】 ありがとうございます。

次に、県民生活環境課長より、補足説明を求めます。

【本多県民生活環境課長】 私のほうから、次期長崎県環境基本計画の素案の骨子について、ご説明をいたします。

補足説明資料1の「次期長崎県環境基本計画の策定について」をご覧いただきたいと思いません。

本計画の位置づけでございますが、長崎県環境基本条例第9条に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため策定

するもので、県の総合計画の個別計画であり、本県環境施策全般に関するマスタープランとも言うべきものでございます。

現行計画の計画期間が本年度で終期を迎えることから、昨年度から、長崎県環境審議会の意見を伺いながら、次期計画の策定作業を進めておりますが、その基本的な考え方といたしましては、大きな方向性につきましては現行計画を継承することとし、ただし、具体的な施策を検討するに当たっては、地球温暖化や海洋プラスチックなどの地球規模の課題から人口減少、活力の低下といった地域課題に至るまでの様々な視点・角度から検証することとしております。また、国の第5次環境基本計画やSDGsの理念も踏まえた内容としたいと考えております。

次に、本計画の概要（案）でございますが、計画期間につきましては、令和3年度から令和7年度までの5か年とし、めざすべき環境像としては、現行の計画をさらに推進するという観点から、引き続き「海・山・人 未来につながる環境にやさしい長崎県」としております。

この環境像の実現に向けて、基本目標として、低炭素社会づくり、人と自然が共生する地域づくり、循環型社会づくり、安全・安心で快適な環境づくり、この現行の4つの柱は継承しつつ、それぞれの具体の施策の方向性を県民の皆様にお示ししていきたいと考えております。

次に、2ページをお開きいただきたいと思います。

次期計画の構成を図で示しております。

第1章では、計画の策定趣旨、役割、期間及び目標を明らかにし、第2章では、基本目標ごとに、これまでの取組と課題を整理し、目指す社会の姿を示すとともに、地域レベルで環境、経済、社会の統合的向上を目指す新しい概念と

して提唱された地域循環共生圏の考え方も記載したいと考えております。

3ページをお開きいただきたいと思います。

先ほど申し上げた目指すべき環境像、基本目標を達成するための主要な施策の方向性及びそれに沿った事業群を示した施策体系図となっております。

ポイントをご説明いたしますと、まず地球温暖化による気候変動や海洋プラスチックの問題など地球規模の課題への対応といたしまして、基本目標、低炭素社会づくりの施策の方向性1の地球温暖化防止対策（緩和策）の推進におきまして、温室効果ガス排出量のさらなる削減に取り組むとともに、2の気候変動への適応策の普及促進におきまして、気温上昇、豪雨や海面水位の上昇など、今後数十年は避けられない地球温暖化による影響の軽減に取り組み、いわゆる緩和策と適応策を車の両輪として進めることとしております。

また、海洋プラスチック問題につきましては、基本目標、循環型社会づくりの施策の方向性の1、プラスチックごみ対策の推進におきまして、海岸漂着ごみの回収に加え、プラスチックごみの発生抑制に努めることとしております。

一方、本県の地域特性に応じた対策といたしましては、基本目標、人と自然が共生する地域づくりの施策の方向性の2、自然の恵みがもたらす地域資源の活用におきまして、国立公園をはじめとした本県の優れた地域資源を活用し、交流の拡大につなげる取組をさらに進めることとし、基本目標、安全・安心で快適な環境づくりでは、施策の方向性2の水環境の保全として、本県の地域課題であります大村湾・諫早湾干拓調整池の水質の改善や島原半島の地下水の保全を図ることを掲げております。

そして、これらの取組を実効性のあるものにしていくために、この図の右のほうに掲げております共通的な取組といたしまして、環境保全の重要性を県民お1人お1人に認識を深めていただくための環境教育の充実や県民、事業者、NPO、行政など多様な主体が連携、協働して取り組むことの必要性などを盛り込んでまいりたいと考えております。

今後、さらに環境審議会の意見等も踏まえながら、これに肉づけを行っていき、作成した素案を次の本委員会でご報告をして、改めてご意見をいただきたいと思いますと考えております。

併せて、パブリックコメントも実施し、それらの意見を踏まえ、来年1月に環境審議会からの答申等を受けた上で、2月に議案として上程させていただく予定としております。

以上で、次期環境基本計画の骨子案の説明を終わらせていただきます。

よろしく願いいたします。

【山本(由)委員長】 ありがとうございます。

次に、男女参画・女性活躍推進室長より補足説明を求めます。

【有吉男女参画・女性活躍推進室長】 「長崎県男女共同参画基本計画」の骨子素案についてご説明いたします。

お手元には、「次期長崎県男女共同参画基本計画の策定について」、補足説明資料2をお配りしております。

まず、本計画の概要についてご説明いたします。

1ページに、本計画の位置付け、改定にあたっての基本的な考え方、概要（案）及び今後のスケジュールを記載しております。

本計画の位置付けですが、長崎県男女共同参画推進条例第7条に基づき、男女共同参画の推

進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため策定するものであります。

現行計画の計画期間が本年度で終期を迎えることから、長崎県男女共同参画審議会に諮問し、策定作業に着手しており、社会情勢の変化や新たな視点等も踏まえ、本年度中に新たな男女共同参画基本計画を策定することとしております。

次に、改定にあたっての基本的な考え方ですが、男女共同参画社会の形成のための基本的な取組の方向性は現行計画を継承することとし、現行計画策定以降に発生した新たな課題や社会情勢、昨年度の女性活躍推進法の改定などの変化に対応すること、国が現在策定している第5次男女共同参画基本計画及びSDGsの理念を踏まえた内容とすることとしております。

次期計画の概要（案）でございますが、計画期間につきましては、令和3年度から令和7年度までの5年間としております。

本計画の目指す姿ですが、「男女が性別にかかわらず、個性と能力を發揮できる社会の実現」とし、あらゆる分野における女性の参画拡大、誰もが能力を發揮し、多様な働き方ができる環境づくり、安全・安心な暮らしの実現、推進体制の整備・強化の4つの基本目標を設定しております。

2ページをお開きください。

次期計画の骨子（案）でございますが、4つの基本目標と、その下に12の政策目標を設けております。

まず、基本目標 につきましては、政策・方針決定過程への女性の参画拡大、地域における男女共同参画の推進、女性のライフステージに応じたキャリア形成の支援といった女性の登用、人材育成、就業支援など、あらゆる分野において女性が参画していくための施策に取り組みま

す。

基本目標 につきましては、雇用の場における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和の実現、子育て・介護等の支援体制の充実、教育を通じた男女共同参画の推進、意識改革に向けた啓発・普及の推進といったトップ層の意識改革、就業環境の整備、両立支援の充実など、多様な働き方を実現するための環境づくりに取り組めます。

基本目標 につきましては、女性に対するあらゆる暴力の根絶、生活上の困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備、生涯を通じた健康支援、防災・復興における男女共同参画の推進といった女性に対する暴力の根絶、生涯を通じた健康支援など、安全・安心な暮らしを実現するための基盤の整備に取り組めます。

基本目標 につきましては、男女共同参画や女性活躍を分野横断的に取り組むために、市町、関係団体等との連携強化を図ります。

以上が骨子（案）の概要ですが、今後、さらに男女共同参画審議会の意見なども踏まえながら作成した素案を次の本委員会でご報告し、改めてご意見をいただきたいと考えております。

併せて、パブリックコメントも実施し、それらの意見を踏まえ、男女共同参画審議会からの答申などを受けた上で、来年2月に議案として上程させていただく予定としております。

以上で次期男女共同参画基本計画について、説明を終わります。

よろしくお願いたします。

【山本(由)委員長】 ありがとうございます。

以上で、説明を終わります。

次に、陳情審査を行います。

事前に配付しております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧

願います。

審査対象の陳情番号は、51番、56番、57番、76番になります。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)委員長】 それでは、質問がないようですので、陳情につきましては、承っておくことといたします。

次に、知事専決事項報告（地方自治法第180条関係）及び経営状況説明書について、提出資料に対する質問を行います。

対象は、知事専決事項報告、それから公益財団法人県民ボランティア振興基金、一般財団法人長崎県浄化槽協会の経営状況説明書になります。

何かご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)委員長】 それでは、質問がないようですので、次に進みます。

次に、計画案件として資料の提出がっております長崎総合計画（仮）素案、次期長崎県環境基本計画の策定について、次期長崎県男女共同参画基本計画の策定について、この3つの計画案件について質問を行います。

何かご質問はありませんか。

【宮本委員】 1点だけ確認をさせていただきます。次期長崎県総合計画の分になりますが、頂いた資料の長崎県総合計（仮）素案の153ページになります。参考資料の数値目標の設定根拠については65ページになります。これは間違っていたら申し訳ないのですが、のプラスチックごみ対策の推進、これは今回から新しく追加された項目ということでよかったですでしょうか。まず、確認をさせていただきます。

【吉原資源循環推進課長】 委員ご質問のこのプ

ラスチックごみ対策の推進に関しましては、前計画におきましても、ボランティアによる活動等による回収事業ではなくて、ボランティアの参加人数ということで、新しく追加したわけではなくて、これは継続の事業ということで考えていただいて結構です。

【宮本委員】 指標も一緒ですか。前は、先ほど言われた参加人数が指標だった、今回は、事業数になったということによろしかったでしょうか。

【吉原資源循環推進課長】 委員がおっしゃったとおり、新しい計画におきましては事業数で出しておりますが、現計画におきましては、ボランティアの参加者数ということで設定しておりました。

【宮本委員】 それはなぜ事業者数に変えたのか、この数値目標の設定根拠を見てもわからなかったものですから、その参加人数から事業者数に変更したというところを再度確認させてください。

【吉原資源循環推進課長】 事業への参加者数ということでこれまで設定してきておりましたが、海岸漂着ごみの対象の市町が15市町あります。できるだけそういった事業を市町のほうにやっていたきたいということで、事業数を増やすということで整理をしております。

【宮本委員】 わかりました。

この指標の書き方で、「ボランティア活動等による回収事業数」と書いてあるものですから、私の印象、ボランティア活動だけに任せているような感覚があって、行政でも取り組んでいくべきではないかと思っていたものですから、「ボランティア活動等」、「等」というのがついてるので、これはその上にも書いてありますけれども、県、市町、その他NPO・ボランテ

ィア団体もという総まとめという認識でよろしかったでしょうか。

【吉原資源循環推進課長】委員がおっしゃるとおりでございます。

【宮本委員】わかりました。

指標の書き方なんでしょうけれども、これは行政が主導していくべきではないかと思っています。ボランティアの方ももちろん大事であり、92事業を100事業まで目指すということも目標を固められています。今、プラスチックごみ対策は非常に大事なので、富山市だったですか、行政が率先して河川にバリアを張って、ネットを張ってプラスチックごみを回収するという事業も始まっていると聞いています。長崎県でもやっているところはもちろんあるでしょうけれども、そういった取組も大事で、そういった姿勢をボランティアの方々に示していくというのも必要かと思っていて、書きぶりでは、行政は見ているだけというようなイメージが見受けられるのですが、この文言についてはどんなでしょうか。

【宮崎県民生活環境部長】ここの海岸部分のごみ、プラスチックごみに関しましては、実は、昨年行われました大阪サミットで国のほうが指針を示しておりまして、2050年には海岸に流れ出るごみをゼロにするというふうな基本的な考え方が示されております。当然、本県も2050年、それに沿ったところでゼロを目指すというふうな考え方がございまして、これまでは海岸に漂着したごみを繰り返し回収してきたわけでございますけれども、今後は、発生の抑制をしなければいけないと。特に、今、委員おっしゃられたとおり、河川から海に流れ出るごみというのが大宗を占めるところでございますので、その河川からの流出防止のために、ここに書いてい

ますように、県、市町、NPO団体、そしてボランティアの方々、それとほかの関係団体、例えば、農業団体であるとか、そういうふうなところの関係団体も参加していただいて、そういうふうな組織をつくって計画的にやろうと考えておりまして、そこで回収の事業数というふうなことを目標に定めて今回設定したところでございます。

【宮本委員】わかりました。

長崎県は、プラスチックごみのみならず漂流物も多いという本県ですので、こういった指標を掲げて、行政が先頭に立ってというか、しっかり指揮管理を取って対応していただければと思いますので、よろしくお願いたします。

【山本(由)委員長】ほかに、質問はありませんか。

【溝口委員】153ページ、汚水処理人口普及率ということで出ているんですけども、部長説明のほうでは5ページなんですけれども、令和8年度までに目標を90.2%とするということになっているわけです。それで、令和7年度までの目標値は85.6%ということで、普及率を大体1%ずつ見ていっても、この8年度目標にかなり遠くなるんですけども、令和7年度までの目標をもう少し上げていかなければいけないんじゃないかという気がするわけです。その辺についての考えをお尋ねしたいと思います。

【本田水環境対策課長】委員からご指摘がありましたように、目標の数値が不整合となっている要因なんですけれども、「汚水処理構想2017」につきましては、平成26年に国のほうから、汚水処理の10年概成という概念が示されまして、もう全国的に一定の水準まで来ているので、やるなら10年間特に力を入れてやってしまいなさいというふうなことがありまして、その時に、

本県では55か所の未着手の処理区がございました。「汚水処理構想2017」のための作業を市町のほうで平成27年から平成28年にかけて行ったんですけれども、その時に、55から35の処理区を廃止にしまして、20処理区まで絞って、それに基づいて、令和8年に90.2%という目標を設定しておりました。

しかし、その後も国のほうからは、要は、財源的に今までと違うようにしていくというようなアナウンスが矢継ぎ早に出てまいりまして、具体的に言いますと、汚水処理事業について企業会計の適用をなささいとか、経営を合理化するために広域化・共同化計画の策定をなささい、施設更新も踏まえた料金水準の適正化を図りなさいという形で矢継ぎ早に来ておりまして、その状況の中で、その国からの通達というのは今後の少子化を見据えた中で避けては通れない改革というのを求める動きでございまして、各市町においても、集合処理区域のさらなる見直しを避けて通れないという意識が働いてきております。

そして、目標だけを高く設定して、実際にそれをなしていくということができないというのは、かえって不適切な目標設定だと考えましたので、昨年10月に、その最近の動きも踏まえて見直しをするとすれば、どういうふうな計画になるのかという調査を各市町に行いました。その結果によりまして、今回、総合計画の目標としましては、令和7年度に85.6%とさせていただいている次第です。

【溝口委員】国からの通達があって、早目に進めていきなさいということだと思いますけれども、私としては、矛盾を感じるわけです。総合計画は今度の2月、決定していくわけでしょう。それで、令和8年度に90.2%を目標にしますよと今、

県民生活環境部長はちゃんと説明したんですよ。1年ぐらいでこれができるかといったら、やはり総合計画のほうから上げてきておかないと、この達成には至らないと思うんですけれども、県民生活環境部長の今言った説明と矛盾するのが私はあるんじゃないかと思うんです。例えば、これを87%とか88%とかにしておくなら、90.幾らに順調に1年から見ていけば、できるかなという感じがするんですけれども、このままでは、矛盾というより、おかしい計画の立て方と私は思うんです。

【本田水環境対策課長】委員のご指摘のとおり、現在、我々は「汚水処理構想2017」に基づいて進めてきたということでございまして、その数字としましては、令和8年に90.2%というのを目指してやってきたわけですけれども、状況の変化がしっかりございますので、汚水処理構想自体の見直しを今しなければいけないと考えております。その時期につきましては、先ほどの広域化・共同化の計画、今年から予算を計上させていただいて作業を進めておりますけれども、これを令和4年度までに作成するようにしておりますので、それを作成した後、すかさず汚水処理構想、これが本当の意味でかなり煮詰まった今後の目標になると思いますけれども、それを改定したいと思っております。それを先取りする形で、今回、総合計画については、実態的な建設的な目標ということで、85.6%ということをして令和7年度の目標に掲げさせていただきたいと考えております。

【溝口委員】わかりました。2017の構想では90.2%にしていたけれども、なかなか難しいということで、ちょっと低く令和7年度までには85.6%までしかできないですよということですが、全国平均も91.7%なんですよ。そ

のような中であって、この目標を最初からできないという形をつくるということは、私はちょっと納得できないんです。目標に向かってやっていくということになれば、この総合計画の5年計画、やっぱりこれらについて、もう少し見直して先々に進めていかなければいけないと思うんです。何で比率が高くなっていったのかというその原因も探っていかなければいけないと思うんです。その原因が何かといたら、個々でまだなかなかつけていくことができないというものもあるかもわからないんですけれども、合併浄化槽を進めていく必要があると思うんです。これは一般のほうに入るようになるんですけれども、この数字が私はどうしても納得がいかなかったもので、ここで質問させていただきました。

それと、大気環境基準の適合率というのが平成27年度から87%とか、そして152ページなんかこの適合率ということが、それは国が定めた率だから、この86%という形になるわけですか。水質汚濁に係る環境基準とか、適合率としたのは、全部何年間も同じなんですよ。それをよくしようという形じゃなくて、これが国で定められた数値になっているわけですか。

【重野県民生活環境部次長兼地域環境課長】委員ご質問の件ですけれども、この86%というのは、平成27年度から令和元年度までの平均値で出しております。環境基準につきましては、ある程度、環境については良好に推移していると、この基準を維持することが大事だというふうな形でこの平均値を維持していくということで、令和7年度までしていくという形で今回、設定をさせていただいております。

【溝口委員】 87%だったらもういいということですね。大体それを保っているということで、

ずっと例えば86%とか、87%、それでいいということですね。わかりました。目標だから、少しでもよくしていこうというのが目標かなと思ったけれども、それが国の定めた基準ということで、県もそれでいいということですから、いいわけですね。

【重野県民生活環境部次長兼地域環境課長】県として、あらゆる施策でここまで上げてきたというふうなところで、あとは外的要因で、県として施策で対応できないところがどうしても水の環境、大気環境とかはありますので、そちらを踏まえた上で、現状を維持していくというふうな形で設定をさせていただいております。

【溝口委員】工場とか、そういうところをよく監視しながらいかないと、大気汚染とかはきれいになっていかないと、大気汚染とかはきれいになっていかないと、それを今のままでいいと。新しく今度つくる時には、どういう指導をするとか、そういう形の中で大気というのはきれいになっていくと思うんですけれども、それはもうこれを維持しているからいいということになってくるような感じがするんです。ただ、書いてはあるんですよ。工場とか事業所の監視、指導等を行いながら、ちゃんと保全していきますということはあるんですけれども、そこを少しでもよくなるのが目標かなと思っておりましたので。そこら辺については、わかりました。

ただ、汚水処理の人口普及率については、もう少し改善の余地があるなら、数値を上げて努力をしていただきたいと思います。

【本田水環境対策課長】我々のほうも、汚水処理人口普及率、これは文化的な生活をするためにぜひ必要だと思っておりますので、確実に進捗するように努力をしてみたいと思います。

先ほどの普及率の全国との比較に関しての補

足でございますけれども、県内では、周りにすぐ海がある離島・半島が非常に多くございます。その場合、私自身も、昨年度こちらに異動する前は上五島のほうにありましたけれども、汚水処理に対する感じ方というのが、すぐ海に流れていくようなところだと、必ずしも陸地だけのところと比べますとニーズがなかなかございませんで、そういうものを反映していると思いますけれども、離島と半島を除いた地域で見ますと、本県の場合も91.4%にまでもう既になっておりますので、ほぼ全国並みということで、あと離島・半島の部分を今から確実に少しでも上げていくということをして市町のほうとも一緒に取り組んでおまして、個人設置型の浄化槽に対する上乘せの補助も、今、県下で19市やっておりますけれども、そのうち16市は既に実施しておりますし、あと維持管理に対する補助についても、5市町でもう実施していただいております。これにも関連した国への要望というのでも並行して行っておりますので、浄化槽に頼らないと最後は上げていけないというのは十分認識しておりますので、今後とも、市町と一緒に取り組んでいきたいと思っております。

【山本(由)委員長】 ほかに、質問はありませんか。

1時間過ぎましたので、ここで5分休憩します。

午前11時11分 休憩

午前11時20分 再開

【山本(由)委員長】 委員会を再開します。

【中村(泰)委員】 それでは、総合計画の数値目標の設定根拠についてお尋ねをさせていただきます。

まずは、41ページの「『夫は外で働き、妻は家庭を守るべき』との考え方に反対の人の割合」

ということでございます。なかなか本県が男女平等という観点から見れば、全国と比べて劣っているという現実にあるというのは認識しております。こちらの設定根拠の中に、本県が全国と比べて15%低いというような記載もございますが、今後、これを上げていくと、最終目標としては、全国平均に近づけるんだということでやっていただいておりますけれども、改めて、本県がそういうふうに至っている要因も含めて、ご回答をいただけないでしょうか。

【有吉男女参画・女性活躍推進室長】 男女共同参画の推進には、やはり根強く残る性別による固定的役割分担意識の解消、そういったものが求められると考えております。令和元年度に県民意識調査を行いました。その結果、夫は外で働き、妻は家庭を守るべきであるという考え方に反対の方が45%いらっしゃいまして、内訳を申し上げますと、男性で40.7%の方が反対、女性で48.9%の方が反対、年代別に見ると、20から50歳代で5割以上が反対というふうな回答が出ている状況にあります。そういった令和元年度の調査結果は出ているんですけれども、国の全国調査で、令和元年度に行われた内閣府の世論調査によりますと、59.8%という反対の率が出ておまして、本県においては、全国よりも性別による固定的役割分担意識がまだまだ解消が求められるという状況にあると考えております。

【中村(泰)委員】 ご回答ありがとうございます。

個別具体的な施策を打ちながら、このギャップを埋めていくということが重要であろうと思います。個別具体をここで問うのは、時間もございませんので控えさせていただきますが、ぜひ積極的に取り組んでいただいて、何とか全国の平均に近づけるというような取組をお願いい

たします。

続きまして、同設定根拠の54ページでございます。「食品の安全性に関する意見交換会等の開催回数」でございます。過去の実績をベースにして、この目標を設定しておられるようです。しかしながら、直近では、徐々に開催回数が増えていますので、これはきっと必要なものであらうと認識をいたしております。ですが、目標の設定としては20回以上ということで、非常に曖昧な目標の設定のされ方をしております、これは目標として正しいものなのかということがまず1点。

そして、上がっている中で、もう少しこれを上げていくということを示していくべきだと思いますが、ご回答をいただけますでしょうか。

【峰松食品安全・消費生活課長】20回以上と設定いたしましたのは、平成28年度からR元年度でこういう意見交換会等を実施しました実績の平均値、それを上回る目標として設定したものでございます。委員ご指摘のように、だんだん増やしていく、それも確かにあると思いますけれども、いろいろマンパワー等を考えますと、やはり毎年毎年20回以上頑張っってやっていくという設定の仕方もあるのかなと考えております。この数値目標につきましても、例えば、効果でございますけれども、隣の55ページでも、「県・市町の消費生活センター及び相談窓口における相談件数」の目標値につきましても、この5年間、毎年1万1,200件以上というような設定の仕方をさせていただいております。そういうことで、どんどん、どんどん数字を上げていくというのではなくて、毎年毎年20回以上そういう意見交換会をしていくというような形を目標に設定をさせていただいております。

【中村(泰)委員】ご回答ありがとうございます。

たまたま丸まった数字として平均がジャスト20だったといったところで私、目についたところではあるんですけども、ただ、先ほども申し上げましたが、今おっしゃられたリソースの件は理解いたしますが、これが直近で増えていっているの、果たして、この目標の設定の仕方が本当にこれで正しいのか、まだちょっと納得感が得られておりませんので、よろしければ、もう少し考えていただければと思います。

最後の質問です。67ページの「県内におけるエネルギー消費量」についてでございます。こちらは過去の県内の実績から数値を計算されているようですが、本来、エネルギー消費量の目標というのは国が設定をするようなものなのかなと思うんです。それをベースにして目標を立てたほうがよいのではないかなと思うんですが、もし、国が設定されているのであれば、そちらも含めてご回答いただけますでしょうか。

【重野県民生活環境部次長兼地域環境課長】国のエネルギーの目標につきましては、来年度、計画を策定するようにしておりますけれども、この目標値につきましては、エネルギーにつきましては26%削減というふうな国のCO₂の削減目標がございますので、それに見合ったような形で設定をさせていただいているところでございます。今後、国の状況等を踏まえながら、この数値に変化が出そうであれば、その辺は随時見直していきたいということで考えております。

【中村(泰)委員】今、国の目標に基づいてこの数値を設定されたというふうに理解いたしましたんですけども、こちらの設定根拠では、平成25年度から平成29年度の4年間で3,000テラジュール削減したという実績を踏まえてというふ

うにあるんですけれども、そこをお願いできませんでしょうか。

【重野県民生活環境部次長兼地域環境課長】温室効果ガスの排出量につきましては、国の目標が、2030年までに26%削減というものがございまして、それを設定根拠としたというふうなところでございます。エネルギー消費量につきましては、今、委員が言われたように、平成25年度から平成29年度までの4年間で削減した実績を踏まえて、今後もエネルギー消費量を随時削減していくというふうな形で目標を設定しております。

【中村(泰)委員】すみません、多分、私の理解力が不足していると思うんですけれども、いずれにいたしましても、国の施策に一致するように目標を設定いただければと思います。

【山本(由)委員長】ほかに、質問はありませんか。

委員長を交代します。

【久保田副委員長】山本(由)委員長、発言をどうぞ。

【山本(由)委員長】1点だけ、目標設定、数値目標の52ページの消費生活センターにおける斡旋解決率というのがあります。12.7%以上ということで、全国平均の6.8%に対しては非常に上回っているということで、この数字自体はいいと思うんですけれども、そもそもの斡旋解決率自体が、斡旋解決率280件に対して、相談件数が2,300件と、これを分母にして計算しているということではないかと思うんです。資料を見ると、あっせん自体は308件やられているわけですから、そのうち280件を解決しているということであれば、斡旋解決率としては、9割ぐらい解決しているのではないかと思ったんですけれども、この目標を設定する時に、12.7%、

どうしても相談件数が分母にあるということは、相談件数が増えれば、自動的に下がってしまうということになりはしないのかなと。ですから、結局、目標として自分たちが努力で上げられる数字だけではないのではないかと思うんです。ですから、全体の相談件数に対する解決率ではなくて、別の方法、あっせんを依頼されたものに対する解決率とかいうふうな形にしたほうが効果としてわかりやすいのではないかと思うんですけれども、この点だけお願いします。

【峰松食品安全・消費生活課長】今のご指摘の件でございますけれども、確かにそのような見方もあると思います。こちらの12.7%の見方につきましては、全国で比較した時に、このような斡旋解決率の見方をしておりますので、それでこういう12.7%という相談件数分のあっせん解決件数というような形を取っているところです。おっしゃいますとおり、あっせんに持って言った分で解決した分となりますと9割近くの数字というのは取っておりまして、本県としても、そのあたりはPRしていきたいところではあると思います。

【山本(由)委員長】わかりました。全国と比較、全国がこういう係数を取っているから、比較のためにこういうふうにやっているということであるんですけれども、ぱっと数字を見た時に、10%しか解決していないの、と思うんですよね。相談はますます複雑化しております。その中で、相談しても1割ぐらいしか解決しないのかというふうなイメージを持たれてもいけないと思いますので、補足指標でも構いませんけれども、そういったところを取り入れていただきたいということで要望して、終わります。

【久保田副委員長】委員長を交代します。

【山本(由)委員長】ほかに、質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)委員長】ほかに、質問がないようですので、次に進みます。

最後に、議案外の所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

しばらく休憩いたします。

午前11時32分 休憩

午前11時33分 再開

【山本(由)委員長】委員会を再開いたします。

それでは、議案外の所管事務一般について、事前通告をされた各委員の方で、ご質問はありませんか。

【溝口委員】先ほど、汚水処理人口普及率について質問させていただきましたけれども、県の方としては、先ほどは、都会のほうでは全国平均に大体いっているという話だったと思うんですけれども、島や半島が多いから、その辺が達成できていないんだと、そういう話の中で、県の方としては、今後、浄化槽の設置拡大に向けた協議を個別に行うということですが、それでどのような取組をしようとしているのか、その個別というのは、どういう形になっているのか、そこら辺についてお尋ねをしたいと思います。

【本田水環境対策課長】個別に市町とお話をするというのは、昨年度は9市町行いまして、今年度も8市町、60%未満のところについて、今、市町が抱えている状況というようなものを聞き取りまして、少しでも上げていくためには、どういう取組をすれば効果が上がるかとかいうことを市町の担当者の方と話をしております。

その内容としましては、最近、上乘せ補助を実施したようなところのデータとかをお示ししまして、明らかにその効果がありますので、そういうものも取り組んでいただきたいというふ

うな要請をしましたり、あと国のほうでも昨年度から少し力を入れております市町が複数の家の処理をするための浄化槽を設置するという公共浄化槽というのがあるんですけども、それは個人の負担としては、個人設置型よりも安くございます。それと、あと交付金の手当も個人設置型よりも高いものですから、その辺が有利になる公共浄化槽を導入していくことを考えてほしいというような要請をしております。公共浄化槽につきましては、島原市が具体的な取組を始めておりまして、その辺の中身、情報なども積極的にお伝えしていきたいと考えております。

【溝口委員】個別の指導というのは、市とか町に対しての指導ということで理解していいわけですね。私は、個人個人にという捉え方をしていたんですけれども、市や町に指導を行ってきたということで理解いたしたいと思います。

ただ、市町については、半島とか離島がたくさんあるということになれば、さっき言った、何人かで公共浄化槽をつくれれば、その方が個人でつけている合併浄化槽より安い経費で運営していられるということになるのですか。その辺の合併浄化槽と公共浄化槽の違いを。

【本田水環境対策課長】どちらも合併処理浄化槽ではあるんですけれども、公共浄化槽と申しますのは、基本的な考え方としては、浄化槽自体は集合処理ではございませんので、将来のことを考えれば、やはり1軒1軒に個別の浄化槽が適当だというふうに市町の方も私のほうも考えております。と申しますが、人口がどうしても減っていく社会というのは避けられないものですから、その家にお住まいにならないということになった場合に、その浄化槽をただ使わないようにすればいいというのが各戸に設置する

浄化槽でして、それに対して公共浄化槽と申しますのは、浄化槽を設置したいけれども住家が密集しているようなところ、島原市の中心市街地とか、五島の市街地、ああいうところはどうしても場所がないと。家自体の玄関先を掘って入れなければいけないとかいうふうになりますので、そういうところにはどうしても個人設置型というのは難しい、各戸に設置するのは難しいということなので、公共浄化槽をそういうところには取り組んでいけばいいんじゃないかということで勧めております。

コストに関しましては、複数の家庭の分を一度に処理するという事で、浄化槽自体は1軒当たりで言いますと確実に安くなります。ただ、あまり分散したような形になりますと、そこまで引き回す管路のほうもございまして、その辺も含めて、その場に適した方法を選びながら普及を進めていくということを今、一緒に協議しているところでございます。

【溝口委員】私は、やはり合併浄化槽をできるだけ進めてほしいと思うんです。それがこの普及率につながっていくと思うんです。ただ、個々でつけるのはかなり高額になるものですから、国に対しても、その辺の補助を少し上げてもらうような要望をぜひ力強くしていただいて、個人でつけることができるような対策をしていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

【山本(由)委員長】ほかの事前通告をされた各委員の方で、ご質問はありませんか。

【徳永委員】 通告書を出しておりましたので、私のほうからも、下水、浄化槽の件で質問したいと思っております。先ほど、水環境対策課長がおっしゃるように、普及がなかなか進まないのは、島原市のような密集地での、これはやっ

ぱり公共しかできないわけですね。それと、もう一つ雲仙市からも要望が上がっている個人浄化槽、合併浄化槽の設置、これは補助金をもっと上げてくれということ。これはなかなか浄化槽の場合には、例えば、公共浄化槽においても、その本線につなぐには、個人の支出は大きいんです。例えば、水回りをいろいろ変えなければいけないとか、やはりあるものですから、その家庭環境によっていろいろ違うわけです。だから、その辺は県の方でもしっかり整理をされて、普及が今、なかなか上がらないところは、もう最終的な段階に来ているわけですよ。それを整理されているのに、なかなか進まないというのが私たちにとっても、もっと補助金のアップ、それで密集地での対策、根本的にそこをしっかりと整理をされてやるべきだと思うんですけども、それをどう思われておりますか。

【本田水環境対策課長】 委員ご指摘のとおり、浄化槽と申しますのは、個人の方がそれを使用したい、汚水処理をしたいというふうな意思がないことには、どの方式であろうが進まないということがございますので、それを少しでも進めて、汚水処理をしたいというふうに考えていただけるためには、やはり負担の軽減というのが欠かせないと考えておりますので、国の交付金の要望などにつきましても、市町の方で、自分の市町の汚水処理を進めたいということで上乘せの補助を行っていらっしゃるようなところ、16市町ございますけれども、そういうところについては、国のほうの基準額も引き上げていただけないかという要望も昨年度から行っております。

それと、加えまして、維持管理に関しましても、直接浄化槽の管理にはある意味関係ない法律で決まっております法定検査について補助し

て……。

【徳永委員】そこはわかっている。だから、そこは何をやらなければならないかということなんです。例えば、公共の下水と個人の場合、比べた時に、ランニングコスト、維持コストは絶対個人が安いんですよ。合併浄化槽のほうが個人管理ですから。都市下水なんかは、市の方の財政というのは、ここに相当の負担をやるわけなんです。こういうものがあるからこそ、例えば、雲仙市でも、旧7町の場合、先に合併する前にやられた市町は、これは都市下水を遂行しなければならないけれども、その後の宅島委員のところの小浜町、私の国見町とかは、都市下水よりも合併浄化槽という、小浜は特殊なところもありますけれども、コストがかかるものだから、そういうふうに切り替えたわけなんです。合併浄化槽がコストがかからないということとははっきりしていますから、そういう意味でも、合併浄化槽は、密集地と違って、例えば、私の国見町なんかやりやすいところであるからこそ、例えば、もっと補助金をアップしても、その後のランニングコストを考えれば、こちらのほうが安いんですよ。だから、そういうものをもっと積極的に市と連携をしてやるべきだと思うんですけども、その辺、最後に県民生活環境部長、どうなんですか。

【宮崎県民生活環境部長】まず、浄化槽の財源構成でございますけれども、基本的に、個人負担の割合が6割でございます。その残りの4割を国と県と市町が持つようになっています。ちなみに、例えば、これは東彼杵町でございますけれども、平成26年から平成30年までの5年間と、その前の平成21年から平成25年を比較しています。というのが、東彼杵町が平成26年から上乘せ補助をされています。そうしたら、その効

果といたしまして、前5年間と比較しますと4.6倍合併処理浄化槽の設置が増えている。このように、実は、上乘せ補助をすることで設置の効果が見られます。ですから、私どもは、先ほども言いました個人負担6割、補助対象経費4割になっておりますので、この補助対象経費の4割をさらに拡大していただきたいというふうに国に現在、お願いをしているところでございます。

それと、先ほど委員からお話がありました、実は、浄化槽のほうが下水よりも平均しますと7,000円程度維持費が高くなっています。ということは、逆に言えば、自治体の負担がそれだけ軽いというふうなことになるので、そういうふうな観点からというのもおかしいんですけども、いずれにしましても、汚水処理人口普及率を伸ばすためには、今後は、浄化槽の設置を求めていく、これが必要であると考えております。

【徳永委員】私がちょっと言い方を間違ったんですけども、確かに個人の方がかかるんですけども、ただそれは個人負担なものだから、今おっしゃったように、実際市がそこまで負担をすれば、当然、個人浄化槽はかかるわけですけども、これは個人が負担をしているということで、その分、市の財政は、都市下水をやるよりは絶対合併浄化槽をした方が、個人所有者が責任を持って管理するということで、裏を返せば、これは非常にいいわけです。だからこそ、私は何回も言うように、さっきも県民生活環境部長から答弁があったように、それだけの補助金を拡大すれば、それだけ合併浄化槽が増えていくということは、イコール市の財政も非常に助かるということでありまして、浄化槽の普及率も上がるということですので、これはひとつさっき県民生活環境部長が言われたように、国

にもしっかりと要望しながら、市町と連携をしてやっていただきたいと思います。

【山本(由)委員長】ほかの事前通告をされた各委員の方で、ご質問はありませんか。

【山田(朋)委員】先ほど、予算議案の中でも質疑がありました感染症関連の人権相談窓口の件でお尋ねをしていきたいと思っております。

先ほど、画像とかを保存して、要請があれば提供するということがありましたが、提供した事例はなかったようですが、保存した実績があるかどうかをお尋ねします。

【丸田人権・同和対策課長】悪質といえますか、誹謗中傷ではないか、個人名とか書かれた分がありましたので、そこは一旦保存しているものがございます。（「何件ですか」と呼ぶ者あり）今、2件です。

【山田(朋)委員】2件の保存をいただいているようであります。

先ほど来話があったように、私も個人的に、特殊なスキルとかが必要なのかなと思っております。検索キーワードの中で検索したら誰でもできるよ、みたいな感じの答弁だったかと思いますが、やっぱり大変な仕事だと思うので、他県の事例を参考にはされているようですが、今後は、しっかり専門家の方からも意見を求めて、よりいい方法でネットパトロールをお願いしたいと思っております。

それと、この相談窓口のチラシがこれですが、このチラシを感染された方、そしてそのご家族に、どのタイミングで配付をされているのか、またこれは感染をされた方やご家族に限らず、医療従事者など、様々な方が誹謗中傷を受けているかと思いますが、そういった医療機関の方々へとかも今、もうお届けはされていると思いますが、こういった形でこのチラシなど、

広報活動をされているのかをお尋ねします。

【丸田人権・同和対策課長】ご質問ございました感染者の方々等へのチラシの配付等でございますけれども、9月初旬から、福祉保健部の障害福祉課と連携をいたしまして、障害福祉課のほうは、こころのケアという形で保健所等を案内しておりますけれども、こういったことと連携をいたしまして、例えば、感染して病院に入院された方、それから軽症で宿泊療養施設に入所された方、そういった方々に対しまして、療養施設については、入所時にお手元に持たれているチラシをお配りしております。また、病院に入院された方につきましては、その方々の個々の容体等も医師とか看護師が考慮の上、入院時にお渡ししたり、退院時にお渡ししていると、適時に配付しているというところでございます。

また、医療従事者の方々に対しましては、9月上旬だったと思えますけれども、各病院にはこのチラシも配付をいたしてありまして、医療従事者にも届くように対応しているところでございます。

【山田(朋)委員】重症の方とかへは退院時とかいう話でありましたが、これは保健所の職員が、入院をされる段階で、それぞれ軽症の方とかにはお配りをしているのか、あと重症の方のご家族、どなたかいらっしゃるかと思うんですけれども、私は、早い段階でご家族の方とかにもお渡しをされたほうがいいのかと思っております。感染をしたら、残念ながら、一気に名前が出て、顔出しでばんとネットとかに載っているような状況を見ると、早くからそのような取組をしていただきたいと思います。

あと、医療機関ですけれども、コロナの関係の大きな医療機関だけじゃなくて、恐らく、小さな医療機関で働く方々も、受診控えをされて

いたり、医療従事者の方に対して偏見が、小さな病院、コロナの患者を受け入れていないような病院でも今後、かかりつけ医での検査ができるようになるので、そういった中で、また「あの病院では検査ばしとるけんが、もう行かんどころ」とか、何かそういういろんなことが起き得ると思うので、医師会を通して、小さな病院の医療従事者の方にも届けていただきたいと思います。

あと、保育とか、いろんな仕事に従事されている方々が、それぞれの誹謗中傷を受けていると思いますので、いろいろそのような方々に届くようお願いをしたいと思います。

【山本(由)委員長】ほかの事前通告をされた各委員の方で、ご質問はありませんか。

【ごう委員】私からは、ペットに関することで2点質問をさせていただきたいと思います。

まず、コロナウイルス感染者のペットの預かり体制について確認をさせていただきます。今、厚生労働省のパンフレットなどが自治体の方に届けられていると思いますが、その中では、もし感染した場合のペットの預かり先というのは、まず飼い主自身が見つかることが大前提であるというふうに書かれております。しかしながら、どうしても見つからないような方々からご相談等もあると思うんですが、現在、長崎県として、どのような体制を取っているのかお聞かせください。

【嘉村生活衛生課長】委員がおっしゃったように、ペットを飼っておられる方には、日頃より、もしもの時に備えて親類や知人など預かり先を事前に検討しておいていただくということが基本的な考えでございます。しかしながら、新型コロナウイルス症に感染して、急に入院や宿泊療養の必要が生じた時に、どうしても預かり先が

見つからないといった場合には、管轄の保健所にご相談いただければと考えております。

県立保健所で対応いたします場合には、飼い主の方とは接触しないような形を取りまして、職員がペットを引き取りに伺いまして、保健所でケージであるとか、動物の体表等の消毒など必要な措置を行った上で、あらかじめ協力の了解をいただいておりますボランティアの方に預かっていただき、あるいは保健所または県の動物管理所で世話をするといったような方策を取りたいと考えております。

【ごう委員】まずは保健所へ連絡をするということが決まっているということですね。

その後、ボランティアさんが預かってくださるということですが、今、長崎県内に、その預かりのボランティアさんが何名ぐらいいらっしゃいますか。

【嘉村生活衛生課長】一時的に預かってもいいとおっしゃってくださっているボランティアは16名いらっしゃいますが、このコロナの件に関しましては、了解いただいたのは4名ということになっております。長崎地区に2名、県南地区に1名、県北地区に1名ということになっております。

【ごう委員】このボランティアさんに関しましても、完全ボランティア、無償でということですよ。今後、第2波が来る可能性もありますので、このあたりは今のうちに少し体制を整備していく必要があると思いますので、よろしくお願いします。

それから、その周知をしっかりと飼い主さんにこの情報が届くように、ホームページ等アップされておりますけれども、また別の形で、獣医師さんを通してとか、動物病院を通してとか、そういうやり方をさせていただきたいと思っ

ておりますが、今後、周知についてはどのように考えていますか。

【嘉村生活衛生課長】今のところ、ホームページの掲載ということになっておりますが、そういった周知の方法についても、今後検討していきたいと思っております。

【ごう委員】ぜひ皆様のところに情報が届くようにしていただきたいと思えます。

続いて、もう一点ペットに関する事で、災害時の同伴避難所の開設についてということでお尋ねしたいと思えます。今回、私も多くの方からご相談を受けたのですが、ペットとともに避難できる場所が少ないということで相談を受けました。まず、現状についてお聞かせください。

【嘉村生活衛生課長】今回の台風で、ペットとの同行避難につきまして市町のほうに聞き取りを行いました。その結果、事前に引き受けの準備をしておいたというのは4市町でございました。そのほか、緊急に対応したという市町が9市町ありまして、合計で13市町がペットの受入れの対応を行ったということでございます。

【ごう委員】環境省では、東日本大震災の教訓から、同行避難を呼びかけております。しかしながら、今ご回答ありましたように、まだまだ進んでいないという現実があります。やはりペットがいるがゆえに避難を躊躇される方々がたくさんいらっしゃるって、その方々が被災される可能性もかなり高いと思えます。ですので、県としては、マニュアルは作成して市町に提供しているようですが、まだ市町のほうの意識が高まっていないのではないかと感じております。

今後、どのように市町の認識等を高め、同行避難、そしてその後の同伴避難までつなげるのが、方向性をお聞かせください。

【嘉村生活衛生課長】先ほど申しました聞き取りを行いました結果、今回受入れを行ったところでも、受入れのルール化がまだまだ不十分であって、混乱を生じたということであったり、人との居住区域を区別できずに受け入れてしまったといったような実態もあるようでございます。

現在、市町に対しまして、台風10号でのペットとの同行避難の対応についてアンケートを行っているところでございます。その結果について検証しまして、10月中旬頃に、市町と、どのような問題があって設置できなかったのか、あるいは設置した際に明らかになった課題等、こういったものをまずは共有いたしまして、こうした課題等をどうクリアしていく必要があるかといったことを協議したいと考えております。

【ごう委員】ご答弁ありがとうございます。ぜひ一歩進むようお願いしたいと思えます。

先進的な市町、他県によりますと、ペットとの避難をするだけの避難所というものを設けられたりしていますので、そのような方向で進むのがいいかと思えますので、要望して、終わりたいと思えます。

【山本(由)委員長】しばらく休憩します。

午前11時58分 休憩

午前11時58分 再開

【山本(由)委員長】再開します。

【山本(由)委員長】ほかの事前通告をされた各委員の方で、ご質問はありませんか。

【宮本委員】動物愛護対策についてお尋ねをいたします。今月20日から26日まで動物愛護週間となっておりますが、今回このような形でコロナ禍ではありますけれども、今年度の県の取組をどのようにされているのか教えてください。

【嘉村生活衛生課長】例年は、動物愛護週間におきましては、長崎県獣医師会の8つの支部単位で、各市町とも連携をしまして、動物愛護フェスタというものを計画して実施しているところでございます。具体的には、動物との触れ合いであるとか、犬のしつけ方教室、犬猫の譲渡会、ペットの相談コーナーの設置、講演会等を行っているところでございます。ところが、今年度は、コロナウイルス感染症の影響を受けて、多くの地区で中止といったような状況になっております。一部の地区で、規模を縮小してやっているような状況でございます。縮小してやっておりますのが長崎地区、佐世保地区、五島の3地区でございます。いずれの地区でも、ポスターの掲示のみを行うような規模でやっているような状況でございます。

長崎地区におきまして、25日から始めまして、10月2日まで、県庁の1階イベントエリアでポスターやリーフレットの掲示を行っております。よろしければご覧になっていただきたいと思っております。

【宮本委員】ありがとうございます。

このようなコロナ禍の中で、譲渡会というのはなかなかできないというのは非常に残念であります。

このようなコロナ禍で、ペット需要が増えていくというお話も聞いております。巣籠もりになってペットを飼って癒やすというようなものが全国的に増えているというのも聞いているのですが、長崎でそういったものが把握できているのかどうか、わかれば教えていただければと思います。

【嘉村生活衛生課長】現在のところ、引き取り依頼が増えているといったような状況はございません。ただ、仮に、引き取り依頼があったと

しても、基本的には、飼い主からの引き取りはできるだけ行わないという方針でやっております。

【宮本委員】ありがとうございます。

先ほどのご委員の質問にもありましたとおり、犬猫が増えて、避難する時だとか、災害時、やはりどうしても飼い主の方に対する周知徹底が必要であると思えますから、今後、飼われる際には、そういった形で飼い主に対して周知徹底をしていただければと思えますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【中村(泰)委員】先ほどから、ペットの避難についての話が進んでおります。台風10号の時には、特に私のところにもSNSを通してペットの避難について、多くの県民の方がお困りになっておられました。恐らく、ご回答としては同じものになると思えますので、要望だけとさせていただきたいんですけども、私の方でも、21市町にアンケートを取らせていただきました。半分ちょっとしか子細を回答はいただけていないんですけども、21市町の状況を見ると、物すごく温度差が明確に出ているというのがはっきりわかります。多分、担当者の熱意とか、首長の考え方、そういったところが要因なのかなというふうには感じております。

そこで、幾つか気づいたことをお伝えさせていただきます。回答をいただいたところだけなんですけれども、犬のみしかどうも私のところでは実は避難をしていないということと、問題点については、回答をいただいた市町は、そこについてはすごくしっかり回答をいただきました。ただ、気になることとしては、実際避難をした時の音、ペット同士がけんかをしたり、鳴きとか、あとは臭いですね。そこに避難をした方がおられた場合に、動物アレルギーの方がい

らっしゃるとか、そういった不安があるということを知っています。あと、避難が長期化した時、餌とか、あとは囲い、ゲージ、そういったものがなくなるだろうというようなお声をいただきました。

先ほど、ご委員からも最後にございましたけれども、ペット専用の避難所ということが多分キーワードになるのかなと思っていて、ペットがおられる方は、恐らく、市町に1か所2か所あれば、時間をかけてでも、そこに行くんだと思うんです。なので、事前にそこをしっかりとお伝えさえしていれば、決めて伝えるということが重要であろうと思いますので、ぜひとも次の災害までにはそこを整えていただくことで、県民の皆様へのサービスというのは物すごく上がると思いますので、ご要望としてお伝えさせていただきます。よろしくお願ひします。

【山本(由)委員長】 委員長を交代します。

【久保田副委員長】 山本(由)委員長、発言をどうぞ。

【山本(由)委員長】 私も通告していたので1つだけお伺ひします。

犯罪被害者等の支援についてなんですけれども、本県では、昨年7月に「犯罪被害者等支援条例」を施行して、それについて、11月にまた新たに犯罪被害者等の支援計画を策定しているんですけれども、この条例とか支援計画の策定後、県として、どのような取組を行ってこられたのか、そしてこの条例をつくる時に、各市も並行してやっていきたいと思いますというお話だったんですけれども、今、市町の策定、策定予定についての状況をお知らせください。

【永尾交通・地域安全課長】 県としての取組につきましてなんですけれども、条例制定後、さらに支援計画の策定後、さらなる充実を図るという

意味合いで、主に、いわゆる支援体制の整備、それと県民の理解の増進を図るための広報啓発を中心に取り組んでまいりました。

具体的に、支援体制の整備につきましては、関係部局と市町の連携、これが一番でありますので、まず市内各部で構成する長崎県犯罪被害者等支援推進会議というものを設置いたしまして、さらに市町に関しては、長崎縣市町犯罪被害者等支援推進協議会、2つの会議を設置いたしました。それはそれぞれ今年度まで2回ずつ開催しております。この中でも、いろんな取組とか、情報共有という意味合いで、事前に準備をしていただいて発表してもらって、それで共通認識を持ってもらうというふうな対策を取っております。

その他、各市町に関しては、総合的な対応窓口ということになりますので、その担当職員を呼んで研修会を行っております。これに関しては、犯罪被害者の遺族の講演とか、グループ討議、ここまで計画をして、内容を含んだところで実施を行っております。

次に、犯罪被害者の県民の理解の増進を図るための広報啓発につきましてなんですけれども、昨年は、10月に、これも犯罪被害者遺族を講師に招いてのシンポジウムを開催しております。そのほか、浜町の観光通りでパネル展、これは命のミニメッセージ展ということで、結構な人数の方が見えられたと伺っております。今年は、7月に、県庁1階で、被害者遺族の手記のパネル展を開催しております。あと今後、11月に、検察庁との共同主催によるシンポジウム、これは・・・に応じてということで、これを開催する予定にしているところでございます。

もう一点の市町の条例制定の関係につきましてなんですけれども、本年度の4月以降、12の市町

が条例を制定いたしました。本日現在で、21市町の中で16の市町が制定をしているというふうな状況であります。残り未制定のところも5自治体あります。これにつきましては、1つの自治体は、今回9月の議会で条例案の可決をいただいておりますので、間もなく制定に結びつく、残り4自治体に関しましては、2つについては今年度内の見込みと、さらにあと2自治体についても、今年度内に、ある程度、案の確定をして、関係機関の調整を行って、来年度早期に制定見込みと伺っております。

ただ、県としましては、これは足並みそろるのが一番ということで当初、始めたところでありますので、それを待ってという形ではなくて、当然、それぞれ様々な分野での支援をいただきますので、県民がどこにいてもひとしく支援を受けられるようにという趣旨で、さらに早期制定に向けての働きかけを行ってまいりたいと考えております。

【山本(由)委員長】 ありがとうございます。

私も先日またシンポジウム、これは4回目なんですけれども、島原市で開催されたので行ってきたのですが、まだまだ問題点が多いと感じました。あと、ほかの市からも来られていたんですけれども、うちの市は、こういうものをなかなかされていないというふうな声も聞いております。各市町によってまだかなり温度差はあるかなと思います。

いろんな問題があるんですけれども、まずは住民の皆さんが、この条例の目的である共有をするというようなところがないとなかなか広がっていかないなというふうに感じましたので、今、施策についてはどんどん充実をされてきている、連絡体制も行政の中では取られてきていると思っているんですけれども、これを市民の

方に落としていくためには、やっぱり市町、早急な制定と、それからいろんな形での広げていくような取組というのをご指導いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

【久保田副委員長】 委員長を交代します。

【山本(由)委員長】 これで議案外の質問を終わります。

ほかに質問がないようですので、県民生活環境部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

午後 零時 9分 休憩

午後 零時 9分 再開

【山本(由)委員長】 委員会を再開いたします。

これをもちまして、県民生活環境部関係の審査を終了いたします。

午前中の審査はこれにてとどめ、しばらく休憩いたします。

午後は、13時30分から委員会を再開し、交通局関係の審査を行います。

お疲れさまでした。

午後 零時 10分 休憩

午後 1時 29分 再開

【山本(由)委員長】 委員会を再開いたします。

これより、交通局関係の審査を行います。委員会による審査を行います。

交通局においては、委員会付託議案がないことから、所管事項についての説明を受けた後、陳情審査、法定報告の審査及び議案外の質問を行うことといたします。

まず、交通局長より所管事項の説明を求めます。

【太田交通局長】 令和2年9月定例県議会環境

生活建設委員会関係議案説明資料の交通局の1ページをお開きください。

今回、交通局関係の議案はありませんので、主な所管事項につきましてご説明いたします。（新型コロナウイルス感染症の経営への影響等について）

交通局の経営状況については、緊急事態宣言が発せられた4月、5月の減収を底として、若干の回復傾向にはあるものの、空港リムジンバスや県外高速バス、貸切バスなどにおいてビジネス客や観光客の戻りが鈍く、大幅な減収が続いております。今年4月から6月までの第1四半期においては、バスの運休や経費節減、給与見直し等の効果で昨年度に比べ営業費用が約2億円の減少となりましたが、運輸収入等の営業収益は昨年度に比べ約7億円の減少となっております。

7月以降においては、新型コロナウイルス感染症の感染者数が増加していることもあり、同様に厳しい状況が続き、一般路線バスについても、企業等によるリモートワークの実施や公共交通機関を使った移動そのものを控える動き、また、県民の皆様における外出自粛意識の浸透などから、利用客の減少が続いております。

現在、交通局では全職員が一体となってこの危機的な経営状況に対応しておりますが、当該感染症の流行前の輸送人員数に戻るには、相当程度時間がかかるのではないかと危惧しており、高速バス等の一部運休の継続や、一般路線バスについてはその路線の維持を前提としつつも、一時的な減便等については行わざるを得ないものと考えております。

交通局としては、今年の厳しい経営状況からの立て直しに向け、コストの更なる縮減などの検討を進めてまいります。

（新ICカード「ニモカ」及び夏休みこども定期券について）

交通局及び長崎県営バス株式会社においては、新ICカード「ニモカ」を去る6月21日から運用を開始いたしました。9月30日まではスマートカードとの併用期間とし、10月以降はニモカへ移行する予定としております。ニモカへの移行については大きな混乱もなく順調に進んでいるものと考えており、8月までにカード利用者の約9割が新ICカードでご利用いただいております。今後も新ICカードの周知に努めるとともに、定期券の自動継続機の設置についても検討を進めており、利便性の向上に努めて参ります。

小学生を対象とした「夏休みこども定期券」については、バスの利用機会の少ない小学生に夏休み期間を利用してバスに親しんでいただくとともに、バス利用の際のマナーなどを知っていただくため平成29年から毎年実施しております。

今年は、新型コロナウイルス感染症の影響から学校の夏休み期間が短縮されたことや、路面電車との共同販売を行わなかったことなどもあり、145名の利用にとどまり、昨年966名から大幅な利用者の減少となりましたが、今後も、バスの利用促進を図る様々な取組を通じて、地域の皆様に愛される県営バスを目指してまいります。

2ページ中ほどの高速バスの運休等、貸切バスの状況につきましては、記載のとおりでございます。

3ページ中ほど、新型コロナウイルス感染症防止対策については、記載のとおりでございます。

4ページをご覧ください。

（事故防止の取組について）

交通局では、昨年度、度重なる重大事故が発生したことから、従来からの事故防止の取組に加え、「右左折時の横断歩道手前での一旦停止」、「行動に移す前の3秒確認」、「信号機のイエローストップ」、「市街地での時速40キロメートル走行」、「ターミナルや車庫内での時速10キロメートル未満の走行」の5つの重点項目を掲げ、その周知と励行の徹底に取り組んでおります。

周知に当たっては、所属長と乗務員の個別面談や幹部職員による早朝点呼時における乗務員との対話の機会を増やすなど、乗務員一人ひとりが事故防止に対する理解を深めるための意識付けを図っているところです。

このような取組を行った結果、事故件数は今年8月末現在で9件と前年度同時期の21件と比較して12件減少し、重大事故の発生は0となっており、取組の成果があったものと考えております。今後も、気を緩めることなく、事故防止と安全運行に継続して取り組んでまいります。

（バス乗務前の呼気検査におけるアルコール反応に係る職員の処分について）

交通局の子会社である長崎県央バス株式会社において、去る7月24日早朝のバス乗務前の呼気検査において運転士から呼気1リットル中0.175ミリグラムのアルコール分が検出されました。乗務前のアルコール検出が出たことは、バス乗務員としてあってはならないことであり、同社において7月31日付けで停職2月の懲戒処分を行っております。

交通局及び長崎県央バス株式会社においては、これまで職員の飲酒運転防止対策を一体として行っており、「飲酒運転防止対策マニュアル」の策定、職員への積極的な指導や家族に対する

協力要請、「コンプライアンス・ハンドブック」の作成・職員への配布、毎年セルフチェックシートによる内容確認の実施などにより、周知徹底を図ってきたところでありますが、バスの乗務は行っていないとはいえ、今回の不祥事が生じたことは誠に遺憾であり、公共交通を担うバス事業者として県民の皆様に深くお詫び申し上げます。

今回の事案発生を踏まえ、改めて交通局及び長崎県央バスの全職員から「法令等遵守にかかる誓約書」を徴取し、職員の自覚を促すとともに、その家族に対しても協力要請を行ったほか、引き続き、個別面談やミーティング等において、職員の健康管理とあわせ飲酒状況の確認や飲酒に対する指導を実施していくこととしております。このようなことが二度と起こることがないように、再発防止に徹底して取り組み、県民の皆様の信頼回復に全力で努めてまいります。

以上もちまして、交通局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【山本(由)委員長】 ありがとうございます。

以上で説明を終わります。

次に、陳情審査を行います。

事前に配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

審査対象の陳情番号は、55番です。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)委員長】 質問がないようですので、陳情につきましては、承っておくことといたします。

次に、経営状況説明書について、提出資料に

対する質問を行います。

経営状況説明書は、長崎県央バス株式会社について提出がなされております。

何かご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)委員長】 質問がないようですので、次に進みます。

最後に、議案外の所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

議案外の所管事務一般について、事前通告をされた各委員の方で、ご質問はありませんか。

【宮本委員】 それでは、通告に従って、5分以内で質問をいたします。2点だけお聞きをいたします。

説明資料の中にもあります1ページそして3ページと関係しますが、やっぱり新型コロナウイルスでいろいろ影響が出ているというのは前の議会でも確認をさせていただきましたが、新型コロナウイルス感染症に伴う乗合バスそして貸切バス、高速バスの直近の営業収益に対する影響をお聞きしたいと思います。そして、今年度、どのような形で見込んでいるのかも併せてお聞きいたします。

そして、3ページに書いてあるんですけども、GoToキャンペーン、GoToトラベルがあっております。貸切バスについては利用促進策を検討するというところで説明もあったところですけども、今後、GoToキャンペーンにどのような形でつなげていくのかをお聞きいたします。

【濱口営業部長】 委員ご質問の件でございますけれども、まず運輸収入の状況でございます。乗合につきましては、8月までの最新の実績で前年度と比較しまして、全体で約10億円の減収、減少率としてマイナス50%となっております。

減少率は5月のマイナス60%をピークに、7月がマイナス41%と減少しておりますけれども、8月はマイナス42%と、大体横ばいの状況でございます。

内容としましては、観光客あるいはビジネス客の減少の影響が大きくて、空港リムジンバスで約2億3,000万円の減、県外高速バスで約1億5,000万円の減、貸切バスで約3億円の減となっております。いずれも減少率は約8割程度となっております。

それから、それ以外の一般定期路線につきましても、8月までで約2億7,000万円の減、減少率がマイナス29%程度となっております。減少率は、4月がマイナス47%で、それがピークだったのですが、8月はマイナス19%、回復傾向にあるのかなと考えております。

それから、今後どうやっていくのか、今後の見通しといたしますか、まず乗合のほうといたしましては、依然として回復の兆しがなかなか見えないというところで、まず費用を圧縮していかなければいけない、抑えていかなければいけないということで、県外の高速バスにつきましては、長崎～宮崎線を10月1日から当分の間、運休ということでやっていきたいと考えておりますし、またほかの北九州線、熊本線につきましても、継続して減便して運行させていただこうと考えております。それから、空港リムジンにつきましても、まだ飛行機の減便がされているということと、利用者が増えないということで、利用状況に合わせて減便して継続して運行する予定でございます。それから、市内線の路線バスでございますが、こちらのほうが夜が遅かったり、あるいは昼間帯、比較的用户者が少ない便の減便、そういったダイヤ改正もやっていこうと考えております。もちろん、その上で、

輸送力の確保というのは念頭に置きながら減便等もやらせていただこうと考えております。

それから、貸切の方が、春に運行予定でございました県外からの修学旅行の団体が秋以降に延期を検討して、一時的に9月以降が予約が昨年を上回る状況が続いていたのですが、新型コロナウイルスの感染拡大というのがなかなか収まっていないということもあって、さらにまた延期あるいは中止というものが相次ぎまして、8月末現在におきましては、9月、10月の予約が収入で対前年度比5割、それから11月から12月にかけて、こちらも同様に7割から8割程度の予約状況となっております。1月から3月にかけては、秋から冬にさらに延期とかいうこともございまして、そういうことで冬の方が増えておりまして、昨年度2月以降、新型コロナの影響が出ていますので、単純比較はできないのですが、いずれも前年の月を上回る予約状況となっております。

今後につきましては、状況等を見ながら、いろんな情報収集しながら、各旅行代理店とかと協力しながら対処していきたいと考えております。

それから、G o T oキャンペーンの件でございますけれども、まず貸切につきましては、利用者が旅行会社へ申込みする際にG o T oキャンペーンが適用されるということがあって、キャンペーンの利用実態というのが、なかなか貸切バス事業者の中では見えにくい、見えないというものがございますが、複数の旅行者から聞き取りをした結果、情報としては、貸切バスを利用するような団体というのが動きが少なく、それよりも個人旅行が増加傾向にあると聞いております。旅行代理店とかに問合せをされる内容としては、近距離の旅行に対して問合せ

が中心になっているという情報を聞いております。それで、九州外から九州へ訪れる利用者というのは動きが少ないと聞いております。今後とも動向把握に努めたいと思っております。

それと、一方で、交通局の子会社でございます長崎県営バス観光では、長崎及び諫早市内の小学校の修学旅行において、G o T oキャンペーンを活用しているということと、それから例年、1月から3月にかけては、長崎県営バスよか余暇ツアーというものを実施しておりますが、G o T oキャンペーンが1月末までという期限がございますので、それを前倒しして、11月から県営バスよか余暇ツアーを開催予定としておりまして、県内の松浦、平戸、佐世保を周遊するコースに活用していきたいと考えております。

あと、乗合のほうにつきましては、10月1日から、地域クーポンが適用されるようになっております。それで、それを利用して県外高速、リムジン等が購入できるというふうになっておりますので、それをぜひ活用していただければと期待しているところでございます。

【山本(由)委員長】ほかの事前通告をされた各委員の方で、ご質問はありませんか。

【溝口委員】もう宮本委員の方に説明もあったと思うんですけれども、新型コロナウイルス感染症の経営への影響等についてです。6月に10億円の借入れということで議決したわけですが、先ほどの説明の中で、10億円の減収を見込んでという形であると思うんですけれども、その後、現状と今後の取組について、どのような形でいこうとしているのか、お尋ねをしたいと思います。

【安藝管理部長】先ほど営業部長も申し上げましたけれども、4月から8月までの5か月間の運輸収入は、昨年度と比較して約10億円の減収と

なっております。今後、コロナ感染症の終息したと言えない状況の中で、見通しを立てるところも非常に困難な状況ではありますが、6月議会でお示した14億円の減収というところを大きく上回るおそれもあるというふうに考えております。

コロナでの厳しい状況でありますけれども、今後、経費削減に努めてまいりますけれども、状況によっては、6月補正で設定させていただいた特別減収対策企業債の限度額の増額というところも検討しなければいけないのかなと考えているところであります。

【溝口委員】わかりました。

10億円で足りないということであれば、早目にその計画を作り直していかなければいけないと思うんですけれども、今、管理部長が言ったように、経費削減していかなければいけないということですが、その経費削減をどのようなところに力を入れてやっていこうとしているのか、お尋ねしたいと思います。

【安藝管理部長】今、経費削減といたしましては、6月議会でもお話をしたとおり、4億円経費削減をするというところで取組を進めているところでございますけれども、4月から8月までの5か月間では、全体で3億円を超える営業経費の削減というものを行っているところでございます。

具体的には、バス購入の先送りとか、県外高速バスの運休等に伴う軽油費や減価償却、通行料などを削減しているところであります。また、人件費についても、期末勤勉手当や時間外の削減に取り組んでいるところでございますけれども、今後、今、交通局におきましては、経営戦略室長をリーダーとして、組織、事業規模、ダ

イヤ等、あらゆる分野について抜本的な経営の見直しというところを検討しているところであります。起債の償却についても、そこを含めてきちんと計画立てられるように検討を進めていきたいと思っております。

【溝口委員】新型コロナウイルス感染症によって、なかなかバスを利用する人たちがいなくなってきている中、大変な経営をしていかなければいけないと思うんですけれども、交通局職員一丸となって、この危機を乗り越えていただきたいと思っておりますので、しっかりとした計画を立てて頑張ってくださいと思います。

【山本(由)委員長】ほかの事前通告をされた各委員の方で、ご質問はありませんか。

【徳永委員】コロナウイルス対策、収入対策について質問いたしたいと思っております。

先ほどは、交通局長の方から現状について説明がありました。いろいろとご苦労はされておりますけれども、収入等が厳しい中、さらに経営の改善が必要なところではないかと思っておりますけれども、具体的に、どのようなことに取り組み、またどのような効果が出ているのか、お尋ねいたします。

【太田交通局長】現在、職員一丸となって経営の効率化に対応しております。先ほど、管理部長からもご説明をいたしましたけれども、現在、経費の削減については、期末手当の削減、それからバスの運休等によりまして職員が少し余裕が出てまいりました。そういう職員を各営業所に配置をいたしまして、時間外手当を削減することによって、まずは出費を抑えたい。それから、バスの運休等によりまして、軽油費それから通行料、そういう面が削減できます。それと、現在、各ターミナルの営業時間につきましても少し見直しをいたしまして、全体的な経費の削

減というのもやっていきたいと思っております。

現在、なかなか収支の状況が見通せない状況にあります。まだコロナの影響がどこまで続くのかというのが見通せない状況でありまして、コロナ以前の姿に戻るかどうかと非常に危惧するところでございます。そういうこともありまして、さらなる効率化を図るためにどうやっていくかというのを現在検討しております。大きな借金を抱えることとなりますので、その返済に当たっては、まず資産の売却等も含めて資産の活用を図っていくということと、現在、中期経営計画の中で、いろんな投資をやっていくようにしております。バスの更新、それから営業所の建替え等、その辺の投資計画もやはり見直しをしていかざるを得ないであろうと思っております。それから、先ほど営業部長からも言いましたように、今、乗客数がかなり減っておりますので、それに見合ったバスの便数、その辺を考えていかざるを得ないだろうと思っております。今年度中に、できるだけ早目に皆様に将来の計画というのをお示ししたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【徳永委員】今回のこのコロナの感染については、一番影響を受けているのが交通関係、そしてホテル、飲食ということで、非常に大変だろうと思っております。そしてまた、バス運営についても、今までの不況というのは経済不況です。ある一定の時期が過ぎれば、また元に戻ってくるという一つの計算を基に運営も経営もできたわけなんですけれども、今回、コロナという、さっき交通局長がおっしゃったように、先が見通せないという中で、いろんな資産を売却、そしてまたいろんな削減によってとありますけれども、やはり県営バスの県民へ対しての役割、公共交通の重要性というものを、特にこ

ういった時代であるからこそ、県営バスの役割が非常に大きいものですから、大変でしょうけれども、どうかご努力をしていただいて、一生懸命取り組んでいただきたいと思っております。

【久保田副委員長】私のほうから、バスの運転手さんの雇用状況についてお尋ねしたいのですが、減収と、先行きの見通しが見つからない厳しい状況の中ではありますが、バス運転手さんの雇用状況で、例えば、リストラ、あるいは給料が減っているとか、そういったことについてお尋ねしたいのですが。

【安藝管理部長】運転士等の雇用状況でございますけれども、コロナの影響で減収になったという理由で職員の解雇というものは行っておりません。

コロナの影響によりまして経営は厳しい状況にありますけれども、先ほど申し上げたように、期末手当をカットしたり、時間外縮減などにより人件費を削減することによって、職員の雇用を維持しているところでございます。

職員の収入源というところによりましては、期末手当カットが、令和2年6月、今度の12月、そして来年の6月、3回にかけて合計1.3か月分期末手当をカットするということで職員組合と合意したところでございます。

【久保田副委員長】ありがとうございます。

バスの運転手さんも生活がかかっていらっしゃると思いますので、皆さん方も大変だということはわかっておりますけれども、リストラとか、収入が減ることができるだけ最小限に抑えられるように、皆様方も工夫していただいて、バスの事業の方をよろしく願いいたします。

【山本(由)委員長】以上で、議案外の質疑が終了いたしましたので、交通局関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

午後 1時59分 休憩

午後 1時59分 再開

【山本(由)委員長】 委員会を再開いたします。
これをもちまして、交通局関係の審査を終了いたします。

引き続き、委員間討議を行います。

理事者退室のため、しばらく休憩いたします。

交通局の理事者の皆様におかれましては、大変お疲れさまでした。

午後 2時 0分 休憩

午後 2時 0分 再開

【山本(由)委員長】 委員会を再開いたします。
これより、決算審査の日程について協議を行います。

それでは、審査の方法について、お諮りいたします。

協議につきましては、本委員会を協議会に切り替えて行うことといたしたいと存じますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)委員長】 ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

それでは、ただいまから委員会を協議会に切り替えます。

午後 2時 1分 休憩

午後 2時 1分 再開

【山本(由)委員長】 委員会を再開いたします。

予算決算委員会環境生活建設分科会の決算審査の日程については、お手元に配付いたしております審査日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)委員長】 ご異議ないようですので、そのように決定させていただきます。

次に、閉会中の委員会活動について協議したいと思っておりますので、しばらく休憩いたします。

午後 2時 2分 休憩

午後 2時 2分 再開

【山本(由)委員長】 委員会を再開いたします。

閉会中の委員会活動について、何かご意見はありませんか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)委員長】 それでは、正副委員長にご一任願いたいと存じます。

これをもちまして、環境生活建設委員会及び予算決算委員会環境生活建設分科会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

午後 2時 3分 閉会

環境生活建設委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

令和2年9月29日

環境生活建設委員会委員長 山本 由夫

議長 瀬川 光之 様

記

1 議 案

番 号	件 名	審査結果
第 117 号 議 案	訴えの提起について	原案可決
第 118 号 議 案	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決
第 119 号 議 案	本明川ボート練習場センタープイ整備事業に対する諫早市の負担金について	原案可決

計 3 件 (原案可決 3 件)

委員長（分科会長） 山 本 由 夫

副委員長（副会長） 久保田 将 誠

署 名 委 員 溝 口 芙美雄

署 名 委 員 ご う まなみ

書 記 坂 井 文 孝

書 記 永 井 美佐子

速 記 (有)長崎速記センター

配 付 資 料

令和2年9月定例県議会

予算決算委員会 環境生活建設分科会 関係議案説明資料

土 木 部

土木部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第110号議案 令和2年度長崎県一般会計補正予算（第7号）のうち関係部分

第111号議案 令和2年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算（第2号）

であります。

はじめに、第110号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

今回の補正予算は、本年7月の豪雨による被災施設の復旧等に要する経費及び建設工事等リモート化導入事業に要する経費について補正しようとするものであります。

歳入予算は、

分担金及び負担金	2,500万	円の増
国庫支出金	31億3,834万1千円	の増
合 計	31億6,334万1千円	の増

となっております。

歳出予算は、

土木管理費	624万2千円	の増
道路橋りょう費	2億4,500万	円の増
河川海岸費	16億4,250万	円の増
公共土木施設災害復旧費	3.6億8,312万	円の増
合 計	55億7,686万2千円	の増

となっております。

これにより、土木部関係の一般会計歳出予算総額は、

1, 154億1, 364万3千円

となります。

次に、補正予算の内容についてご説明いたします。

本年7月の豪雨による被災施設の復旧等に要する経費として、

公共事業 53億2, 562万 円の増

単独事業 2億4, 500万 円の増

建設工事等リモート化導入事業に要する経費として、

単独事業 624万2千円の増

を計上いたしております。

次に、繰越明許費についてご説明いたします。

地元調整等に不測の日数を要したことにより、適切な工期が確保できなくなったこと等に伴い、

道路橋りょう費 34億3, 235万 円

河川海岸費 38億7, 514万1千円

港湾空港費 11億4, 856万 円

都市計画費 5億9, 220万 円

公共土木施設災害復旧費 50億2, 500万 円

合 計 140億7, 325万1千円

について、繰越明許費を設定しようとするものであります。

次に、債務負担行為についてご説明いたします。

新型コロナウイルス感染症の影響により対馬空港化学消防車に係る製造に期間を要

することが判明したため、既に設定済みの空港管理費にかかる債務負担行為の期間を延長するものであります。

次に、第111号議案「令和2年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算(第2号)」についてご説明いたします。

地元調整に不測の日数を要したことにより、適切な工期が確保できなくなったことに伴い、

港湾施設整備費	5,800万	円
---------	--------	---

について、繰越明許費を設定しようとするものであります。

以上をもちまして、土木部関係の説明を終わります。

何とぞ、よろしくご審議のほどお願いいたします。

令和2年9月定例県議会

環境生活建設委員会関係議案説明資料

土 木 部

土木部関係の議案、議案外の報告事項及び主な所管事項についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第117号議案 訴えの提起について

であります。

はじめに、議案についてご説明いたします。

第117号議案「訴えの提起について」は、県営住宅において、入居名義人死亡後に不正入居を続けている者に対し、県営住宅の明渡し及び家賃相当損害金等の支払いを求めて訴えを提起しようとするものであります。

続きまして、議案外の報告事項について、ご説明いたします。

(和解及び損害賠償の額の決定について)

令和元年及び令和2年に発生した県の管理瑕疵による事故の和解及び損害賠償の額の決定7件を、地方自治法第180条の規定に基づく軽易な事項として専決処分させていただいたものであります。

内容は、路面の異状によるものが2件、道路法面からの転石等によるものが3件、グレーチングの跳ね上げ等によるものが2件であります。

各事件の相手方へ支払った賠償金は合計で1,820,022円であります。

(起訴前の和解について)

県営住宅の明渡し及び滞納家賃の支払いにつき、起訴前の和解の申し立て2件を地方自治法第180条の規定に基づく軽易な事項として専決処分させていただいたもの

であります。

起訴前の和解については、起訴まで至らない段階において、簡単な裁判手続きにより、分割支払いを認めて滞納解消を促すものであります。

(公共用地の取得状況について)

令和2年5月1日から令和2年7月31日までの土木部所管の公共用地の取得状況については、諫早市における一般県道諫早外環状線道路改良工事（諫早インター工区）ほか5件であります。

続きまして、土木部関係の主な所管事項について、ご説明いたします。

(令和2年7月豪雨災害について)

去る7月6日から7日にかけて、活発化した梅雨前線の影響により全国的に広い範囲で大雨が降り続き、県内においても、6日夕方には、警戒レベル5相当の大雨特別警報が発表されるなど各地で記録的な豪雨となりました。この大雨により、県央、県北、長崎を中心に災害が発生し、土木部関係の公共土木施設の被災状況は、8月5日時点で県管理施設は85箇所、被害額は約40.0億円、市町管理施設は227箇所、被害額は約44.7億円に上っております。

特に、大村市においては、線状降水帯の通り道となり、二級河川郡川水系の支川佐奈河内川では、越水及び破堤により流域の家屋115戸が浸水の被害を受けました。

その他の地域においても、7月8日に佐世保市小川内町で発生した地すべりが、10日、24日に範囲が拡大し、13世帯42名の方が避難を余儀なくされたほか、主要地方道平戸生月線においては、7月24日朝方の大雨により斜面が崩壊し、全面通行止めとなるなど県内各地に被害をもたらしました。

なお、今回の豪雨災害で熊本県球磨川流域に甚大な被害が発生しましたが、本県としても、7月28日から球磨村へ土木技術職員2名を派遣し、道路、河川等の早期復旧に向けた災害査定業務等の支援を行っております。

引き続き、関係市町等との連携を図りながら、被災した県内公共土木施設の本復旧に全力を注ぐとともに、県外被災地の復旧・復興に向けた支援も行っております。

(石木ダムの推進について)

石木ダムについては、川棚川の抜本的な治水対策及び佐世保市の慢性的な水源不足解消のために必要不可欠な事業であります。

先般の令和2年7月豪雨において、川棚川流域では、幸い河川の氾濫による洪水被害は発生しておりませんが、頻発・激甚化する自然災害から、地域住民の皆さまの生命・財産を守り、安全・安心を確保することは、行政の最も重要な責務の一つであると考えており、一日も早いダムの完成が必要であります。

現在、現場の安全を確保しながら、付替県道工事を進めているところであり、今後はダム本体工事の一部に着手したいと考えております。

しかしながら、事業に反対されている地元住民の方々は、工事現場内にテーブルや椅子などの私物を持ち込み、座り込み等を行っており、一部の工事に支障をきたしているため、県としては、早期に私物を撤去するよう働きかけを続けてまいります。

これからも反対住民の方々には、話し合いに応じていただけるよう、引き続き、努力していくとともに、本事業を取り巻く状況の変化を見極めながら、令和7年度末のダム完成を目指し、佐世保市及び川棚町と一体となって事業の推進に全力を注いでまいります。

(新型コロナウイルス感染症にかかる公共工事への影響について)

新型コロナウイルス感染症にかかる工事等の対応については、国が示した「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」において、河川や道路などの公物管理や公共工事など、安全安心に必要な社会基盤に係る事業者については最低限の事業継続が要請されており、県においても、基本的には事業継続の方針を示し、鋭意事業の進捗を図っております。

また、県発注公共工事において、感染者等が発生した場合など、受注者から申し出があれば、必要に応じ、工事の一時中止等の措置を行うこととしておりますが、現時点で該当は無く、事業の執行に大きな影響は生じておりません。

土木部においては、今後も引き続き、国が示した「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」に沿った感染防止対策の周知や徹底に努めてまいります。

(九州新幹線西九州ルート of 建設促進について)

九州新幹線西九州ルートについては、大村、諫早、長崎の各市内で行われていた3つの橋りょう工事が竣工するとともに、新大村（仮称）駅、諫早駅に続き、長崎駅の駅舎新築工事も7月から本格的に始まるなど、順次工事が進められております。

また、5月から逐次国道202号の夜間通行止めを行いながら進めてまいりました、長崎市内の宝町橋りょうの架設が、7月10日に無事終了いたしました。

今後とも、関係機関、地元市町と連携して、令和4年度の開業に向けて、円滑に工事が進められるよう取り組んでまいります。

(長崎市中心部における交通結節の強化について)

長崎駅周辺における公共交通機関の乗継ぎ利便性の向上や、2バース化を予定している松が枝埠頭へのアクセス強化等を図るため、昨年8月に「長崎市中心部の交通結節等検討会議」を立ち上げ、議論を重ねてまいりましたが、7月31日の第3回会議において対策案を絞り込み、「長崎市中心部の交通結節機能強化の基本計画」を取りまとめました。

今後は、計画内容の実現に向け、具体的な施設内容や規模、整備手法等に関する検討を行うとともに、関係機関や地域の皆さまと協議・調整を進めてまいります。

(長崎県総合計画チャレンジ2020の数値目標の進捗状況について)

平成28年度から令和2年度の5年間を計画期間とする「長崎県総合計画チャレンジ2020」に掲げる数値目標の令和元年度末における進捗状況のうち、土木部関係分については、お配りしている資料のとおりであります。

土木部関係分の数値目標15項目のうち、令和元年度の実績が現時点で把握できていない1項目を除く14項目の令和元年度の進捗状況は、

- ・ 目標を達成したものが6項目
 - ・ 目標を達成できなかったものの、総合計画策定時点から改善傾向にあり、やや遅れと整理したものが6項目
 - ・ 目標を達成できず、進捗状況にも遅れがみられるものが2項目
- となっています。

引き続き、最終目標の達成に向けて取り組み、総合計画の実現を図ってまいります。

(新たな総合計画の策定について)

来年度以降の県政運営の指針となる新たな総合計画の策定については、去る6月定例会に、「人・産業・地域を結び、新たな時代を生き抜く力強い長崎県づくり」を基本理念として、10の基本戦略と47の施策から成る「素案骨子」をお示しし、ご議論いただいたところであります。

今般、県議会や有識者懇話会でのご意見等を踏まえながら施策の具体化を進めるとともに、各施策がSDGsの17の目標のうち、どの目標の推進に繋がるのかの明示、まちや産業が大きく変わっていくことを発信する「本県の近未来像」、そして県民所得向上対策などを加えた「計画素案」をお示ししております。

土木部においては、基本戦略のもと、観光の振興や交流人口の拡大などを支える高速交通ネットワークの確立や生活に密着した道路ネットワークの拡充、これまでの整備効果を踏まえた防災・減災対策、国土強靱化のさらなる推進等に、これまで以上に邁進してまいりたいと考えております。

また、「地域の守り手」である建設業の担い手確保のため、若者や女性から就職先として選ばれるような働きやすい職場づくりを目指し、更なる就労環境改善に努めるとともに、接触の機会を極力減らした建設業のリモート化にもチャレンジしてまいりたいと考えております。

今後も引き続き、県議会や有識者懇話会のご意見をお伺いするとともに、パブリックコメント等により県民の皆様の声をお聞きしながら、今年度中の計画策定に向けて検討を進めてまいります。

(公共事業の再評価、事後評価について)

今年度の土木部関係の公共事業評価については、再評価34事業、事後評価3事業を長崎県公共事業評価監視委員会に諮問し、9月9日に意見書の提出が行われたとこ

ろであり、再評価3事業を「継続」、2事業を「見直し継続」とする県の対応方針、および、事後評価3事業の事業効果に係る評価は、いずれも妥当であるとの答申を頂きました。

今後とも、適正な事業評価に努め、効率的かつ効果的な事業実施を図ってまいります。

(一般競争入札において入札参加者が1者のみの場合の取扱いについて)

一般競争入札においては、平成19年9月県議会の契約締結案件の審議の中で、競争性・透明性の確保のため、制度の改善を進めるよう強く要望するとの付帯決議を受け、それ以降「入札参加者が1者の場合は入札を取り止める」と取扱いを変更しております。

その後、10年以上経過しておりますが、1者入札を取り止めにすることにより、再入札手続きなどで事業進捗に遅れが生じることや、国から求められている不調・不落の減少につながらないなど、新たな問題が生じております。

また、昨年度の「長崎県入札監視委員会から知事への報告及び意見」においても、「取りやめにすることにより、再入札では落札額が引き上げられるなど、県民に対して不利益が生じると思料される」として、「取扱いについては再検討を行うこと」との意見を頂いております。

競争性・透明性の確保については、電子入札の導入により改善されておりますが、一般競争入札においては、入札監視委員会からの意見を踏まえ、入札参加者が1者のみの場合であっても入札が成立するよう取扱いを見直したいと考えております。

以上をもちまして、土木部関係の議案及び所管事項の説明を終わります。

何とぞ、よろしくご審議のほどお願いいたします。

令和2年9月定例県議会

環境生活建設委員会関係議案説明資料

(追 加 1)

土 木 部

【環境生活建設委員会関係議案説明資料(土木部) 3頁5行目の次に、次のように挿入する。】

(台風9号及び10号による被害について)

去る9月2日から3日にかけて本県に最接近した台風9号、また9月6日から7日にかけて県内全域を暴風域に巻き込んだ台風10号は、県内各地において港湾施設等の公共土木施設に被害をもたらしました。

被災箇所については、速やかに応急対策を実施するとともに、関係市町等との連携を図りつつ、早期復旧に全力を注いでまいります。

令和2年9月定例県議会

予算決算委員会環境生活建設分科会関係議案説明資料

文化観光国際部

文化観光国際部関係の議案等についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第110号議案 令和2年度長崎県一般会計補正予算（第7号）のうち関係部分
であります。

今回の補正予算は、歳入予算では、

諸	収	入	578万	2千円の増
---	---	---	------	-------

歳出予算では、

企	画	費	2,312万	9千円の増		
商	業	費	1億1,840万	円の増		
観	光	費	6億5,619万	9千円の増		
社	会	教	育	費	1,044万	7千円の増
合		計	8億	817万	5千円の増	

であります。

この結果、令和2年度の文化観光国際部所管の歳出予算総額は、

86億2,994万 円

となります。

歳出予算の内容について、ご説明いたします。

本明川ボート練習場に常設のセンターブイを設置するために要する経費として、

スポーツコミッション事業費	2,312万	9千円
---------------	--------	-----

県産品消費の回復・拡大を図るため、県産品販売事業者等を応援する「長崎よかも
んキャンペーン」の支援に要する経費として、

県産品消費拡大事業費	1億1,840万	円
------------	----------	---

令和4年秋に開催するJRデスティネーションキャンペーンを効果的に展開するための取組に要する経費として、

JRデスティネーションキャンペーン推進事業費 533万 円

宿泊事業者が取り組む「安全・安心」対策をさらに推進するとともに、「新たな生活様式」への適応と新しい旅行スタイルを求める顧客ニーズを捉えた魅力ある宿泊施設づくりの支援に要する経費として、

宿泊施設安全・安心・快適化促進事業費 6億 円

Withコロナに対応するコンテンツとして、県内各地における地元食材にこだわった「ご当地グルメ」開発の支援に要する経費として、

「Withコロナ・リピーター」旅行需要創出事業費
1,887万 2千円

個人旅行市場向けに有効な地域資源を検討し、それを生かした宿泊プランの造成手法を学ぶ研修会の実施に要する経費として、

アフターコロナを見据えた宿泊旅行需要創出事業費 1,433万 8千円

渡航制限のため実施できない現地プロモーション事業に替えて、将来の旅行につながるプロモーション強化の実施に要する経費として

インバウンド向け戦略的プロモーション強化事業費 1,338万 6千円

渡航制限のため実施できない現地へのセールス等に替えて、市場調査や営業代行を行う現地事業者への委託に要する経費として、

ビジットながさき・インバウンド旅行需要創出事業費 427万 3千円

今後、増加が見込まれる個人・少人数旅行者に対応するため、世界遺産「潜伏キリシタン関連遺産」などを歩いて巡るルートづくりの検討に要する経費として、

包括的保存管理計画推進事業費 1,044万 7千円

を計上いたしております。

(債務負担行為について)

次に令和3年度以降の債務負担を行うものについてご説明いたします。

長崎県美術館運営事業に係る令和3年度から令和8年度までの債務負担行為として、

21億 円

アンテナショップ「日本橋長崎館」の不動産賃借料に係る令和3年度から令和7年度までの債務負担行為として、

4億5,863万 円

を計上いたしております。

以上をもちまして、文化観光国際部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年9月定例県議会

環境生活建設委員会関係議案説明資料

(追加1)

【環境生活建設委員会関係議案説明資料 文化観光国際部の5ページ17行目の次に、
次のとおり挿入】

また、9月4日には、長崎県文化団体協議会から、地域の文化活動をさらに活発化し、本県の多様な歴史、文化、食などの魅力を広く知っていただく契機となることが期待されるとして、本県への誘致について要望書が提出されております。

令和2年9月定例県議会

環境生活建設委員会関係議案説明資料

(追加2)

【環境生活建設委員会関係議案説明資料 文化観光国際部の2ページ6行目から14行目を削除し、次のとおり挿入】

このキャンペーンの効果もあり、九州経済調査協会が発表した6月及び7月の宿泊施設の平均稼働指数は、2ヶ月連続で本県が全国トップとなりました。また、県内の主要宿泊施設の宿泊客数についても、本県の観光動向調査では、4月は対前年比19.6%、5月は13.2%と大幅な減少となっておりましたが、キャンペーンを開始した6月については対前年比42.3%、7月については速報値ではありませんが59.1%と持ち直してきているところであります。改めてご協力いただいた皆様に感謝申し上げますとともに、今後は、国の「GoToトラベルキャンペーン」での誘客につなげるため、様々なツールを活用した本県の魅力の発信や周遊促進イベントなどを実施し、県内観光業界のさらなる回復を図ってまいります。

令和2年9月定例県議会

予算決算委員会 環境生活建設分科会
関係議案説明資料

県民生活環境部

県民生活環境部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第110号議案 令和2年度長崎県一般会計補正予算（第7号）のうち関係部分の1件であります。

歳出予算について、

生活対策費	1,566万	円の増
計	1,566万	円の増

を計上いたしております。

次に、補正予算の内容についてご説明いたします。

(人権尊重社会づくり推進費について)

新型コロナウイルス感染症の感染者やその家族等に対する人権配慮を促進するため、誹謗中傷や差別といった人権侵害事案に対する支援体制の整備に要する経費として、

1,566万 円

を計上いたしております。

以上をもちまして、県民生活環境部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

令和2年9月定例県議会

環境生活建設委員会関係議案説明資料

県民生活環境部

県民生活環境部関係の議案はございませんので、議案外の報告事項及び主な所管事項についてご説明いたします。

はじめに、議案外の報告事項について、ご説明いたします。

(和解及び損害賠償の額の決定について)

これは、公用車による交通事故のうち和解が成立した1件につき、損害賠償金合計3万5,321円を支払うため、去る9月1日付けで専決処分をさせていただいたものであります。

なお、この損害賠償金は全額保険から支払われることになっております。

続きまして、県民生活環境部関係の主な所管事項について、ご説明いたします。

(次期長崎県環境基本計画について)

長崎県環境基本計画については、令和3年度を初年度とする5ヵ年の新たな計画の策定作業を進めております。

県環境審議会等でのこれまでの議論を踏まえ、現計画の環境像「海・山・人 未来につながる環境にやさしい長崎県」を継承するとともに、「低炭素社会づくり」「人と自然が共生する地域づくり」「循環型社会づくり」「安全・安心で快適な環境づくり」の4つの基本目標からなる計画を策定することとしております。

「低炭素社会づくり」においては、気候変動の緩和策、適応策の推進について、「人と自然が共生する地域づくり」においては、生物多様性の保全、国立公園等の利用促進について、「循環型社会づくり」においては、プラスチック資源の循環促進、4Rの推進について、「安全・安心で快適な環境づくり」においては、大気、水環境の維持についてなど、県民生活に身近な取組等を盛り込みたいと考えております。

今後、環境審議会のご意見や庁内関係部局との調整を踏まえて計画素案を作成し、県議会のご意見をお伺いするとともに県民の皆さまの声もお聞きしながら、次期計画

を今年度中に策定してまいります。

(次期長崎県男女共同参画基本計画について)

長崎県男女共同参画基本計画については、令和3年度を初年度とする5ヵ年の新たな計画の策定作業を進めております。

国の次期計画策定の動きや県男女共同参画審議会等での議論などを踏まえ、現計画を引き継ぐ形で、新たに発生した課題や社会情勢、女性活躍推進法改正等の変化を勘案して、目指すべき姿を「男女が性別にかかわらず、個性と能力を発揮できる社会の実現」とし、「あらゆる分野における女性の参画拡大」「誰もが能力を発揮し、多様な働き方ができる環境づくり」「安全・安心な暮らしの実現」「推進体制の整備・強化」の4つの基本目標からなる計画を策定することとしております。

今後、男女共同参画審議会のご意見や庁内関係部局との調整を踏まえて計画素案を作成し、県議会のご意見をお伺いするとともに、県民の皆さまの声もお聞きしながら、次期計画を今年度中に策定してまいります。

(女性の活躍推進について)

県内企業における女性職員の管理職登用を促進するため、「ながさき女性活躍推進会議」と連携し、女性の中間管理職及びその候補者を対象に、管理職としての基本的な考え方や部下の育成、チーム運営方法などを学ぶ「女性のためのミドルマネジメント講座」を開催しております。

今年度は新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を十分に行った上で、去る7月2日から8月5日にかけて長崎地区で開催し、32名の方に受講していただいたところです。この後9月から11月にかけて佐世保地区においても、同様に講座を開催することとしております。

昨年度は受講者の9割を超える方が管理職になることに前向きとなる気持ちの変化

が見られるなど、管理職としてのスキル向上とキャリア形成への意識啓発につながったところであります。

今後とも、県内企業における女性の人材育成に努め、本県の女性活躍を推進してまいります。

(新型コロナウイルス感染症に関する人権への配慮について)

本県においても、新型コロナウイルス感染症の感染者の発生に伴い、感染者や医療従事者、またそのご家族や周囲の方々等への誹謗中傷や差別を受ける事案が発生しております。

これまでも、県ホームページや全世帯広報紙等により、感染者等への人権に配慮し、冷静な行動をとるよう啓発に努めているところですが、さらに広く県民の皆様へ呼びかけを行うため、テレビやラジオのコマーシャルを制作し、8月下旬から、民放各局で放送しております。

また、誹謗中傷や差別などを受けられた方々の相談に対応する専門相談窓口を去る8月26日に人権・同和対策課に開設し、相談員2名を配置して相談に応じるとともに、法律相談を希望される場合は弁護士を紹介し、その相談料及び調査費用を負担するなど、誹謗中傷等の回復、解決に向けた支援を行うこととしております。

このほか、インターネット上での誹謗中傷等の悪質な投稿を監視する「ネットパトロール」を実施し、悪質と思われる投稿の画像を保存し、被害者から訴訟等の証拠資料として提供を求められた場合は提供することとしております。

県としては、引き続き、人権への配慮に係る広報啓発並びに誹謗中傷対策に取り組んでまいります。

(犯罪のない安全・安心まちづくりの推進について)

本年7月末現在における県内の刑法犯の認知件数は1,661件で、前年同期と比

べ305件減少し、人口10万人当たりの刑法犯認知件数である犯罪率は125.2件で、全国においては低い方から第2位となっております。

全国でもトップクラスの良好な治安水準を維持しながら、「犯罪のない安全・安心な長崎県づくり」をさらに推進するため、自治会等の団体に、子供の見守り活動やパトロール活動などの具体的な防犯活動に1年間自主的に取り組むことを宣言してもらい、「令和2年度長崎県犯罪のない安全・安心まちづくり宣言団体」の募集を行いましたところ、過去最多となる277団体からの参加の申込みをいただき、それぞれの地域での防犯にかかる連帯感の醸成や活動の輪を広げているところであります。

今後とも、県民、事業者等の皆様と一体となって、安全・安心まちづくりの更なる推進に力を尽くしてまいります。

(令和2年国勢調査の実施について)

我が国に住んでいるすべての人を対象に、人口・世帯の実態を明らかにする最も基本的で重要な統計調査である国勢調査を、本年10月1日を調査期日として実施いたします。

国勢調査員が世帯を訪問する際には、新型コロナウイルス感染防止対策のため、国勢調査員はマスクを着用するなど対策を講じたうえで、紙の調査票やインターネットで回答する場合に必要な情報が記載された利用ガイド等を世帯に配布しております。

特に、前回の調査から導入されたスマートフォンやパソコンによるインターネット回答を更に推進しております。

国が集計した調査の結果は、令和3年6月に男女別人口及び世帯数の速報結果が公表され、さらに、同年11月までに人口、世帯、住居などに関する詳しい結果が公表され、その後、就業状態や人口の転出入状況などについて、順次公表される予定となっております。

今後とも、県民の皆様のご理解とご協力を得られるよう広報活動を行うとともに、

国や市町と連携を図りながら、円滑な実施に努めてまいります。

(令和元年度の各種環境調査の結果について)

県及び関係機関では、県民の快適で安全・安心な暮らしを確保するため河川、湖沼、海域等の水質や大気等の各種環境調査を実施しており、令和元年度の調査結果について8月11日に公表したところです。

水質については、一部の河川や諫早湾干拓調整池及び大村湾などの閉鎖性海域などにおいて、COD(化学的酸素要求量)等の環境基準を達成していませんが、前年度と比較して横ばい若しくは改善傾向を示しております。

また、大気については、二酸化硫黄、二酸化窒素及びPM2.5の環境基準は全測定局で達成しておりますが、光化学オキシダントについては全測定局で環境基準を上回り、去る5月に対馬市及び五島市・新上五島町に光化学オキシダント注意報を発令いたしました。

今後とも、関係部局と連携を図りながら環境調査を実施するほか、環境汚染防止のための工場等の監視指導にも取り組み、県民の安全・安心のための情報提供に努めてまいります。

(汚水処理人口普及率について)

県では、汚水処理人口普及率の令和8年度の目標を90.2%とする「長崎県汚水処理構想2017」を策定し、市町とともに下水道や浄化槽などの汚水処理施設の早期整備を推進しております。

本年9月に公表しました令和元年度末の県汚水処理人口普及率は、81.7%となり、前年度より0.8ポイント増加しましたが、全国平均91.7%に比べて低い状況にあります。

県では、下水道など集合処理が適さないといった理由で、汚水処理人口普及率が低

い市町に対して、浄化槽設置拡大に向けた協議を個別に行うなど、普及率向上に努めているところであります。

今後とも、県と市町が一体となって、汚水処理施設の整備を進め、県民の生活環境の向上及び河川や海域等の公共用水域の水質保全を図ってまいります。

(廃棄物不適正処理対策について)

毎年、6月の環境月間中に、不法投棄の未然防止、早期発見に努めるとともに、広く県民に不法投棄防止の啓発を行うことを目的として、市町、警察、海上保安部など関係機関が連携して合同パトロールを実施しているところであります。

本年も6月に実施した結果、不法投棄量は前年度よりも1.1 m^3 減少の40.8 m^3 と過去最少であり、県民への理解促進と抑止効果が現れてきたものと考えております。

今後とも廃棄物の不適正処理や不法投棄防止のため、産業廃棄物処理業者に対する効率的で統一的な立入検査の実施や指導、関係機関等と連携した巡回パトロールの実施を通して、未然防止、早期発見に努めてまいります。

(国立公園雲仙の活性化に向けた取組について)

県では、国立公園雲仙の活性化に向けた取組として、雲仙市及び国との連携のもと雲仙地区の上質化に取り組んでいるところです。環境省から施行委任を受けて実施する雲仙温泉街中心部の広場の整備につきましては、6月に設計業務を終え、現在関係法令の手続き等、工事の発注に向けて準備を進めているところであります。

また、県の事業として実施する多言語の解説板やトイレの洋式化につきましても、7月21日に国の補助金の採択を受け、設計及び工事の準備を進めています。

県では、引き続き関係機関と連携して、雲仙温泉街における賑わい空間の整備や主要な利用地点における受入れ環境の整備等を通じて、国立公園の利用拠点である雲仙

地域の活性化を図る取組を着実に進めてまいります。

(新たな総合計画の策定について)

来年度以降の県政運営の指針となる新たな総合計画の策定については、去る6月定例会に、「人・産業・地域を結び、新たな時代を生き抜く力強い長崎県づくり」を基本理念として、10の基本戦略と47の施策から成る「素案骨子」をお示しし、ご議論いただいたところであります。

今般、県議会や有識者懇話会でのご意見等を踏まえながら施策の具体化を進めるとともに、各施策がSDGsの17の目標のうち、どの目標の推進に繋がるのかの明示、まちや産業が大きく変わっていくことを発信する「本県の近未来像」、そして県民所得向上対策などを加えた「計画素案」をお示ししております。

なお、基本戦略のうち県民生活環境部部分では、基本戦略1-4「みんなで支えあう地域を創る」において、多様な主体による連携・協働の推進や、人権が尊重される社会づくりを推進することとしております。また、基本戦略3-3「安全安心で快適な地域を創る」においては、プラスチックごみ対策や節電、省エネルギー等の取組などを推進してまいります。

今後も引き続き、県議会や有識者懇話会のご意見をお伺いするとともに、パブリックコメント等により県民の皆様の声をお聞きしながら、今年度中の計画策定に向けて検討を進めてまいります。

(長崎県総合計画チャレンジ2020の数値目標の進捗状況について)

平成28年度から令和2年度の5年間を計画期間とする「長崎県総合計画チャレンジ2020」に掲げる数値目標の令和元年度末における進捗状況のうち、県民生活環境部関係分については、お配りしている資料のとおりであります。

県民生活環境部関係分の数値目標34項目のうち、施策と事業群の指標が同じもの、

令和元年度目標値を設定していないものなど5項目を除く29項目の令和元年度の進捗状況は、

- ・目標を達成したものが18項目
 - ・目標を達成できなかったものの、総合計画策定時点から改善傾向にあり、やや遅れと整理したものが5項目
 - ・目標を達成できず、進捗状況にも遅れがみられるものが6項目
- となっています。

引き続き、最終目標の達成に向けて取り組み、総合計画の実現を図ってまいります

以上をもちまして、県民生活環境部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

令和2年9月定例県議会

環境生活建設委員会関係議案説明資料

交 通 局

今回、交通局関係の議案はありませんので、主な所管事項についてご説明いたします。

(新型コロナウイルス感染症の経営への影響等について)

交通局の経営状況については、緊急事態宣言が発せられた4、5月の減収を底として、若干の回復傾向にはあるものの、空港リムジンバスや県外高速バス、貸切バスなどにおいてビジネス客や観光客の戻りが鈍く、大幅な減収が続いております。今年4月から6月までの第1四半期においては、バスの運休や経費節減、給与見直し等の効果で昨年度に比べ営業費用が約2億円の減少となりましたが、運輸収入等の営業収益は昨年度に比べ約7億円の減少となっております。

7月以降においては、新型コロナウイルス感染症の感染者数が増加していることもあり、同様に厳しい状況が続き、一般路線バスについても、企業等によるリモートワークの実施や公共交通機関を使った移動そのものを控える動き、また、県民の皆様における外出自粛意識の浸透などから、利用客の減少が続いております。

現在、交通局では全職員が一体となってこの危機的な経営状況に対応しておりますが、当該感染症の流行前の輸送人員数に戻るには、相当程度時間がかかるのではないかと危惧しており、高速バス等の一部運休の継続や、一般路線バスについてはその路線の維持を前提としつつも、一時的な減便等については行わざるを得ないものと考えております。

交通局としては、今年の厳しい経営状況からの建て直しに向け、コストの更なる縮減などの検討を進めてまいります。

(新ICカード「ニモカ」及び夏休みこども定期券について)

交通局及び長崎県中央バス株式会社においては、新ICカード「ニモカ」を去る6月21日から運用を開始いたしました。9月30日まではスマートカードとの

併用期間とし、10月以降はニモカへ移行する予定としております。ニモカへの移行については大きな混乱もなく順調に進んでいるものと考えており、8月までにカード利用者の約9割が新ICカードでご利用いただいております。今後も新ICカードの周知に努めるとともに、定期券の自動継続機の設置についても検討を進めており、利便性の向上に努めて参ります。

小学生を対象にした「夏休みこども定期券」については、バスの利用機会の少ない小学生に夏休み期間を利用してバスに親しんでいただくとともに、バス利用の際のマナーなどを知っていただくため平成29年から毎年実施しております。

今年は、新型コロナウイルス感染症の影響から学校の夏休み期間が短縮されたことや、路面電車との共同販売を行わなかったことなどもあり、145名の利用にとどまり、昨年の966名から大幅な利用者の減少となりましたが、今後も、バスの利用促進を図る様々な取組を通じて、地域の皆様に愛される県営バスを目指してまいります。

(高速バスの運休等、貸切バスの状況について)

交通局では、新型コロナウイルス感染症対策への国、県、関係団体等の対応状況や利用者の状況等を考慮しながら、県外高速バスや空港リムジンバス、佐世保線、ハウステンボス線の減便や運休を行っております。県外高速バスにつきましては、緊急事態宣言を受け5月から全路線運休しておりましたが、6月以降運行を再開し、現在、大分線及び宮崎線は全便運行、熊本線は全運行便の半分の4往復8便運行、北九州線は3往復6便運行としております。

空港リムジンバスは、飛行機の就航便の減少とともに空港利用者が大幅に減少しており、全運行便の半分程度を減便しております。佐世保線は5月まで約半分の6往復12便を運休しておりましたが、6月1日から全便の運行を再開しており、ハウステンボス線はハウステンボスの再開とともに運行を再開しております。

各路線とも例年であれば乗客が多い8月に乗客増となっておらず、今後運行便数の見直しを行いたいと考えております。

貸切バスについては、今年度4月から8月にかけて新型コロナウイルス感染症の影響から予約団体の多くがキャンセルとなり、昨年と比較して貸切収入が8割減の状況となっております。毎年受注がピークとなる9月以降の受注は、当該感染症の拡大状況が収まっていないことから徐々に旅行自体の中止や延期によるキャンセルの連絡が相次いでおり、動向が見定まらない状況となっております。今後とも旅行会社と情報交換等をしっかりと行いながらG o T oキャンペーンを活用した貸切バスの利用促進策を検討するなど、受注の回復に努めてまいります。

(新型コロナウイルス感染症防止対策について)

交通局では、バスでの新型コロナウイルス感染症への感染防止対策として、毎日の車内消毒やバス運転席へのビニールシートの設置、換気に配慮した冷房の実施、運転席後方座席の使用中止などを行い、また、貸切バスにおいては乗車口にアルコール消毒液を設置するなどの対策を講じております。

職員への感染防止対策として、①3密（密集、密接、密閉）の回避、②こまめな手洗い・手指消毒の実施、③マスクの着用、④ソーシャルディスタンスの確保などの取組を行うとともに、毎日検温を行い体温が37度5分以上の場合は出勤をさせないこととしております。また、職員に対して、会食等による感染が増えていることを踏まえ、身内以外の者との飲酒を伴う会食を自粛するとともに、感染者との接触をいち早く把握するため、厚生労働省が開発した当該感染症接触確認アプリ「COCOA」の利用を呼び掛けております。

今後とも、国、県、関係団体等とも連携しながら当該感染症の感染防止対策に努めて参ります。

(事故防止の取組について)

交通局では、昨年度、度重なる重大事故が発生したことから、従来からの事故防止の取組に加え、「右左折時の横断歩道手前での一旦停止」、「行動に移す前の3秒確認」、「信号機のイエローストップ」、「市街地での時速40km走行」、「ターミナルや車庫内での時速10km未満の走行」の5つを重点項目として掲げ、その周知と励行の徹底に取り組んでおります。

周知に当たっては、所属長と乗務員の個別面談や幹部職員による早朝点呼時における乗務員との対話の機会を増やすなど、乗務員ひとり一人が事故防止に対する理解を深めるための意識付けを図っているところです。

このような取組を行った結果、事故件数は今年度8月末現在で9件と前年度同時期の21件と比較して12件減少し、重大事故の発生は0となっており、取組の成果があったものと考えております。今後も、気を緩めることなく、事故防止と安全運行に継続して取り組んでまいります。

(バス乗務前の呼気検査におけるアルコール反応に係る職員の処分について)

交通局の子会社である長崎県央バス株式会社において、去る7月24日早朝のバス乗務前の呼気検査において運転士から呼気1リットル中0.175ミリigramのアルコール分が検出されました。乗務前のアルコール検出が出たことはバス乗務員としてあってはならないことであり、同社において7月31日付けで停職2月の懲戒処分を行っております。

交通局及び長崎県央バス株式会社においては、これまで職員の飲酒運転防止対策を一体として行っており、「飲酒運転防止対策マニュアル」の策定、職員への積極的な指導や家族に対する協力要請、「コンプライアンス・ハンドブック」の作成・職員への配布、毎年セルフチェックシートによる内容確認の実施などにより、周知徹底を図ってきたところでありますが、バスの乗務は行っていないとはいえ、今回

の不祥事が生じたことは誠に遺憾であり、公共交通を担うバス事業者として県民の皆様へ深くお詫び申し上げます。

今回の事案発生を踏まえ、改めて交通局及び長崎県央バスの全職員から「法令等遵守にかかる誓約書」を徴取し、職員の自覚を促すとともに、その家族に対しても協力要請を行ったほか、引き続き、個別面談やミーティング等において、職員の健康管理とあわせて飲酒状況の確認や飲酒に対する指導を実施していくこととしております。このようなことが二度と起こることがないように、再発防止に徹底して取り組み、県民の皆様の信頼回復に全力で努めてまいります。

以上をもちまして、交通局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

